

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生
社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業
報告書（別冊） 参考資料

令和6年（2024年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. ヒアリング調査項目.....	1
2. ヒアリング調査結果.....	4
A：先進事例×養護老人ホーム.....	4
① 社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム 聖ヨゼフ・ホーム	4
② 社会福祉法人 安立園 安立園養護老人ホーム.....	13
③ 社会福祉法人 蓬愛会 養護老人ホームアオーラ而今	18
④ 社会福祉法人 慈愛会 養護老人ホーム 篠原の里.....	23
⑤ 社会福祉法人杉和会 盲養護老人ホーム優・悠・邑 和（なごみ）	31
⑥ 社会福祉法人 和告福祉会 養護老人ホーム 和告寮	39
⑦ 社会福祉法人千葉県厚生事業団 養護老人ホームひかり隣保館	46
⑧ 社会福祉法人江刺寿生会 養護老人ホーム松寿荘.....	54
B：先進事例×軽費老人ホーム	60
① 社会福祉法人 明生会 軽費老人ホーム悠々の里.....	60
② 社会福祉法人 札幌南福祉会 軽費老人ホーム宏楽苑.....	66
③ 社会福祉法人 修央会 軽費老人ホーム福寿荘.....	71
④ 社会福祉法人 友泉会 軽費老人ホーム 師吉荘.....	77
⑤ 社会福祉法人 宏友会 ケアハウス藤花.....	84
⑥ 社会福祉法人 溪仁会 ケアハウス カームヒル西円山.....	91
⑦ 社会福祉法人 札幌恵友会 軽費老人ホーム A 型茨戸ライラックハイツ ..	97
⑧ 社会福祉法人 サンシャイン会 軽費老人ホームシーサイドサンシャイン....	104
C：スタートアップ候補事例×養護老人ホーム.....	112
① 宇和島地区広域事務組合 養護老人ホームきほく優愛の里.....	112
② 社会福祉法人幸輝会 養護老人ホーム塩手荘.....	114
③ 社会福祉法人恵泉会 養護老人ホームともえ.....	117
④ 社会福祉法人大樹会 養護老人ホーム安岡園.....	119
⑤ 社会福祉法人徳之島福祉会 徳之島養護老人ホーム	122
⑥ 社会福祉法人五色会 緑川荘.....	125
⑦ 社会福祉法人樹園 樹園老人ホーム.....	128
⑧ 社会福祉法人明石愛老園 養護老人ホーム明石愛老園.....	131
D：スタートアップ候補事例×軽費老人ホーム.....	134
① 社会福祉法人雨竜ことぶき会 軽費老人ホームケアハウス メゾンふるーる	134
② 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠ホームスオミ・ケアハウス	137
③ 社会福祉法人かづみ野 かづみの里.....	140
④ 社会福祉法人さわらび会 ケアハウス田園.....	143

⑤ 社会福祉法人誠和 ケアハウス紫陽花.....	146
⑥ 社会福祉法人 来友会 軽費老人ホーム来友館.....	149
⑦ 社会福祉法人緑山福社会 軽費老人ホームなかがわ苑.....	152
⑧ 社会福祉法人いいでめぎみの里 福社会ケアハウス めぎみの里.....	155
3. モデル施設 取組計画書.....	158
4. 先行事業の考察・分析.....	175

1. ヒアリング調査項目

<先進事例>

【ヒアリング項目①：地域共生社会の取組に関する先進事例】				
大項目	中項目	説明	備考	対象
I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について				
1) 地域活動の取組について（※地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとられない積極的な取組）				
【背景・目的等】				
	地域活動の取組の概要	地域活動の取組内容の概要、開始時期	・地域活動の取組内容の概要 ・開始時期	共通
	活動のきっかけ	活動のきっかけとなる背景・課題	※特に活動のきっかけとなった要因を確認	共通
	活動の目的	活動の目的		共通
	関係者との連携状況	どのような関係者どのように連携しているか。また、何が連携のきっかけになったか（内容・頻度・きっかけ）	例）（連携先） ・地方自治体 ・関連団体 ・他機関等（地域包括支援センター等） ・その他	
【地域活動の取組手順・内容】				
	地域活動の取組手順の概要	地域活動の取組をどのように進めたか（主な手順の確認）		共通
	地域課題の発掘	地域共生社会の実現に係る地域課題をどのように収集したか、収集した課題はどのようなものか	・地域課題（ニーズ）の収集方法 ・地域課題の内容	共通
	取組の決定	地域課題に対する自施設の取組をどのように決定したか	例） ・事業所の強みを踏まえて取組を決定した ・収集した地域課題をもとに、職員を入れて自分たちでできることを話し合った等	共通
	取組の準備	地域活動の取組の準備をどのように進めたか また、特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと	例） ・取組の実施方法を検討した（計画を立てた） ・取組の目的・方向性を職員へ共有した ・外部の関係者に協力を依頼した ・地域ケア会議の中で、取組について相談した 等	共通
	取組の体制	取組の実施体制について	・どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等） ・誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか	
	取組の実施	地域活動の取組をどのように実施したか また、特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと	例） ・まずは手の付けやすい取組から小さく始めた ・小さな成果を共有して職員のモチベーションにした	共通
	取組に際して活用した補助金	地域活動の取組に際して、補助金等は活用したか	例） ・重層的支援体制整備事業を活用した ・地方自治体の独自事業で実施した ・全て自主財源で実施した	共通
	取組の振り返り	地域活動の取組の効果は何か（可能な範囲で具体的な数字も提示されながら）	例） ・地域で施設自体が理解されるようになった ・地域や関係機関とのつながりがさらに深まった ・地域課題（ニーズ）を知るこができた ・入所・入居（相談）につながった ・職員の育成が図られた ・入所・入居者の生活の質が向上した ・委員会の設置・開催（開催回数、参加者数等） ・その他（直接的な効果・間接的な効果）	共通
		地域活動の取組の効果をどのように検証したか		共通
	関係者の巻き込み	施設内の合意形成、職員の巻き込みをどのように実施したのか	・合意形成の方法 ・職員の巻き込み方法	共通
		取組に協力いただける外部関係者の有無		共通
		<有の場合> どのように関係者を見つけ、巻き込んだか		共通
	周知・要望	地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか	・周知・要望の対象 ・周知・要望の内容 例）（周知・要望の対象） 職員、入所・入居者、家族、自治体、団体、その他外部関係機関	共通
	取組を進めるポイント	地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント	・何が取組を進めるポイントになるのか ※マネジメント、施設の経営状況や処遇改善の対応の影響等の観点を確認	共通
	今後の取組方針	地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針		共通
	安定運営の要因	施設の安定運営の要因 ※ここていう安定運営とは、理想の状態ではなくとも、施設の人材確保・定着、働きやすい職場環境、人材育成の仕組み、サービスの質、収支等が一定程度安定している状態を示す	例） ・地域活動の取組（地域における施設の役割・認知が高まった） ・地域活動の取組（職員の育成やモチベーションの向上につながり、人材の定着率が向上した） ・処遇改善の実施（職員の満足度や定着率の向上につながった） ・契約入所の活用（稼働率の向上、認知につながった） 等	共通 ※契約入所は養 護老人ホームのみ
	その他	地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望		共通
	その他	これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしていく施設へのメッセージ		共通

<スタートアップ候補事例>

【ヒアリング項目②：地域共生社会の実現に関する今後のスタートアップ候補事例】				
大項目	中項目	説明	備考	対象
I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について				
1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について				
	今後の取組意向	地域共生社会の実現に向けて、今後特に力を入れたい取組	・現在実施していない取組のうち今後力を入れたいもの ・既に実施している取組のうち今後力を入れたいもの	共通
	取組への期待	地域共生社会の実現に向けた取組への期待		共通
	取組推進に向けた課題	これまでに、地域共生社会の実現に向けた取組にとん挫したことがあるか <とん挫したことがある場合>：その理由		共通
	関係者との連携状況	どのような関係者とどのように連携しているか。また、何が連携のきっかけになったか（内容・頻度・きっかけ）	例）（連携先） ・地方自治体 ・関連団体 ・他機関等（地域包括支援センター等） ・その他	共通
	取組推進に向けた課題	地域共生社会の実現に向けた取組を進めるにあたって、障壁となっていること	・外部要因の障壁 ・内部要因の障壁 ※取組を進める上で必要な要因（乗り越えるべき障壁）を把握する ※マネジメント、施設の経営状況や処遇改善の対応の影響等の観点も確認	共通
	取組推進に向けて必要な支援等	どのような支援等があれば地域共生社会の実現に向けた取組を推進できると考えるか	※支援に限定せず、取組を進める上で必要な要因を伺う	共通
	安定運営の要因	施設の安定運営の要因 ※ここでのいう安定運営とは、理想の状態ではなくとも、施設の人材確保・定着、働きやすい職場環境、人材育成の仕組み、サービスの質、収支等が一定程度安定している状態を示す	例） ・処遇改善の実施（職員の満足度や定着率の向上につながった） ・契約入所の活用（稼働率の向上、認知につながった）等	共通 ※契約入所は養護老人ホームのみ
	その他	地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望		共通

<契約入所事例>

【ヒアリング項目③：養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況】			
大項目	中項目	説明	備考
Ⅲ. 養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況			
【契約入所の事例概要】			
	属性	・年代 ・性別 ・要介護度	
	入所の理由・経緯	入所の理由・経緯	1. 独居による生活不安や生活困難のケース 2. 家族関係の問題（虐待や不仲など）によるケース 3. 次の施設への入居待ち（退院後の行き先がない等）のケース 4. 高齢者以外（障害関係等）のケース 5. 所持金（所得）が高額のために措置入所の対象ではないケース 6. その他（ ）
	施設での対尾等		例) ・食事の提供 ・生活相談 等
	対応後の状況		
	入所期間等		
【地域活動の取組手順・内容】			
	契約入所の対応手順の概要	契約入所の対応をどのように進めたか（主な手順の確認）	※入所前、入所時、入所後の時系列で確認
	契約入所の対応手順の詳細	契約入所の対応について、各手順の詳細及び特に苦勞・工夫（試行錯誤）したこと	※入所前、入所時、入所後の時系列で確認
	契約入所における他機関との関わり	契約入所における他機関との関わり	例) ・事前に市町村と協議を行った ・市町村から書面による指針での回答を得た ・入所中（前）に担当のケアマネと情報連携を行い協力体制を整備した ・市町村と懸念事項（生活保護と介護保険）について協議した
	利用料金の設定	利用料金の設定	・月額の利用料金 ・利用料金の算定根拠（金額設定の基準） 例）【根拠】 ①市町村の短期宿泊事業や生活支援事業を根拠 ②措置費と同額（準ずる）、事務費単価から算出 ③法人で決定した料金表または法人内他施設の料金表を参照
	契約入所における課題	契約入所における課題	例) ・万が一の場合や夜間・緊急時の補償・対応が課題 ・身元引受人がない ・料金の見直しが必要、利用者負担が大きい ・契約入所者の住所をどこに置くかが課題 ・契約入所者の介護保険サービス（障害福祉サービス）の利用可否
	契約入所を行うポイント	契約入所の対応を進める上で、特に重要と考えるポイント・留意事項	・何が契約入所を進めるポイントになるのか
	今後の契約入所の受け入れ方針	今後の契約入所の受け入れ方針	※活用アイデアもあれば何う
	契約入所の成果・今後の期待	契約入所の成果・今後の期待	※成果は、職員や入所者の声を含む
	その他	契約入所を活用しようとしている施設へのメッセージ	

2. ヒアリング調査結果

各施設のヒアリング調査結果は、以下の通り。また、特にポイントと考えられる内容は赤字としている。

A：先進事例×養護老人ホーム

① 社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム 聖ヨゼフ・ホーム

【基本情報等】

- ・ 法人名：カトリック聖ヨゼフホーム
- ・ 施設名：聖ヨゼフ・ホーム
- ・ 所在地：奈良県御所市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月27日（水）10：00～11：30
- ・ 参加者：統合施設長 平岡様、施設長 福井様、事務局 川北 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ **御所市から委託を受けて御所市高齢者まちかど相談室を実施している。** 聖ヨゼフ・ホーム近隣の地域の福祉的な困り事を、施設側で電話・窓口で相談を受け、御所市の窓口に繋いでいる。相談から契約入所に繋がった事例もある。必要に応じて相談者宅への訪問を実施している。
- ・ 御所市オレンジカフェ推進事業（認知症カフェ）を聖ヨゼフ・ホーム内で2か月に1回、13時半から1時間半開催している。アイスブレイク的に四季折々の折り紙を実施する等、工夫を行っている。地域住民、入所者、認知症の当事者・家族が参加し、運営する現場の職員と時間を過ごしている。定員10名で2か月に1回開催しており、来年度からは毎月1回開催を予定している。
- ・ 御所市の基幹型地域包括支援センターとも連携しネットワーク化、地域課題を抱えている住民へのフォローを実施している。

<開始時期>

- ・ 2年ほど前から自主的に実施、手探りで実施していたが現在は御所市高齢対策課にて予算化されている

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 以前から市内の窓口や会議において聖ヨゼフ・ホームで相談を受け付けているということをPRしており、その経緯から市で事業化いただいた。

3. 活動の目的

- ・ 御所市と聖ヨゼフ・ホームの近隣は昔からの住宅も多く、市への中心部に行くにも時間がかかる事情があった。車がなければタクシーが必要である等、地域の交通にも課題があった。
- ・ 聖ヨゼフ・ホームでもコミュニティバスを聖ヨゼフ・ホームの前で止めてもらうことや乗り合いタクシーを活用していただく、駅までの送迎を行う等の工夫を行っている。
- ・ 地域への貢献と、建て替えを契機に訪れやすい施設として地域にPRを行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行前に地域の交流会に参加し、訪れやすい施設であることのPRを実施した。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 連携内容：市の実施する地域ケア会議等への参加（医療法人・社会福祉法人等窓口事業を実施している法人同士の交流）、市への窓口の訪問
- 頻度：3か月～半年に1回
- 連携のきっかけ：会議への招待、認知症についての地域啓発

<関連団体>

- 連携内容：自治会・民生委員への施設案内、養護老人ホームについての説明、取組についてのPR
- 頻度：施設の建て替え時
- 連携のきっかけ：

<他機関等（地域包括支援センター等）>

- 連携先名：地域（近隣3市1町）の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター
- 連携内容：聖ヨゼフ・ホームを活用した居宅介護支援事業所の勉強会・施設見学

- 頻度：年2回（うち1回を聖ヨゼフ・ホーム内のホールで実施）
- 連携のきっかけ：地域の主任介護支援専門員や介護支援専門員に実際に施設を見てもらうことで施設の認知・紹介に繋げる。どんな方も断らないという理念のために、相談に繋げることを重要視している。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 施設内の主任会議で事業について施設長・生活相談員等のコアメンバーへの伝達周知
- ② 実施の頻度や対応方法についての協議を行う
- ③ 市と計画書を作成する
- ④ 評価を行い、計画書を市へ提出する
- ⑤ 提出した計画書は現場の職員にも回覧している。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 職員が日頃の業務を通じて肌感覚で感じていた課題があった。

<地域課題の内容>

- ・ 相談のための窓口が遠いといった課題を感じていた。
- ・ 御所市は地域包括支援センターを基幹型で実施しており、措置を担当している高齢対策課の中に地域包括支援センターが設置されている。御所市の特徴として同じ係が地域包括支援センターと措置を担当している。御所市は広く交通手段が限られているため、高齢化率の上昇もあり地域包括支援センターに相談を行うことが難しいという実情があった。
- ・ 地域親睦交流会も地域の人が集まって食事をする、場の提供だけでは地域貢献ではないと感じていた。まちかど相談室の設置で地域住民が訪れやすい環境の準備を行ってきた。これまで総合施設長が居宅介護支援事業所を兼務していたことから、地域からの相談が希薄になっていた部分もあった。

7. 取組の決定

- ・ 施設内の主任会議で事業について施設長・相談員等のコアメンバーで決定している。

8. 取組の準備

- ・ 他の実施している施設への見学を実施し、参加や指導を受けた。
- ・ 学んだ内容を他の職員へ展開した。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ アイスブレイク等利用者が馴染みやすいよう独自の内容を盛り込むことや、理学療法士に来てもらい転倒予防を入れこむ等を行った。

9. 取組の体制 取組の実施体制について・

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 相談員、現場主任、現場職員が中心になっている。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 当初は施設長が中心となって実施していたが、徐々に現場レベルの職員に委ねている。

10. 取組の実施

<地域活動の取組をどのように実施したか>

- ・ 3つの在宅介護支援センターに加えて聖ヨゼフ・ホームをまちかど相談室に加えることで、地域包括支援センターのサテライト・ブランチ的に設置することになった。養護老人ホームが行う地域貢献の中で協力を実施している。これまで行っていた取組を予算化してもらえれば職員への励みにもなり、養護老人ホームへの入所の面からでもプラスになると判断した。オレンジカフェも認知症事業として御所市が実施する意向だったので、聖ヨゼフ・ホームから場所の提供も含めて御所市と一体になって実施することとなった。日常生活圏域の範囲で実施しているため、近隣の方が集っている。地域の必要な方が利活用して、入所者と地域の方の交流に繋がればと考えている。養護老人ホームの入所者一人ひとりが地域と交流を行うために地域の事業を利活用している。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 利用者同士の顔が見えるような工夫を行っている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行でも利用者同士がリフレッシュして話しやすいようにしている。
- ・ 毎回来ている利用者に最初に話してもらうことで、他の利用者も話しやすい場になっている。
- ・ 相談業務に関しては現場への報告は少ないが、入所・契約入所に繋がる場合は情報提供を行っている。オレンジカフェについては参加してもらう職員へ伝達を行っている。
- ・ 取組についての広報・周知が思うように出来ていない。チラシ等を作成し公民館に配布しているが、そもそも公民館を訪れる人が新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり少ない。体操教室等に周知を行っても関心が薄い。社会福祉協議会へ訪

問してチラシを渡しても手ごたえはあまり得られていない。

- ・ 施設が広い道路に面していないこともあり、のぼりを立てる等わかりやすいようにしなければならないと感じている。
- ・ 地域でこのような事業を御所市として実施していることが職員に伝わっていない。

1 1. 取組に際して活用した補助金

- ・ 委託事業として市の予算で実施している。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ 入所者同士であまり会話が弾まなかったが、地域の住民と話すと言葉遣い等の会話が行われるようになった。地域の住民と会うことで服装に気を遣う等関心が高まった。他の入所者と関わりを持たなかった入所者が特技(ピアノ)を活かしてくれるようになった。地域住民との関わりで入所者が集中している様子も見られた。
- ・ 職員も日常の業務と異なり、言葉遣いや話しかけ方を意識するようになる、地域ニーズを知ることにつながった。
- ・ 相談員のスキルの向上にも繋がった。
- ・ 地域交流親睦会は特別なイベントであるので誘いやすいが、定期的を実施しているまちかど相談室やオレンジカフェは認知症の対応や言葉遣い等の職員に向けた生きた研修の場となっている。養護老人ホームで培った職員のスキルも社会資源であるため、そのスキルを地域に還元することも地域貢献に繋がっていると考えている。

1 3. 関係者の巻き込み

回答なし

1 4. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 御所市の地域の住民が養護老人ホームを知るきっかけとなり、参加者が更に口コミで他の住民に伝えることが、生きた施設の周知であると考えている。

<周知・要望の内容>

- ・ 入所だけではなく介護に関する伴走型の相談支援を行い、養護老人ホームの入所に繋がらなくても個別にワンストップで相談対応を行うことが最大の地域貢献であると考えている。直接的・間接的の両面で職員・入所者・地域のいずれにも大きな

地域貢献であると考えている。

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ マネジメント：職員に対する趣旨の理解のための研修や取組にあたっての勤務調整の実施を行っている。
- ・ 施設の経営状況：相談に繋がることが入所の相談に繋がっている。空室を減らせるよう取り組んでいる。
- ・ 処遇改善の対応の影響：上乘せの分については喜んでもらえていると感じている。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 居住支援法人と自立準備ホームの指定・登録が済んだので、今後取組の実施に向け研修会の参加や地域生活定着支援センターとの研修の実施等の連携を図っている。居住支援法人の協会・自立準備ホーム協議会に加盟し、研修会への参加を行っている。今後不動産業者・大家との連携に向け模索している。パンフレット・HP等広報について検討を行っている。
- ・ 現在契約入所している入所者も当初住宅を探していたという経緯もあった。

17. 安定運営の要因

- ・ 措置入所が前提であるため、理念の中にもあるどんな方も断らないことをモットーに、窓口を広げ相談の受け付けと契約入所や自立準備ホームも活用し、しっかりと入所者を満床に近い状態で受け入れることが重要である。
- ・ 奈良県内の養護老人ホームが稼働率で伸び悩む中、満床に近い数字を維持できている。
- ・ 重度化対応も含め限られた人数で対応ができるよう、スキルの向上や介護ロボット・ICTの活用に向け積極的に必要な投資を行っている。
- ・ 措置が必要な方に措置を提供できるよう、奈良県下に留まらず県をまたいでの相談も受け付けられるよう窓口を広げている。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 行政から任せてもらった事業でも施設・法人の色は出していくべきである。市から依頼されたお墨付きの事業であれば職員のモチベーションも変わってくる。地域貢献のフレーズだけで片付けてしまうと、日頃の業務を割いて取組を行うことに納得感を持ってもらえない。市の事業で地域に役立っているということが職員の

自己肯定感に繋がる。

- ・ 市への書類の提出等の規則は負担になる部分もあるが、そのことで取り組む内容の整理に繋がっている部分がある。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 地域貢献だけを考えると行き詰ってしまうので、内部の稼働をあげていくことと外部の地域貢献の両輪を考えていく必要がある。

Ⅲ. 養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況

【契約入所の事例概要】

19. 属性

- ・ 年代：男性60代 女性80代
- ・ 要介護度：男性要介護度1（区分変更中）女性要介護度4

20. 入所の理由・経緯

- ・ 特別養護老人ホームに入居していたが他の入居者との関係性と要介護度1のため特別養護老人ホームを退所し、住処がなく契約入所で対応を行った。
- ・ 聖ヨゼフ・ホーム近隣に住んでいて、遠方の特別養護老人ホームに入所していたが以前からの関係性もあったため、受け入れを行った。

21. 施設での対応等

- ・ 女性は家族の協力も得ながら生活している。

22. 対応後の状況

- ・ 活動的で大きな声を出す等課題があるが、在宅復帰に向けリハビリに積極的に取り組んでいる。

23. 入所期間等

回答なし

【契約入所の取組手順・内容】

24. 契約入所の対応手順の概要

<契約入所の対応をどのように進めたか（主な手順の確認）>

- ・ 入所前：自治体、地域包括支援センター、病院のMSWからの相談の他、直接相談を受けるケースもある
- ・ 入所時：本人への面談を行ったうえで施設の見学を行い、相談員を中心に契約入所

の手続きを進める。

25. 契約入所の対応手順の詳細

- ・ 入所後：出口として特別養護老人ホームか在宅復帰かを検討する必要がある。

26. 契約入所における他機関との関わり

- ・ 自治体を巻き込むことなく直接の契約と考えていた際にトラブルの原因となったことがあった。**様々な理由で措置に繋がらない高齢者への対応方法と捉え、自治体との接点を作りながら自治体ともルールを設け契約入所ありきではなく、どういった対応を行うかを調整している。**

27. 利用料金の設定

<月額の利用料金>

- ・ 800,000円→500,000円（年額）

<利用料金の算定根拠（金額設定の基準）>

- ・ **応能負担として能力に応じた料金設定をしている。**
- ・ 特定施設入居者生活介護の介護報酬分で採算を取っている。

28. 契約入所における課題

回答なし

29. 契約入所を行うポイント

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等が行っている契約ではなく、養護老人ホームとして行う福祉的な入所であると考えている。措置制度で対応が出来ないか自治体に必ず確認を行ったうえで契約入所を行っている。
- ・ 定員が満床でない部分の20%を上限に契約入所と通知が出ているが、奈良県と協議し2床を養護老人ホームとして人員配置を考慮し契約入所を行っている。

30. 今後の契約入所の受け入れ方針

- ・ 空床が出た際に契約入所を行った事例もあるが、措置の入所があった際に対処することになった。
- ・ **契約入所は措置にも繋がる取組であるため、今後も継続して実施する意向である。**

31. 契約入所の成果・今後の期待

- ・ 契約入所を行うことで自治体の窓口と密に話すことになり、様々な自治体と繋がることができた。結果として措置の相談にも繋がるケースが増えた。

- ・ これまで受け身だった部分もあるが、相談件数の増加にも繋がった。
- ・ 病院のMSWから自治体に、措置の対象にならないかと連絡を取ったケースもあった。

3 2. 契約入所を活用しようとしている施設へのメッセージ

- ・ 契約入所はもう一つの福祉の形なので、地域共生社会の実現のためにもっと活用が進んでほしい。
- ・ 職員も以前は措置と契約入所で分けた対応をしていたが、今は聖ヨゼフ・ホームの入所者として分け隔てなく対応をしている。区別せず個別に支援することが絶対である。
- ・ 困り事の種類がなんであっても、分け隔てなく行き場のない人を地域共生社会の実現のために相談を受け、措置入所か契約入所か居住支援か自立準備ホームのどのアイテムで対応するか。ワンストップ窓口で相談を受け、必要な窓口と連携し専門職として対応しなければならない。

3 3. その他契約入所に関するコメント

回答なし

② 社会福祉法人 安立園 安立園養護老人ホーム

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 安立園
- ・ 施設名：安立園養護老人ホーム
- ・ 所在地：東京都府中市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：110人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月10日（水）13：00～14：00
- ・ 参加者：施設長 関口様、事務局 川北 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 安立園として以前から実施していた更生保護の受け入れの延長線として、保護観察者の受け入れを開始した。
- ・ 施設の清掃（草むしり、落ち葉掃き）や洗濯の補助、行事の設営準備や運営の補助を行ってもらっている。
- ・ あいさつと活動、監察官と保護司を交えたその日の活動の振り返りを行っている。（2時間程度）

<開始時期>

- ・ 2020年以前から受け入れを開始し、観察所から義務化になっていく中で打診を受け実施することとなった。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 入所者に過去に同じような背景を持っている方もいたため、その点の配慮も必要であると感じていた。
- ・ 近隣のボランティアとして入所者へ紹介を行っており、一般のボランティアの方と同様に受け入れを行っている。

3. 活動の目的

- ・ 社会福祉法人としての取組の他に、様々な背景を持つ入所者・保護観察者双方の支援や理解の促進として考えている。

4. 関係者との連携状況

<関連団体> 観察所

- 連携内容：保護観察者の紹介、受け入れ可能かの打診
- 頻度：観察所から年に数回、新型コロナウイルス感染症流行で停止しており現在は年1回

<その他> 保護司

- 連携先名：観察所から紹介のあった保護観察対象者の保護司
- 連携内容：受け入れ時の同行支援

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 年度当初に観察所からの連絡・打診
- ② スケジュールの調整
- ③ 活動内容との調整

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 入所者に様々な背景を抱えていることが多いと感じていた。地域の中で生きづらさを感じている方が多いことも受け入れに繋がっている。

<地域課題の内容>

- ・ 地域は坂が少なく高齢者が住みやすい地域であるので、高齢者が比較的多い。

7. 取組の決定

- ・ 実際受け入れを行うのは養護老人ホームであるが、法人として意思決定を行った。
- ・ 法人内の特別養護老人ホームでは受刑者の社会貢献作業の受け入れを行っている。

8. 取組の準備

- ・ 受け入れ時の対応方法（挨拶や声掛けの方法）について、一般の受け入れと同じようにしていいか悩んでいた部分があった。
- ・ 何度か受け入れを行う中で、観察所や保護司の方の配慮が伺えたことで不安が払拭された。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ **職員が不安視していたが、観察所や保護司のフォローがあった**

- ・ 普通のボランティアと同じように接することで、最初は緊張していた保護観察者も笑顔が出るようになった。
- ・ 保護観察者は10代の若者も多いことから、学生のボランティアと同じように対応しており、入所者や職員から御礼の言葉に対して喜んでいる様子である。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 施設長が中心となって観察所との調整を行っている。
- ・ 実際に受け入れ可能かどうかは職員にも打診を行っている。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 施設長が主任時代に受け入れを開始しており、その流れで携わっている。

10. 取組の実施

- ・ 受け入れ時に保護観察者の受け入れに適した活動か調整を行う
- ・ 一般のボランティアと同様に接している
- ・ 実習生等には通常通りに挨拶等を行うことを声掛けしている。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 保護観察者はあまり乗り気ではないが、通常のボランティアと同様に入所者と接してもらい、職員も特別扱いを行わない。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 自主財源で実施している。

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ 職員の法人理念への理解に繋がった。
- ・ 日頃接点がない保護観察者との接点の構築
- ・ 外部と接点が少ない中で、外部からの受け入れが職員の意識変化に繋がる。
- ・ 保護観察者からの良い感想がモチベーションに繋がっている。

13. 関係者の巻き込み

回答なし

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 学校、更生保護関係、地域定着支援センター、再犯防止の集まり等で保護観察者の受け入れを行っている。

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ マネジメント：同じ敷地内に保育園があるため、園児との直接の接点がないよう配慮を行うことや観察所への確認、法人内での情報共有や配慮を行っている。
- ・ 施設の経営状況：
- ・ 処遇改善の対応の影響：上乗せはあったものの、特別養護老人ホームとの差は大きい。
- ・ 養護老人ホームは特別養護老人ホームに比べ、困難ケースの対応等精神的な負担が大きい。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 今回法人内のミニ運動会に参加してもらったので、これを契機に養護老人ホームに留まらず法人全体で支援に携われれば良いと考えている。

17. 安定運営の要因

回答なし

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ どの施設でも簡単にできる取組ではないため、補助金等があれば活動に手をあげる施設が増えるのではないか。
- ・ 保護観察者の受け入れが入所者と双方にとって社会との繋がりを設けられる場になる。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 社会での孤立を防ぐのは社会福祉法人の役割の一つである。
- ・ 職員にとっても様々な背景を持つ入所者への理解の一助となる。
- ・ 保護観察者の受け入れも重要なマンパワーである。活躍してもらうことで双方にメリットになる。

<その他>

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行で活動が停止していたため、介護保険施設から異動で養護老人ホームに配属になった職員は受け入れに慣れていない。今後観察者の受け入れの必要性や法人としての経験に関する研修等で学びの場を確保していきたい。

③ 社会福祉法人 蓬愛会 養護老人ホームアオーラ而今

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 蓬愛会
- ・ 施設名：養護老人ホームアオーラ而今
- ・ 所在地：栃木県宇都宮市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有
- ・ 定員数：99人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月19日（火）14：00～15：30
- ・ 参加者：山本施設長、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

施設内の交流棟（カフェ・会議室・ストレッチルーム・キッズルーム）を地域交流に活用している

- ・ ふれあいサロンを月曜～金曜で実施している。地域の住民と入所者、職員が対応を行っている。サロンの内容は地域に開かれたカフェとして、入所者と地域住民にとっての憩いの場になっている。
- ・ 毎週水曜日に施設の職員を講師に体操教室を実施している（男女交互）
- ・ おもいやり食堂（子どもに限らない食事の提供）を月1回、食事を100円で提供している。地域・本人・施設で100円ずつの負担。
- ・ 地域との防災協定を結んで防災訓練も実施している。
- ・ 地域のお祭り（ふれあい祭り、秋開催）を施設の駐車場を活用して実施している。施設からも食品の出店を出している。
- ・ 地域の公民館がなかったため、交流棟の会議室を開放していた。
- ・ 地域のごみステーションに施設の一角を利用してもらっている。
- ・ その他、不定期に折り紙や絵画の教室、職員による音楽会を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行の影響で一部の取組は停止している。

<開始時期>

- ・ 平成26年6月より、ふれあいサロンをオープン。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 平成23年の開設時から地域との交流を目的に、交流棟を道路に面した位置に設置していた。そのため開設当時から地域交流に対する考えを持っていたが、開設当時に運営に専念しており、運営が軌道に乗ったタイミングと、地域との接点が出来たタイミングで交流棟の活用を開始した。
- ・ 施設の中にあっても地域住民の活用が進みにくいという課題意識があったため、施設の設計の段階から外付けにする構想を持っていた。
- ・ 養護老人ホーム単体では人手が足りず難しい部分があったが、併設のケアハウス（特定施設）から協力が得られた。

3. 活動の目的

- ・ 地域貢献・地域共生の観点から、地域との関係性を重視したい考えがあった。
- ・ 法人として地域貢献に重きを置いており、施設の設置段階から地域貢献への対応が念頭にあった。

4. 関係者との連携状況

- ・ 地域と日頃から関係性が出来ており、電話等で随時連絡を取って声をかけてもらっている。
- ・ 自治体や自治会から課題が出たときに、都度意見交換を実施し、地域で求められている取組の実施に繋げている。交流棟で地域の会議やグループ活動が行われている

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 地域との接点づくりとして、地域の奉仕作業等への参加や小さな取組の実施
- ② 地域の施設に関する理解が進み、地域の住民との繋がりが構築される
- ③ 地域の集まりでやりたいと相談を受け、問題なければ活用してもらう
- ④ 施設の中で話し合い、問題なければ施設の職員や入所者も参加していく

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 地域の住民や自治会との世間話や相談の中で課題が出てきたところで、課題に対してどういった取組ができるかを地域と一緒に考えている。
- ・ 地域の人が集まれる場所としてカフェを実施することで、色々な話ができるようになり、その中で新たな課題を拾い上げる事が出来た。

<地域課題の内容>

- ・ 地域で活用できる会議室やお祭りをを行う会場がない。

7. 取組の決定

- ・ 地域の課題に施設として関われるかを法人本部と連携して検討している。

8. 取組の準備

- ・ 思いやり食堂の実施にあたって、地域で実施している子ども食堂の情報収集を行った。
- ・ どういった取組が出来るかを検討した上で、必要な役割分担や予算等を地域の住民と話し合いの場を持った。
- ・ 施設側で必要な備品等を揃えていった。防災関連の備品の用意。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ **地域の住民任せではなく、職員も準備に関与している。**

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 地域住民が主体となって、管理者や相談員、事務局が主に動いている。体操教室は職員が主になる等、活動によって入れ替わっている。
- ・ 思いやり食堂は養護老人ホームの厨房、養護老人ホームとケアハウスの管理者1名ずつ、自治会から4～5名が参加している。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ **管理者や相談員、地域の自治会が中心となる。**

10. 取組の実施

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行で行っていた取組が寸断されている部分が多い。少しずつ戻している状況である。やっていた取組が一度途切れてしまうと、再開する労力が多い。
- ・ かつて参加されていた入所者・住民の状態が変わっていることも大きな影響がある。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ ほぼ自主財源で実施している。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ 地域との関わりが深まり、施設の認知度が向上した。
- ・ 養護老人ホームは数が少ないため取組に理解を頂きにくい部分があったが、取組を通じて地域の民生委員等にも理解が進んだと感じている。そのことが地域包括支援センターや行政への相談に繋げるケースもありうるのではないか。

1 3. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ 地域の課題に対してどう関わられるかを話し合っている。
- ・ 理事長からは取組の意向に対して声掛けをしてもらっている。

<職員の巻き込み方法>

- ・ 事業所内部の研修等で、まずはやってみよう話している。
- ・ 職員は地域の関わりを業務の中でと捉えており、取組の実施日は人員配置を増やす等のサポートを行っている。
- ・ 取組の中で理事長が訪問して挨拶を頂く等のほかに、地域の大きな催しには関与を頂いている。

<取組に協力いただける外部関係者の有無・関係者名>

- ・ なかくぼ地区自治会

1 4. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ なかくぼ地域の回覧板で周知を行っている。

<周知・要望の内容>

- ・ 実施している取組の内容の周知を行っている。

1 5. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 施設の経営状況：赤字ではない。
- ・ 処遇改善の対応の影響：職員の待遇の向上はモチベーションに繋がっている。
- ・ 取組の最初の段階で、地域との関係性が出来ていたことが大きかった。
事業所だけがやろうとしても空回りしてしまう。地域のやりたいこととかみ合っ

てWIN-WINになることが重要だった。地域にとって使いやすい場所の提供

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行前の状況にどこまで持っていけるかが課題である。
- ・ キッズルームの活用が進んでいないので、地域とも活用に向けて相談を行っている。

17. 安定運営の要因

- ・ 外部の住民が施設に来ることで、人の目が入ることで事業所の透明化や職員の利用者意識の向上にも繋がったと感じている。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 地域の自治体を実施したい取組について事業所に声掛けをしにくい部分もあるのではないかと感じている。施設側が自治体に働き掛けるイメージが大きいですが、自治体側も施設に目を向けて歩み寄れると良い。
- ・ 国からも自治体がそういった取組を行えるよう、柔軟に活用できる財政的な支援を行ってもらえると良い。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応が大きいですが、やれることや今まで取り組んでいたことを地域に向けて発信を行ってほしい。

④ 社会福祉法人 慈愛会 養護老人ホーム 篠原の里

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 慈愛会
- ・ 施設名：養護老人ホーム 篠原の里
- ・ 所在地：福岡県糸島氏
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50名
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月25日（月）15：00～16：30
- ・ 参加者：施設長 田中様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ア 地域交流会（平成20年8月～）
 - イ 中央行政区合同環境美化活動（平成22年5月～）
 - ウ 海岸線清掃（平成22年5月～）
 - エ 刑務所退所者の福祉的支援（平成23年1月～）
 - オ 篠原中央行政区見守り隊（平成23年5月～）
 - カ ホームレス支援（平成25年2月～）
 - キ 中央行政区自然災害における緊急一時避難所としての使用に関する協定書締結（平成27年10月15日）
 - ク 中央行政区合同防災訓練（平成27年11月）
 - ケ しのカフェ（認知症カフェ）（平成27年12月～）
 - コ 世代間ぬくもり交流事業（平成28年4月～ 現在は休止状態）
 - サ 生活困窮者認定就労訓練事業（平成28年12月～）
- ※平成27年9月福岡県認定
- シ ふくおかライフレスキュー事業（平成29年4月～）

- ・ 地域公益活動として「地域交流会（夏祭り方式）」を平成20年8月から実施している。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の関係もあり地域の三役のみ招聘

している。

- ・ 地域との合同環境美化活動を実施している。利用者（入所者）も参加し地域の美化活動と合わせて平成25年5月から実施。
- ・ 海岸線清掃を平成22年5月より近隣の海岸線でゴミ拾いを利用者（入所者）と実施している。
- ・ 刑務所出退所者への福祉的支援を実施している。施設で引き受けて生活基盤を整えてもらうことでの再発防止を平成23年の1月より実施している。
- ・ 地域の小中学生の下校時に見守り隊を平成23年5月より利用者（入所者）も入って実施している。
- ・ ホームレス向けの炊き出しを実施、平成25年の2月から実施している。
- ・ 地域との緊急災害時の協定を締結しており、年1回地域の消防団と合同の防災訓練を実施している。
- ・ 認知症カフェを実施しており、利用者（入所者）も参加している。
- ・ 近隣の小・中学校の集団活動に馴染めない学生と利用者（入所者）との交流事業を平成28年から実施している。学校の先生の紹介から、折り紙や卓球などの交流を実施している。
- ・ 生活困窮者世帯への職員派遣を「ふくおかライフレスキュー」事業を通じて実施している。
- ・ 生活困窮者向けの認定就労事業を実施して一般就労や福祉就労に繋げている。

<開始時期>

- ・ 平成20年頃から施設長として勤務して、2・3年は利用者（入所者）状況の把握、コミュニケーションに努めていた。その中で感じた課題解決の為に取組の実施を検討した。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 養護老人ホームは活動能力のある利用者（入所者）が多いと感じていた。何も活動がないと利用者（入所者）同士でのトラブルに繋がる面もあり、施設でなにも活動をしていない状況が悪影響に繋がると感じていた。

3. 活動の目的

- ・ 利用者（入所者）の自己実現を目的に様々な取組を企画した。施設に入って終わりではなく、社会に対して何ができるかを考え、清掃活動のように地域に役に立つ活動を企画した。活動を通じて地域への知名度が高まり、利用者（入所者）への喜びにも繋がった。

4. 関係者との連携状況

< 地方自治体 >

- 連携内容：情報共有
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：相談を密に行っており、施設で実施している活動への加算をつけてもらうことや事業活動の報告を自治体内で回覧してもらっている。

< 関連団体 >

- 連携内容：自治会との交流
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：自治会長と顔見知りになり、何か役に立てることがないかを伺っていた。地域交流会等に招待し関係性を構築していた。平成25年に施設の建て替えを行った際に地域交流室を設置した。その後地域の住民が活用できるスペースにしたいと自治会へ説明し、活用してほしいと呼びかけた。地域の集会所として活用してもらっている。施設の中庭を開放しグラウンドゴルフやペタンクも実施している。

< 他機関等（地域包括支援センター等） >

- 連携先名：社会福祉協議会等（包括は社会福祉協議会の他、他法人も受託）
- 連携内容：地域包括支援センターからの入所相談、市生活困窮者の支援調整会議（ケース会議 社会福祉協議会への委託事業）への参画
- 頻度：入所相談は随時、支援調整会議は月一回
- 連携のきっかけ：利用対象者の受け入れ

< その他 >

- 連携先名：福岡地域生活定着協議会
- 連携内容：刑務所退所者への支援、受け入れネットワーク
- 頻度：月一回程度の会合又は活動
- 連携のきっかけ：刑務所退所者の受け入れ

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 地域の住民と話している中で要望・困り事を聞く。
- ② 施設内で対応方法について話し合いを行う。
- ③ 必要に応じて法人内で相互に協力を行う。

6. 地域課題の発掘

< 地域課題（ニーズ）の収集方法 >

- ・ 既に行っている活動や地域との交流を通じて課題を収集している。

< 地域課題の内容 >

- ・ 利用者（入所者）の方にホームレスの方がいて集団活動に馴染めず無断外泊が続いていた。職員の人員配置がタイトな中で、無断外泊への対応は困難であった。糸島から離れて福岡市の繁華街まで歩いて出かけていた利用者（入所者）をホームレスの方と情報連携して捜索を行っていたことで繋がりが出来た。
- ・ その中で温かい食事が欲しいという要望があったため、10年以上前から月1回、70人程度のホームレスの方へ夕方の炊き出しや健康相談を実施している。炊き出しの補助には新型コロナウイルス感染症流行前は利用者（入所者）も参加してもらっていた。地域の自治会にも案内し、自治会長等にも参加頂いたことがある。

7. 取組の決定

- ・ 施設・法人内で対応方法の協議を行った。

8. 取組の準備

- ・ 活動を実施する際には単発で終わることはすぐに実施できるが、継続して行う事が重要である。
- ・ 取組にあたってしっかりと柱を作らなければならない。入念にどのような事が必要かを調査したうえで企画・立案し事業の設計を行った。日常的な活動にもっていくために身構えず普通の取組であることを職員・入所者に理解してもらい準備を行った。
- ・ 最初は別団体で実施している取組にボランティアとして参加する等で方法論の獲得に努めた。
- ・ 社会福祉法人として制度のはざまへの対応が責務であることは職員に理念として重要であると伝えている。地域のために活動をやっていくことが重要であると、しっかりと説明を行っている。
- ・ 最初の段階では職員は業務が増える事に負担感があるので、日常の業務の延長線であると認識をもってもらうことと、地域の課題とのマッチングが重要である。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ 養護老人ホームは高齢者施設の中で特殊な課題を持っている利用者（入所者）が多い。ソーシャルワークを最も発揮しなければならない事業所であるが、特に精神的な支援が必要なことが多いので、新しく入ってきた職員には養護老人ホームで何故このような取組を実施する必要があるかをしっかりと説明しなければならない。
- ・ 役職者が説明するだけでなく、職員にはまず活動に参加してもらい、そこで利用者の反応を見る事や利用者との協働を通じて、自己実現へとつなげていく重要性を感じてほしい。

- ・ また学識経験者等や第三者評価、地域の方々等に施設に来てもらいアドバイスを頂き、取り組みに活用していくことが重要だと考えている。客観的な評価が透明性の確保にも重要である。

9. 取組の体制 取組の実施体制について・

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 当初施設長が活動企画を行っていたが、その後活動が軌道に乗ってきたので職員分担を行っていった。現在では現場の各部署が考えて起案し、施設全体の取組として実施している。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 施設長が中心として活動企画をおこなってきたが、今後は現場の職員からボトムアップで意見・要望が出て活動に繋がっていく事が大切だと考えている。

10. 取組の実施

<地域活動の取組をどのように実施したか>

- ・ 利用者（入所者）の能力に対して、活動は難しいと捉えがちである。自立支援計画等を通じて利用者（入所者）本人のアセスメントをしっかり行い、どのように支援を行えば利用者（入所者）が活動に取り組めるかを考えなければ、何もできないままになってしまう。そこで利用者（入所者）と職員が協働で活動に取り組む必要性を感じた。
- ・ 利用者（入所者）とも意見交換を行い、取組の実施の際には我が事として意識してもらうことが重要だった。移管当初はこれまで地域活動を行っていなかった面もあり、非常に積極的な参加が見られた。
- ・ 建て替えて施設の環境が改善した半面、利用者（入所者）の身体活動が下がる面があるので、そういった部分を補うためにもしっかりと活動に繋げていく必要を感じている。

<特に苦勞・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ トラブルが起きると取組が行き詰ってしまう為、事前にリスクマネジメントをしっかりと行う事を重要視している。
- ・ 活動も年数を重ねていくとマンネリ化しやすい。その部分をどうするかを考えていく必要がある。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 基本的に自主財源で実施している。ホームレス支援については先駆的な取組として特別管理加算がついている。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

- ・ 以前は施設運営を行政が行っており、非常に管理的要素が強く活動等についても厳しい面があった。
- ・ 以前の施設運営に慣れていた職員も当初は戸惑っていた。また利用者（入所者）同士のトラブルも頻繁にみられていた。
- ・ 活動を広げていく中で、活動時間の工夫等も必要になったが進めていく中で改善が進んでいった。しっかりと活動実施に向けて、利用者や職員には説明を行っていた。

1 3. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ 必要性を職員や利用者（入所者）に事前説明を行い同意形成による活動の共有化を図った。
- ・ 地域に向けては、地元行政区長及び役員を通じて活動の広報等を実施
- ・ 地域からの活動参加の募集

<職員の巻き込み方法>

- ・ 会議を通じて、活動の必要性、重要性の説明
- ・ 事業計画への位置づけ、事業報告での活動評価
- ・ 日常活動での利用者の表情や感想を、活動後報告書へ記載し次回の糧とした
- ・ 地域ニーズへの対応の必要性

<取組に協力いただける外部関係者の有無・関係者名>

- ・ 地元行政区役員、住民
- ・ 他法人及びボランティア

<どのように関係者を見つけ、巻き込んだか> ※有の場合

- ・ 地域への活動の広報
- ・ 地元行政区会議、行事への参画
- ・ 地域交流室や中庭等施設機能を地域へ開放
- ・ 他法人及びボランティアは炊き出し活動の際にコラボレーションして協働している

1 4. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 自治会との交流を通じて周知を行っている。公民館として活用されている地域交

流スペースが大きな役割を果たしている。

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ マネジメント：養護老人ホームは職員数が少なく、施設長であっても現場への意見が求められる場面がある等、1人1人の役割が大きい。施設長であっても入所者としてしっかりとコミュニケーションを取ることが重要である。組織としてどの役職者ともしっかりと対話を行う事が重要である。同時に人材育成も進めなければならず、職員も一人一人の役割が幅広く求められる。毎月1回課長会議を開き、施設長としての思いや経営状況を幹部職員に対し伝えている。
- ・ 施設の経営状況：建て替え費用の返済もあり施設単独では厳しい状況である。経営状況は利用者（入所者）数によって左右される。
- ・ 処遇改善の対応の影響：職員にとっては上がれば好意的に捉えてくれる。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 学習支援教室や子ども食堂の実施を将来に向け考えている。入所者も入ってもらい地域の子どもたちにもふるまう事が出来れば良いと考えている。
- ・ 農福連携として、地域の担い手不足の農家との交流が出来ないかと考えている。

17. 安定運営の要因

- ・ 法人規模が大きいので、法人共通の取組が安定に繋がっている。
- ・ 地域活動にも法人からの人材面でのバックアップが得られている。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 職員数が圧倒的に少ないことが制約に繋がっている。配置基準の見直しは検討してほしい。高齢者が元気なうちは良いが、精神疾患や認知症、要介護の入所者がいる中で職員の負担が高まっている。
- ・ 自治体とも今後連携を強化していく中で、セーフティネットとしての養護老人ホームの役割を十分に果たして行くことが出来ればと考えている。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとされている施設へのメッセージ>

- ・ 活動を行っていく中で職員から「なぜこのような取組を実施しなければならないのか」という声が出てくる。「あきらめずに、まず実践」をキャッチフレーズにして、なんとかやってみよう、というところから色々な活動が始まった。まず施設と

して踏み出さなければ利用者（入所者）に影響が跳ね返ってくる。また何も地域活動に取り組まなければ地域へ認識していただくことにも繋がらない、そうなるとこの先、養護老人ホームの必要性が薄れてくる。利用者の自己実現のためにも、そして地域から資源として捉えてもらうための仕掛けを考えていなければならない。

<その他>

- ・ 契約入所について福岡県の養護老人ホームの部会で取りまとめを行っているが、契約入所のニーズがどのくらいあるのかわからない部分と、行政が措置から契約入所に視点を変えていかないかを危惧している。
- ・ 契約入所の対象は高齢者だけではないが、高齢者以外の対応に対する専門性の不足から足踏みをしている。
- ・ 法務省の管轄である一時生活支援や刑務所出所者の更生施設等との連携が出来ないか。

⑤ 社会福祉法人杉和会 盲養護老人ホーム優・悠・邑 和（なごみ）

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 杉和会
- ・ 施設名：盲養護老人ホーム優悠邑和
- ・ 所在地：岐阜県不破郡垂井町
- ・ 施設種別：盲養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：30人（開設まもないため、今後50人に増床予定）
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月26日（火）13:00～14:30
- ・ 参加者：施設長 吉澤様、厚生労働省 阿久澤様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 毎週月曜日、地域の小学生の見守り隊に参加している。小学生への声掛けをボランティアで行っている。
- ・ 所在する垂井町の小学校・中学校に施設訪問してもらい、視覚障害者についての講演を行っている。
- ・ 視覚障害を題材にしたドラマで点字に関心を持った小学生と点字による入所者と小学生の交流を行った
- ・ 地域の方に盲養護とはどのような施設かを知ってもらうためにボランティアの受け入れや地域のイベントへの参加・出展を行い、施設についての発信を行った。
- ・ 施設周辺の清掃活動を不定期に実施している。

<開始時期>

- ・ 法人として以前から実施していた取組を継続、発展させる形で盲養護の開設時から実施している。
- ・ 理事長が地域発信について非常に重視しており、来てもらうだけでなく地域貢献の観点からも施設からのアウトリーチを重要視している。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 地域の住民にとって、視覚障害を持っている方の認識が薄かった。障害の性質を正

しく理解してもらえれば、視覚障害者が地域と共存できるということを認知いただく必要があった。

3. 活動の目的

- ・ 法人として重視している地域貢献だけではなく、視覚障害について正しく認識してもらうことを重視している。

4. 関係者との連携状況

<関連団体①>岐阜県の視覚障害者福祉団体、西濃地区の身体障害者協会

- 連携内容：施設訪問による困り事相談
- 頻度：3か月に1回
- 連携のきっかけ：盲養護を県内で初めて開設したことで、地域の視覚障害者の受け皿となること。

<関連団体②>

- 連携内容：垂井町府中地区の街づくり協議会と防災のための避難訓練の共同開催
- 頻度：不定期
- 連携のきっかけ：地域の防災対策の観点から実施している。

<他機関等（地域包括支援センター等）>

- 連携先名：岐阜県下に限らず名古屋市等愛知県下の包括
- 連携内容：困難事例の対応
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：愛知県下の盲養護が満床であったこと、個室対応が可能なため困難事例への対応に関するニーズがあった。

<その他>

- 連携先名：地域の小中学校
- 連携内容：小中学生との交流会
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：施設長が地元の学校のバスケットボールのコーチをしていた点から関係が出来た。地元の町会議員にも教育の一環として紹介頂けないかを依頼し、一緒に各学校を回って面談を実施、施設の説明を行った。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 法人内の各施設の地域貢献委員会・相談員が窓口となり地域との連携を図っている。

- ② 地域と連携を図り開催頻度等の調整を行っている。
- ③ 相談員がシフトを立てる中で職員のシフト調整を行う
- ④ 職員から参加する入所者への声掛けを行っている。入所者の中から取組に関心のある入所者が自主的に参加して頂いている。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 垂井町内での福祉施設が集まる会合で、ニーズ把握を行っている。

<地域課題の内容>

- ・ 盲養護の特殊性から、視覚障害への同行援護のスキル研修を行った事例がある。

7. 取組の決定

- ・ 盲養護の施設特性と入所者への好影響を施設・法人内で考え、問題がなければ実施している。

8. 取組の準備

- ・ 取組への促しを参加者へ伝えると好意的な反応とそうでない反応に分かれ、家族も、「本人の関心があるようなら」というケースもある。養護老人ホームの特性として入所前から家族の接点が薄いことが多く、家族が取組への関心を持たないケースもある。
- ・ 参加した入所者の家族へ、取組での様子や写真を伝えている。面会の際に動画や写真を見てもらっている。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ 視覚障害者は目が不自由であるため、子どもたちの反応を目で見えないことがあるため入所者に的確に伝えることを支援の形として重要視している。
- ・ 天候等の理由で参加できないときも取組の様子をしっかりと伝えるよう教育している。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 入所者が少ないことから職員も17人に留まっている。地域貢献委員会と相談員が窓口となることが多いが、当日のシフトを踏まえ施設長が参加する場合もあるなど柔軟に対応している。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 法人内で設置している地域貢献委員会（委員長（相談員）と支援員、看護師）

10. 取組の実施

- ・ 職員は入所者の立場に立って親身に行っている職員もいれば、そうでない職員もいる。法人の理念・ヴィジョンとして地域貢献が重要であることは理事長・施設長から伝えており、取組が地域貢献に繋がっていることは理解してもらっている。
- ・ 地域の方が施設に訪問した際に清掃活動への感謝を伝えられたときがあった。施設で受け止めて内部の会議でしっかりと共有を行っている。
- ・ 障害者は子どもたちとの接点が少なく、なんでも聞いてもらいたい、こういう場をどんどん作ってほしいという例があった。入所者のモチベーションにもつながっている。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 小さい取組を継続して行うことが社会福祉法人として大切なことであると伝えている。
- ・ 自分たちが行っている取組が地域貢献であると気が付いてないのでしっかりと認識してもらうことが重要である。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 全て自主財源で実施している。

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ 職員が見守り隊への参加を通じて、入所者とのコミュニケーションに繋がり、施設の外での様子を知る事で入所者への理解に繋がった。施設の外での同行援助等職員のスキル向上にも繋がっている。
- ・ 入所者と外部の関係性が出来ることで、心のリフレッシュにもつながった。
- ・ 清掃活動を通じて地域との関係性が構築され、畑でとれた野菜が贈られる等につながった。

13. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ 3施設での合同会議が月1回行われており、各施設で実施した取組の良かった点や悪かった点を理事長への報告と合わせて各施設共有している。
- ・ 行った取組は逐次ホームページに掲載しており、法人内部の共有にもつながっている。

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 法人内の HP で取組の様子を逐次掲載している。入所者が見守り隊に参加している日には HP を見ている家族がいる。法人内他施設へ取組に対する職員同士の刺激になっている。
- ・ 垂井町社会福祉協議会の広報誌に、見守り隊の様子を掲載していただいている

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ マネジメント：小さい事でも継続を行うことが大事と考え、続けにくい場合でも短時間でも実施するように促しを行っている。
- ・ 施設の経営状況：入所者が増えれば職員も増えるため、地域貢献に費やせる力や、職員の視点が広がる事で気づきも増えてくるのではないか。職員の勤続年数が長くなると新しい発想が生まれなくなるが、新しい職員が入ってきて新しいアイデアが生まれると良いのではないか。
- ・ 処遇改善の対応の影響：職員は給与が上がるので喜ばれていた。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 施設に来ていただいているが、入所者も学校に出て視覚障害について知っていただく機会が出来ないかと考えている。
- ・ 学校で点字教育が行われていないので、職員と入所者が合同で行う点字教室が行えないかと考えている。

17. 安定運営の要因

- ・ 3年目の施設であるが、施設の評価が重要であると考えている。職員や入所者が笑顔でいることがクチコミでの高い評価や、施設の認知度向上や関係性の構築に繋がっている。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 措置・契約入所の問題として、自治体の窓口で相談にいったが措置自体を知らない職員が多くいた。措置制度をもっと知ってもらわないと、本来養護老人ホームに入所する入所者が他の施設に流れてしまう。
- ・ 養護老人ホームは最後のセーフティネットであるため、国からも後押しをしてほ

しい。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 地域貢献やボランティア活動を行うと、地域との関係性の構築が進み外部からの苦情等のトラブルが減り、外部からの援助も得られやすくなる。

Ⅲ. 養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況

【契約入所の事例概要】

19. 属性 現在5人（養護1、盲4）の契約入所を行っている。

- ・ 年代：70～80代
- ・ 性別：男1女4
- ・ 要介護度：無

20. 入所の理由・経緯

5. 所持金（所得）が高額のために措置入所の対象ではないケース

- ・ 現在は5のケースがほとんどである。

21. 施設での対応等

- ・ 盲・養護のどちらの入所者とも通常の入所者と同じフロアで同じように対応している。

22. 対応後の状況

回答なし

23. 入所期間等

- ・ 特に契約期限は設けていないが、盲養護で生活できる範囲としている。医療依存度が要介護度を区切りとしている

【契約入所の取組手順・内容】

24. 契約入所の対応手順の概要

<契約入所の対応をどのように進めたか（主な手順の確認）>

視覚障害前から資産があった入所者や、視覚障害後に鍼灸等で資産があった。

- ・ 入所前：直接問い合わせがあった、もしくは市町村から相談
入所時：市町村から金銭面で措置入所できない場合に契約入所とする

25. 契約入所の対応手順の詳細
- ・ 入所前：資産があって措置入所が出来ないとクレームがあった事例があった。
26. 契約入所における他機関との関わり
- ・ 入所者のエリアが広域にわたる
 - ・ 視覚障害で要介護がついているケアマネジャーに、ケアマネジャー向けへの勉強会等で紹介を行っている。
27. 利用料金の設定
- <月額の利用料金>
- ・ 195,000 円
- <利用料金の算定根拠（金額設定の基準）>
- ・ 50 人定員の際の措置費同等金額の 21 万円でスタートしたが、20 万円を超えていると厳しいという意見があったことから、現在の金額とした。
28. 契約入所における課題
- ・ 入所者の金銭負担が大きいことが最大の課題である。
 - ・ 契約入所で入所中に資産が減った際にどう対応するかも課題になっている。契約入所した入所者が措置に切り替えられるかは行政によって対応が異なる。
 - ・ 措置の資格要件の捉え方が市町村によって大きく異なる。岐阜県内と愛知県内でも大きく異なっている。
29. 契約入所を行うポイント
- ・ 困ったときに施設に入りやすいということが大きなメリットである。措置入所が時間を要するのに対し、契約入所は入所までの期間が非常に短い。
30. 今後の契約入所の受け入れ方針
- ・ 50 人定員にあがった際には上限 2 割の 10 人に増やす意向である。
31. 契約入所の成果・今後の期待
- ・ 稼働率の向上と、社会資源である施設の空室活用は地域貢献であると捉えている。
32. 契約入所を活用しようとしている施設へのメッセージ
- ・ 契約入所で枠があれば活用を進めていくのが望ましい。

3.3. その他契約入所に関するコメント

- ・ 契約入所を開始するとき他施設からは難しいという意見が多かった。養護老人ホームでは件数が少ないが盲養護老人ホームでは専門性を活かせるのではないかと助言を頂いた。

⑥ 社会福祉法人 和告福祉会 養護老人ホーム 和告寮

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人和告 福祉会
- ・ 施設名：和告寮
- ・ 所在地：山梨県甲府市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：（一般：70人、契約入所：5人）
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月12日（金）14：00～15：30
- ・ 参加者：法人経理部 本部長 丸茂様、事務局 池永

（問1～18はヒアリング対象外）

III. 養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況

【契約入所の事例概要】

- ・ 令和元年の厚労省の通知以前である、約20年前から市と相談の上、独自に個別契約入所を開始。他施設が契約入所に取組むきっかけ・参考とした事例。

19. 属性

- ・ 年代：60歳代～90歳代
- ・ 性別：男女（各50%）
- ・ 要介護度：平均要介護度3。他のサービスで支援できる方は、そのサービスをご案内する。認知症の方はほぼおらず、自己判断で利用されるケースが多い。
- ・ 契約入所者数：17～18人/年

20. 入所の理由・経緯

- ・ 契約入所をされる方のうち、特別養護老人ホームの待機といったケースは少ない。制度の狭間にある方を受け入れている。独居の方やご夫婦、親子で入所されるケースがある。

（例）

- A：妻の転倒後、妻と一緒に暮らしたいという夫の要望から契約入所を利用
- B：高齢で食事の準備が難しい夫婦に朝食・夕食を提供するために契約入所を利用。日中は外出扱いとして他のサービスを利用
- C：高齢の親が転倒し、一時的に要介護5の状態となる。同居する子どもは障害を持ち、子どもの収入で親子は生活。親が特別養護老人ホームに入所する場

合は、別れて暮らすことになることから契約入所を利用

- D: 普段からショートステイ等の介護保険サービスの利用がない高齢者の家族が新型コロナウイルス感染症になる。濃厚接触者となったものの、隔離期間中の生活支援が必要であるため契約入所を利用
- E: 警察から緊急で虐待の相談を受け、契約入所にて受け入れ。その後、生活機能を落とさないように1年間ほど支援。
- ・ 契約入所では、時間をかけずに受け入れが可能。また、個別のお困りごとに対して寄り添うことができる。
- ・ 基本的に相談者の受け入れを断らないようにしているが、公平性に配慮し、他に適切なサービスがあれば、そのサービスをご案内している。例えば、他のサービスと類似する内容で、安くサービスを受けるといった目的での利用はお断りしている。
- ・ 契約入所から、措置入所に切り替えるケースもある。

2 1. 施設での対応等

- ・ 食事の提供、生活支援、生活相談（所得・生活状況に応じた相談、外部サービスの利用相談、住所異動、借金整理（半数はケアマネジャーにて対応）等）、退所後の支援先の検討等を実施。
- ・ ゴミ屋敷の方を契約入所にて受け入れたケースでは、ケアマネジャーや地域包括支援センターの方と連携して、自宅の中の整理や身分証明書、保険証を探し、退去後の支援を行うこともある。長期入所になる方が多いため支援が必要となる。

2 2. 対応後の状況

- ・ 契約入所の利用者の中には、10年～20年のお付き合いになる方も少なくない。介護保険サービスに比べ、手厚い看護が難しい等、施設でできるサービスの限界をお伝えしたうえで、ご本人がそのまま施設にいたいという要望を受けて受け入れを続けるケースもある。そのため、契約入所後、徐々に入所者の身体機能が低下し、自然と看取りをすることになる場合も少なくない。また、施設のそばに墓地もある。
- ・ 必要な方は、他のサービスへ移行する。措置に切り替えるケースもある。入所後に生活保護を受ける場合もある。

2 3. 入所期間等

- ・ 契約入所期間：1週間～20年。平均：5年程度。
- ・ 契約入所で10年、その後、措置入所に切り替え計20年入所される方もいる。

【契約入所の取組手順・内容】

2 4. 契約入所の対応手順の概要

<契約入所の対応をどのように進めたか（主な手順の確認）>

- ・ 入所前
 - 相談受付を実施
 - 困り事の内容、本人の集団生活への意向、状況調査（感染症等）、緊急性を確認
- ・ 入所時
 - 所持品の確認
 - 個別契約の金額設定
 - ゴール設定
- ・ 入所後
 - アセスメント・モニタリングの実施

2.5. 契約入所の対応手順の詳細

<各手順の詳細>

- ・ 入所前
 - ・ **相談受付を実施**
 - **市役所（50%）、ケアマネジャー（30~40%）、警察署（5%）、個人（5%）**
 - **施設では、地域とのつながりを通じて相談が来る土台ができています。下記のような地域に向けた活動が入所相談に影響していると考えます。**
 - **歴代の施設長が近隣地域の民生委員を務める（約50年）ほか、自治会・婦人会の会長を務めるなど、地域とのつながりが多い。**
 - **その他、グランドゴルフ大会、敬老会への参加や地域イベントへの会場の提供を実施。**
 - **地域のスーパーマーケットが閉店した際には、地区社会福祉協議会との青空市場を定期開催した。市場の会場である団地内の販売行為は従来禁止されていたが、販売会の許可を得るなどした。**
 - **建て替えをした際には、高齢者の避難所（防災避難所登録有）として、社会福祉協議会からエアベッド50台の受け入れを行った。**
 - **措置者の受け入れを行う県内の複数の市役所への挨拶回りを実施するなど積極的に施設のPRを実施。**
 - **在宅サービス、ホームヘルパー等の活用を通じて関わりを持ったケアマネジャーに口コミが広がっている。**
 - ・ **困り事の内容、本人の集団生活への意向、状況調査（感染症等）、緊急性を確認**

- ・ 入所時
 - 所持品の確認
 - 必要な物品のうち持参可能なもの、施設で用意するもの、入所者が持参したいもの（施設で受け入れが可能なもの）を確認
 - 個別契約の金額設定
 - **基本は 15 万円～支払い能力に応じて割引を実施。割引額は施設の持ち出しである。不足分を法人本部から補填することもある。**
 - 食費については、措置費から賄われている金額設定にならないように、最低限の食費を支払っていただく料金設定としている。この**料金設定を下回る方は、生活保護を受けることを相談する。本当に必要な方は措置として受け入れを行う流れをつくる。**
 - ゴール設定
 - ある程度の契約入所を利用する方のゴールを決めておく（例：特別養護老人ホームへの申請、親族の受け入れ準備等）
- ・ 入所後
 - アセスメント・モニタリングの実施
 - 必要なサービス等を検討するためのアセスメントを実施。保護を最優先としているため、1 か月以内にケアプランを作るとして契約入所の際は仮契約を締結している。その後本契約を行っている。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ **独自の金額設定に苦労した。** 当時はどこにも参考になるものが外部になかった。
- ・ 他のサービスの機能と重複がないことを前提に、他のサービスに比べ著しく金額が低下しないようにした。また、生活保護の基準額を参考におよその生活費を計算した。食費については、措置費を持ち出していることにならないように、措置費との金額比べをした。
- ・ 設定金額は、従前より実施していた個別ショートステイ（契約入所前の取組）の金額改定として理事長に決裁を上げた。措置費の金額設定と見比べられるようにし、理事会・評議会の決議を経て法人内部でスタートした。

2.6. 契約入所における他機関との関わり

- ・ 契約入所の通知以前に、所管の自治体へ、空床の利用として個別契約にもとづくショートステイ（現在の契約入所にあたる取組）として何を実施するか交渉を行った。自治体からは、緊急時の措置枠を 1 つは確保することを条件として了解をいただいた。
- ・ 契約入所の通知以降、利用率が 20%を超えることがあったが、自治体から了解を

得た。契約入所が増加することで、措置控えにならないように、自治体と日頃から措置の相談を行っていた。最近では、契約入所から8人の方を措置入所に繋げている（年間）。

27. 利用料金の設定

<月額の利用料金>

- ・ 15万円を基準に支払い能力に応じて割引を実施。

<利用料金の算定根拠（金額設定の基準）>

- ・ 法人で決定した料金表を参照している。料金表は、生活保護の基準額の一覧表を根拠に作成。

28. 契約入所における課題

- ・ 契約入所を行うことで、**措置入所が必要な方の適切な措置に支障を及ぼす可能性がある**といった話を聞いている。こうした懸念について、行政相談所に相談したこともある。

<その他生じやすい課題の状況・対応等>

- ・ 身元引受人がないという点については、養護老人ホーム自体がそのような入所者が多いため対応可能と考える。
- ・ 料金の見直しが必要という課題については、金額表さえ作っていただければ見直しは行わないと思われる。また、当施設では、措置入所の方が、遺産相続によって措置を切られた後、ご本人の要望で当施設での生活を続けるため、自己負担で契約入所を利用いただいたケースがある。その際、金額表があったため混乱はなかった。
- ・ 契約入所者の住所をどこに置くかという課題については、基本的に本人の意向を伺い、その方が住んでいる場所を住所としている。外部サービスを受けるために必要であれば、住所を異動する。
- ・ 契約入所者の介護保険サービス（障害福祉サービス）の利用可否について、当県は介護保険サービスを利用して良いことになっているため課題にはなっていない。

29. 契約入所を行うポイント

- ・ 料金表の作成。地域貢献に対する、経営者の意向等。

30. 今後の契約入所の受け入れ方針

回答なし

3 1. 契約入所の成果・今後の期待

- ・ 受け入れを断らないことで、多方面から施設への入所相談が増加した。
- ・ 契約入所者数：17～18人/年のうち措置入所につなげた方8人/年。

<今後の期待>

- ・ 何が何でも措置という対応は、行政の財政破綻につながると思う。一方で、施設の経営も厳しい状況である。そのため、自分で支払いができる方には料金の負担をいただくことが必要と考える。実際、預貯金無しで措置入所したものの、サービスの自己負担額が少ないため、退所時には年金を通じた貯蓄が1000万円になっていた方もいる。また、10年程度入所されている方の預金は、平均で2～300万円になっている。他の方を救うためにも、入所者の支払い能力に応じた自己負担額の見直しとともに、行政はサービスに必要な施設の維持費用を拠出するハイブリッドの対応ができれば良いのではないか。一定の収入がある場合には、行政に戻す仕組み等、一体的な見直しが必要と考える。
- ・ 契約入所も一部を生活保護で賄う等、何らかの形で行政の補填があることで、持続可能な仕組みができるのではないか。また、自治体によっては契約入所を行うことで、措置控えになる懸念も残る。どの自治体においても、契約入所が、必要な方の措置につながる仕組みになると良い。困っている人を助けようとする法人は存続できる仕組みにして欲しい。

3 2. 契約入所を活用しようとしている施設へのメッセージ

<契約入所が進まない理由として考えられること>

- ・ 他施設から、「契約入所は儲からない」と言われることがある。契約入所だけで考えると、収支のメリットはない。しかし、契約入所を行っていない法人は、必要だと思ってもらえず、地域から頼られなくなるのではないかと考える。
- ・ 他施設では、施設側から入所を断るケースがあるという話を聞いている。入所の申請書類の手続き等、入所判定を行う労力は自治体側も大きい中、困っている方に手を差し伸べることができなければ、措置控えにも繋がりにくい。なお、施設で受け入れができない理由としては、法人の経営状況も影響していると考えられる。
- ・ 自身が過去に、社会福祉法人の創始者の方の言葉を直接聞く取組を行ってきた。それを受け継ぐ方々の中には、社会福祉法人としての思いや覚悟がないように感じる場合がある。
- ・ 契約入所の取組は、措置入所のイニシアチブを取ることができるため、安定経営にも繋がると思う。さらに、地域のニーズに応えることで地域から大事にされる。大事にされるから、養護老人ホームの職員も処遇改善の対象にという声も上がってくるのではないかと。儲からないことに対してトライしないということでは

なく、**経営者の意向が取組を始めるために必要**なことであると考え。

3.3. その他契約入所に関するコメント

- ・ 市内の養護老人ホーム2施設から契約入所について問い合わせが来たことがある。当施設の取組を参考に契約入所の取組を進めていると聞いている。

3.4. 契約入所のきっかけ等

<契約入所を始めるきっかけ>

(措置入所の減少と地域ニーズへの対応)

- ・ **様々なニーズがあることを把握**していた。施設のベッドに空床があること、ニーズに対して最低限のセーフティネットを提供する必要があると考えた。まずは、契約入所の対象となる方を保護し、措置の申請につなげることができないかと考えた。市役所に措置のイニシアチブがあると、措置入所を断られやすいため、**契約入所を通じて入所申請に関わりたい**と感じていた。
- ・ 県内の高齢者人口、生活保護は増加傾向にある中、県内の養護老人ホームにおける入所率は70%の状況であり、自治体によっては措置控えも懸念される。そのため、県・市職員、県内の養護老人ホームの施設長を交えた意見交換会を行う等している。
- ・ 施設の建て替え以降の時期から、措置入所が減少し、満床稼働が難しくなった。**支援が必要な方を受け入れるために、施設は持ち出しで契約入所を行っている。そのため、措置の入所率が下がれば経営への影響は大きく、施設の存続そのものが厳しい。**
- ・ 措置が必要と考えられる方が、生活保護を受け、サービス付き高齢者向け住宅等の他のサービスを選択するケースも少なくない。生活保護であれば市の負担が1/4になることも、措置控えの要因になっていると考える。

(開始時の対応)

- ・ 20年前、施設の空床を利用した個別契約によるショートステイ（契約入所）の実施について、市へ相談したことがきっかけである。
 - 当時は、緊急保護4,000円（自己負担1,000円）/日、契約入所15万円/月であった。
- ・ 10年前に、生活保護の基準を参考に、生活保護の受給対象外、措置の対象外、独居生活が厳しい方などに向けて、さらに個別契約を利用しやすくするため、金額を独自に改定した。

⑦ 社会福祉法人千葉県厚生事業団 養護老人ホームひかり隣保館

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 千葉県厚生事業団
- ・ 施設名：養護老人ホームひかり隣保館
- ・ 所在地：千葉県柏市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：70人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月12日（金）14：00～15：30
- ・ 参加者：施設長 佐藤様、主任相談員 濱野様、事務局 川北 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

「養護老人ホームとしての長い歴史が培ったノウハウを活かした最後の砦としての役割」

<取組概要>

- ・ 無料低額宿泊所からの受け入れ
 - 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設との連携により、高齢者で経済的に困窮し、生活支援等が必要な方を養護老人ホームに措置入所に対応した。
- ・ その他の取組
 - あんしんネットワークの立ち上げ
 - 「厚生労働省 令和3年度 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」の枠組みで、当施設のある柏市北西部に民生委員、地域包括支援センター、あいネット（柏市地域生活支援センター）、不動産賃貸業関係者（宅建協会役員）、行政職員等からなるネットワークを立ち上げ、施設単体だけでは対応が難しい困難事例に対する対応検討や情報共有を図った。

<開始時期>

- ・ 令和5年7月～

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 都内を含めて高齢者の生活保護受給率が急激に増加しており、無料低額宿泊所等で多くの行き場を失った高齢者が支援を受けていたため、養護老人ホームへの措

置入所を急ぐ必要があった。

- ・ 無料低額宿泊所では、夜間に職員がいないことにより入居者のトラブルが発生していた。当施設としても東京都内の無料低額宿泊所へ実際に出向く機会があり、実態を目の当たりにしていた。
- ・ 近年の措置控えにより、入所者が少なくなっている。そのため、空床が目立っていた。近隣では閉鎖する施設も見られるようになっていた。

3. 活動の目的

- ・ 保育園、特別養護老人ホーム等も隣接した地域に根差す複合施設として、74年という長い歴史が培ったケアのノウハウを生かしながら、子どもから高齢者までを支援する地域福祉の役割を果たす。

4. 関係者との連携状況

< 柏市 >

- 連携内容：入所者の措置入所の決定
- 頻度：無料低額宿泊所からの受け入れを行うタイミング
- 連携のきっかけ：制度上のかかわり

< 無料低額宿泊所 >

- 連携内容：職員の方々から施設の状況についてレクチャーを受ける
- 頻度：施設への訪問時
- 連携のきっかけ：東京都にある施設に出向く機会を得た。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 取組手順は以下の通りである。
 - ① 東京都にある当該施設を訪れ職員の方々からレクチャーを受ける。
 - ② 支援されている高齢者と面会、施設への入所意向を確認する。
 - ③ 自治体へ連携する。
 - ④ 措置入所で受け入れる。

6. 地域課題の発掘

< 地域課題（ニーズ）の収集方法 >

- ・ 施設への訪問、施設職員からのレクチャーを受ける。

< 地域課題の内容 >

- ・ 生活支援を求めている多数の入所者が存在している。

7. 取組の決定

- ・ 施設長が行政で働いていた時に、行政の立場から福祉の状況、課題を把握していた。
- ・ 4年前に当施設に来て、次は施設の立場から現場において、在宅でのネグレクト等の実態における危うさを目の当たりにした。
- ・ 養護老人ホームの機能、過去からのノウハウを生かして、地域福祉を進めていくべきだと考え、理事長以下、上層部に課題を伝えて取組を行う意思決定を行った。

8. 取組の準備

- ・ 地域の実情、特に町丁別の高齢化率を確認した。結果として、高齢化率が50%を超えるエリアもあり、地域包括支援センターやあいネット等、又、行政や宅建協会から協力員をお願いして、事例検討を行った。(あんしんネットワーク)それによって、高齢者の住まいの課題があり、高齢者が賃貸住宅を借りることや更新することが困難な実態が分かった。(大家や管理会社は、高齢者の孤独死・孤立死を懸念している。)
- ・ 取組の実施方法について計画を立てた。
- ・ 取組の目的・方向性を職員へ共有した。
- ・ 外部の関係者に協力を依頼した
- ・ 地域ケア会議に出席して、養護老人ホームの法的位置づけや役割等について説明する機会を得た。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか(職位・職種・人数・役割等)>

- ・ 現場における実務(提案、経理等):施設長、主任生活相談員

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

部理事長、施設長、主任相談員

- 施設としての財政面の実態も鑑みながら、取組の積極的提案を行った

10. 取組の実施

<特に苦労・工夫(試行錯誤)したこと>

- ・ 現状の実態を把握することにより、高齢者住まいのニーズを確認することができた。
- ・ 養護老人ホームがリレーポイントとなり、次の住まいにつないでいくというコンセプトが構築できた。
- ・ 内部留保からの財源拠出を行った。
 - 厚生労働省から出された技術的助言を参考にしながら、地方交付税の財政的措置を活用した。

- 1 1. 取組に際して活用した補助金
 - ・ 補助金はほとんど利用していない
 - 事業として、研究会における会議で講師を呼ぶ際の補助金が出ることになっているが、講師へ費用は支払っていない。
- 1 2. 取組の振り返り
 - ・ 現地へ出向いた都内の施設から、当施設へ1名受け入れることに繋がった。
- 1 3. 関係者の巻き込み
回答なし
- 1 4. 周知・要望
 - <周知・要望の対象>
 - ・ 全国の養護老人ホーム、自治体
 - <周知・要望の内容>
 - ・ 福祉新聞、柏市民新聞における記事の作成
 - 措置費等の行政へ要望の出し方を全国に紹介してもらった。結果として、全国の自治体からの問い合わせに繋がった。
- 1 5. 取組を進めるポイント
 - ・ 取組の実施を、施設の経営上の事業計画に連動させながら進めていくこと。
 - 職員の生活を守るために施設の経営をどう継続していくか、どのように行政にアプローチすれば動いていくのかを、試行錯誤しながら進めた。
- 1 6. 今後の取組方針
 - <地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>
 - ・ 養護老人ホームの機能を活かして、リレーポイントの位置づけで高齢者の住まいを繋いでいく機関としての役割を担っていききたい。
 - ・ 法人内にある訪問介護事業所をとおして、地域に出向いていきたい。
 - ・ 感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）についての罹患後の対応等のノウハウを地域に共有していきたい。
 - ・ 介護技術等のノウハウを地域の方々に提供していきたい。
- 1 7. 安定運営の要因
 - ・ 取組を進めるための財源が確保できている。

- 行政からの措置費、地方交付税の状況をつまびらかにする。そのうえで使える財源を有効に活用する。

18. その他

＜地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望＞

- ・ 措置を担当する自治体職員に、生活保護法における他法優先を理解してもらったうえで、老人福祉法に基づく高齢者の措置入所を積極的に展開して欲しい。

＜これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ＞

- ・ **地域の高齢者、障害者、児童およびその保護者等、多様な方々と連携しながら地域づくりを行い、自施設で出来ることを進めていくのが重要である。**

III. 養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況

【契約入所の事例概要】

19. 属性

- ・ 令和3年10月から受け入れを始め、累計で11人（現在入所中は4人）の受け入れ実績がある。
 - 年代：70代5名、80代5名、90代1名
 - 性別：男性6名、女性5名
 - 要介護度：要介護5の1名を除き、介護度なし

20. 入所の理由・経緯

1. 独居による生活不安や生活困難のケース
 2. 家族関係の問題（虐待や不仲など）によるケース
 3. 次の施設への入所待ち（退院後の行き先がない等）のケース
 5. 所持金（所得）が高額のために措置入所の対象ではないケース
- ・ 家族の虐待による緊急一時保護（市役所より連携）
 - 預貯金があったことから、措置入所より切り替えた。
 - ・ 介護入所に向けた2～3か月の一時的な入所（地域包括センターより連携）
 - 当施設への入所後に、要介護がついたことで退所された。
 - ・ セルフネグレクト（地域包括センターより連携）
 - 住まいにおけるライフラインが止まっているが、更新の手続きが出来ない状態にあった。

- 2 1. 施設での対応等
 - ・ 食事、入浴、排せつの基本的な支援
 - ・ 施設内のレクリエーション、行事への参加
 - ・ 栄養士による健康管理
 - ・ 受診が止まっている方の受診支援
 - ・ 窓口手続きの支援

- 2 2. 対応後の状況
 - ・ 虐待が原因で入所した方は、戻る場所がなく、施設に残っている方が多い。中には、健康状態が回復して、自宅売却の手続きなどをして他の親戚のところに行く方、次に入所する施設が見つかった方もいた。
 - ・ レクリエーション参加による精神状態の回復が見られた。レクリエーションの中で入所者同士の助けあいも生まれた。

- 2 3. 入所期間等
 - ・ 当施設をリレーポイントとして、次の施設に行く方は平均 60 日程度の入所となっている。最長で、令和 3 年 10 月から 800 日以上入所している方がいる。

【契約入所の取組手順・内容】

- 2 4. 契約入所の対応手順の概要
 - <契約入所の対応をどのように進めたか（主な手順の確認）>
 - ・ 入所前
 - 行政、地域包括支援センターからの連絡を受ける。
 - 施設環境の見学を行ってもらったうえで、預貯金の状況、必要な支援の範囲等に基づいて入所の可否を判断する。
 - ・ 入所時
 - 重要事項説明書・契約書を説明する。
 - 金庫にて本人の所有する預貯金を保管する。
 - ・ 入所後
 - 契約内容に基づく支援を提供する。
 - 次に入所する予定の施設に施設内での生活状況を提供する。施設見学については、行政・家族が対応する。

- 2 5. 契約入所の対応手順の詳細
 - ・ 入所前
 - 施設として特に苦勞する対応はない。入所前は、主に地域包括センターが本人との関係構築に苦勞されている。

- ・ 入所時
 - 施設として特に苦勞する対応はない。
- ・ 入所後
 - 虐待等によって、気持ちが落ちている方への対応が難しい。
 - 措置施設として、場数を踏んでいる職員が対応している。
 - 個室ではないため、同年代の方と関わることによる改善効果はある。
 - 入所を続けるにあたって、経済面の不安について相談を受けることがある。

<特に苦勞・工夫したこと>

- ・ 施設の空床を利用するにあたり、法的解釈からの難しさがあつた。具体的には、「契約入所は定員の2割まで可能」という制限があつた。
 - 厚生労働省から出された通知（厚生労働省老健局「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（老高発0702第1号令和元年7月2日））を参考とした。
 - 取組の周知に当たっては、地元の新聞社や福祉新聞の協力を受けた。

26. 契約入所における他機関との関わり

- ・ 行政、地域包括センターから個別事例の共有を受ける。
- ・ 入所後の健康管理として、地域の医療機関で認知症等の診断を行ってもらう。

27. 利用料金の設定

<月額の利用料金>

- ・ 月額 18万円

<利用料金の算定根拠（金額設定の基準）>

- ・ 事務費支援額（人件費、管理費等）：122,875円/月
- ・ 一般生活費（光熱水費、食事代等）：55,090円/月
- ・ 加算月額：1,412円/月
 - 冬期加算（暖房使用料等）：10,800円/年（2,160円×5か月）
 - 期末加算：5,140円/年
 - 被服費加算：1,000円/年

28. 契約入所における課題

- ・ 預貯金が枯渇してしまった場合に、措置入所への切り替えができるかの判断
 - 市の担当者が異動で変わっており、「何も聞いていない」となってしまう可能性がある。
- ・ 身元引受人の選定

- 高齢者のために、身上監護のサポートを行う専門家に繋ぐ必要がある。
- ・ 施設内で傷害事件が起きてしまったときの対応
 - セルフネグレクト状態の方が職員に暴力をふるったことで他の入所者が危機的な状況に陥り、結果として退所してしまったケースがある。
- 29. 契約入所を行うポイント
 - ・ 契約入所の実施に当たって、行政、地域包括センターとの連携は必須である。
 - 市内の10か所以上の地域包括センターから措置入所の依頼がある。
- 30. 今後の契約入所の受け入れ方針
 - ・ 入所の際に優先するのは措置入所である。
 - ・ 長らく柏市で事業を行っているので、地域のニーズには対応していきたい。その他の地域からの相談に対する対応は、現実的に難しい。
- 31. 契約入所の成果・今後の期待
 - ・ 厚生労働省の事業を通じて、地域における高齢者の住まいの課題を顕在化させることが出来、介護施設に入れない層に対して支援の手を差し伸べられるようになった。
- 32. 契約入所を活用しようとしている施設へのメッセージ
 - ・ 自立支援のためのリレーポイントとしての位置づけで、契約入所の仕組みを活用するのが良いだろう。
 - ・ 不動産、弁護士等の専門家、業者との連携によりノウハウが蓄積されるので、地域貢献を進めていくうえでも有用な取り組みである。

⑧ 社会福祉法人江刺寿生会 養護老人ホーム松寿荘

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 江刺寿生会
- ・ 施設名：養護老人ホーム松寿荘
- ・ 所在地：岩手県岩手郡雫石町七ツ森16-37
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：
- ・ 定員数：100名
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月26日（金）15：30～17：00
- ・ 参加者：施設長 高橋様 大久保様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

- ・ 自立準備ホームの実施
- ・ 雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 自立準備ホームは法務省の委託事業として保護観察所に登録、職員宿舎の空き部屋を活用し保護観察中の対象者に住まいと食事を提供している。期間としては6か月の受け入れを行っている。ほぼ途切れなく1名を受け入れている。
- ・ 雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業は町内の住居の老朽化・心身の疾病で生活に支援が必要な高齢者に対して、住まいとサービスを提供している。経済的に措置入所に適さないが住まいの面で支援を行うことで継続的に地域に住み続けられるように支援を行っている。繋ぎで住まいの支援を行い、住み替えに繋がっている。
住み替えの後に地域のコミュニティに入れるように支援も行っている。
住環境を変えることで継続して地域で住み続けられると感じていた。雫石町と連携し、厚生労働省のモデル事業に手上げを行った。モデル事業終了後も町独自の事業として継続していただけるよう協議を行い現在まで実施に至っている。

・

<開始時期>

- ・ 平成25年10月に登録し、これまで21名（男14女7）を受け入れている。

- ・ 県の定着支援センター開設前は年齢10～50代も受け入れていたが、現在は65歳以上の高齢者を対象にしている。
- ・ 平成29年より雫石町の事業として受託し、7世帯9名を受け入れている。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 平成24年に保護観察所より法務省の社会貢献活動の受け入れについて依頼を受けた。保護観察者のボランティア等の受け入れを開始し、出所後住まいがない受刑者の再犯率が高いという報道を見て、住まいの支援の検討を始めた。

3. 活動の目的

- ・ 保護観察所に委託を受け職員宿舎の空きを活用し、保護観察者に住まいと食事を提供している。
- ・ 高齢受刑者は養護老人ホームの対象者である様々な事情で住まいに課題を抱えているという点に合致したことから受け入れを開始した。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 連携内容：モデル事業の実施を契機に、住まいの支援に関する双方向の連携を行っている
- 頻度：日頃から担当課に出向き、随時情報交換を行っている。
- 連携のきっかけ：モデル事業への手上げ

<関連団体>保護観察所

- 連携内容：保護観察所から連絡を受け、受け入れ可能かの検討を行う
- 事前の面談を実施し、施設内で受け入れ検討の会議を開催し可否を検討している。体制が整い次第受け入れを行っている。
- 頻度：年に2件程度
- 連携のきっかけ：養護老人ホームとして過去に高齢出所者を措置入所にて受け入れていた。

<他機関等（地域包括支援センター等）>

- 連携先名：岩手県定着支援センター
- 連携内容：入所後の通院のスケジュール等の生活、退所後の住まいの確保
- 頻度：状況の変化や保護観察者からの希望があった場合、その他支援が必要なタイミングで随時連絡を取っている

<その他>

- 連携先名：運営推進会議（地域の自治会等）
- 連携内容：地域の住民等を実施している取組内容について共有している。

- 頻度：年1回
- 連携のきっかけ：これまで特に地域とのトラブル等はない

- 連携先名：民生委員連絡会
- 連携内容：松寿荘の取組について周知を行うとともに、地域で見守りを行う民生委員との連携を図っている。必要に応じて行政等への繋ぎを実施している。
- 頻度：年1回
- 連携のきっかけ：これまで特に地域とのトラブル等はない

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ① 保護観察所から保護観察者のボランティアの受け入れの打診を受けた
- ② 保護観察者による介護ボランティアを実施した
- ③ 保護観察所から自立準備ホームの打診を受ける
- ④ 事業の実施にあたって法人内での承認を受ける
- ⑤ 所内で協議を行い、受け入れの体制を整えた
- ⑥ 施設内での受け入れは自立能力の低下の可能性があるため、職員宿舎にて一人で地域での生活に近い自立した生活を送れるようにした。病気等の都合で支援が必要な場合は施設内で生活していただいている。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 入所者に高齢出所者がいたことから、高齢の出所者の住まいについての課題意識は従前からあった。

<地域課題の内容>

- ・ 高齢の出所者に対して、出所後の住まいの支援があれば地域に住み続けられることが出来たのではないかと感じていた。

7. 取組の決定

- ・ 打診を受けた後、法人内で承認を受け事業所として受け入れ態勢を検討した。

8. 取組の準備

- ・ 職員にこれまで養護老人ホームの入所として高齢出所者を受け入れていたことから抵抗感はあまりなかった。
- ・ 自立準備ホームの受け入れには再犯を繰り返していた出所者もいたことから警備面への不安はあった。

- ・ 保護観察者の育ってきた環境を含めた生活歴や犯罪に至るまでの流れを調書で確認し、面談を行い職員が感じた印象を他の職員に伝え、どのような支援を行えば安心して生活できるか、緊急時の対応について検討を行っている。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ 自立準備ホームにおける受け入れについても、養護老人ホームでの新規受け入れ時の対応を踏まえて対応を実施している。
- ・ どういった経緯で犯罪に至ったのかはしっかりと情報共有している。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 生活相談員が主となって対応している。
- ・ 身体的な支援が必要な場合は支援員も対応を行っている。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 実施当時は統括主任（現在の施設長）が中心となって動いた。
- ・ 法人内での承認は当時の施設長が中心となって頂いた。

10. 取組の実施

- ・ 受け入れの判断は日常生活が送れる身体機能がある方を対象にしている。
- ・ 保護観察所である程度振り分けがされているため、断った件数は1・2件程度である。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 定着支援センターがなかったことで、次の住まいや就職に関する支援がない状況で、受け入れ可能な賃貸物件も少なく退所後の住まいの確保に苦労した
- ・ 保護観察所の監察官と自立準備ホームの職員だけでは前に進んでいかなかった。
- ・ 若年層を受け入れていた時は無断外出等のトラブルもあった。
- ・ 現在は自立準備ホームと定着支援センターの分担が出来るようになった。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 自立準備ホームは保護観察所、委託事業は町から費用が出ている。

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ これまでに受け入れを行った保護観察者が退所後にそれぞれの望む生活に移行が

できた。賃貸住宅や障害のグループホーム等に繋がっている。

- ・ 家族関係が疎遠な場合等で今後の生活に不安がある場合は自治体と協議の上、3名を措置入所に切り替えている。

13. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ 以前から高齢の出所者の受け入れを行っていたので、特に違和感なく受け入れができた。
- ・ 措置入所の場合は犯罪歴があっても断れないが、自立準備ホームの場合はトラブルがあった場合断れるため、かえって受け入れのハードルは低かった。
- ・ 犯罪歴のある高齢者の受け入れは措置入所よりも受け入れしやすい。

<職員の巻き込み方法>

- ・ 高齢の出所者は措置入所と同じように接するようにしている。
- ・ 犯罪に至った経緯などを職員にしっかりと共有している。

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか
回答なし

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 県立の施設であったため職員宿舎があったが活用されていなかった。そこを活用できたのはポイントだったと考えている。
- ・ 施設の経営状況：稼働率は90%後半と以前よりは落ちている。「措置控え」という言葉が出始めたあたりで何か事業を行わなければならないという危機感があった。自立準備ホームや委託事業が受け入れのためのアウトリーチの手法となっている。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 自立準備ホームと委託事業は今後も継続していきたいと考えている。
- ・ 委託事業は2世帯しか支援が出来ていないが、地域で住環境に課題を抱えている高齢者が多い。一方で住み慣れた住宅への愛着等で住み替えが進まないのが現状である。
- ・ 地域の高齢者世帯があまり回覧板を読んでいないことがわかったので、そういった高齢者に行政や社会福祉協議会の取組を伝えるための施策が必要ではないかと

提言を行っている。

17. 安定運営の要因

- ・ 介護人材不足の中でも職員は充足できている。職員からのリファラル採用があり、働きやすい環境が出来ているのではないか。
- ・ 風通しがよく、職員同士のコミュニケーションが取れる環境だと考えている。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 岩手県内から広域で入所者を受け入れているが、市町村によって措置入所に対する考え方が違う。岩手県内で閉鎖された養護老人ホームもあるが、措置が必要な高齢者が減っているとは感じていない。
- ・ 住宅セーフティネット制度によって、本来は養護老人ホームで生活面の見守りが必要な高齢者が措置に繋がっていないのではないかと感じている。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 自立準備ホームは犯罪歴だけを見ないで、犯罪に至るまでの理由や生活歴をしっかりと見ていく必要がある。食事と住まい、相談できる環境があればほとんどの方は生活が落ち着くと考えている。

B：先進事例×軽費老人ホーム

① 社会福祉法人 明生会 軽費老人ホーム悠々の里

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 明生会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム悠々の里
- ・ 所在地：福島県いわき市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 名
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023 年 12 月 21 日（水）9：30～11：00
- ・ 参加者：施設長 岡田様、生活相談員 西様、事務局 池永 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 子ども食堂：毎週火曜日開催。16 時～宿題、18 時～食事の提供（ビュッフェ形式）。スタッフ：大学生ボランティア 2 人、近隣の高齢者の方 1 人。入居者はお料理の作成などで、時々お手伝いいただく。職員 1～2 人が一部参加。ほぼボランティアで運営している。子どもと入居者にて交流を実施。
- ・ ショッピングツアー：月 2 回、近隣のスーパーへのショッピングツアーを実施。施設行事として実施していたものを、近隣の高齢者にも参加のお声掛けをするようにした。地域住民の登録は 15～16 人、参加数は平均 7～8 人/回。スタッフ：職員 2 人。マイクロバスを使用。

<開始時期>

- ・ 子ども食堂：2022 年 5 月～現在
- ・ ショッピングツアー：2022 年 3 月～
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で 1 か月のみ中止。参加者が躊躇するようなこともなく再開できた。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 従前より、地域のサークルの声掛け、お祭りへの参加等行っていた。新型コロナウ

ウイルス感染症の流行前より、社会福祉法人として、**地域貢献の義務として当施設でできることがあるだろうと企画を考えていた**。新型コロナウイルス感染症のリスクは懸念事項であったが、少しずつ初めて行こうと判断した。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行前に、**地域支え合い事業の会合に参加**していたため、買い物等で困っている方の話を聞いていた。地域の団地では、バス本数は一日数本と少ない。その他、**法人内の職員、居宅介護支援事業所の職員から、近隣の高齢者の困り事としてニーズを吸い上げていた**。
- ・ **県内の子ども食堂の件数を調べた**ところ、いわき市内の件数が群を抜いて少ないことが分かった。そのため、自法人で何ができるかを考え、施設の給食設備の活用ができないかと考えた。

3. 活動の目的

- ・ 子ども食堂：相対的貧困等の影響により、孤食をしている子ども等の手助けを行うとともに、入居者のエンパワメントを発揮することにもつなげる。
- ・ ショッピングツアー：地域の困り事をサポートし、入居者と近隣住民の方との交流を深めること。

4. 関係者との連携状況

<いわき市住民支え合い事業>

- **いわき市住民支え合い事業**（主体：いわき市、窓口：いわき市社会福祉協議会）へ参画し、地域の高齢者、支え合いサポーターの養成、草刈り・買い物・通院支援等の地域住民が支え合う活動を実施。
- メンバー：自治会長、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人等。現場の活動は地域のサポーター（同世代の元気高齢者等）が協力。

<その他会合等>

- **市社会福祉協議会、地域包括支援センター**から、取組の取材依頼があった。また、他の機関へ施設の取組を普及させたいという意図から、地域ケア会議での取組共有の依頼があったが、地域ケア会議での発表機会はなかった。新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止になった可能性がある。
- 声掛けをきっかけに、いわき市社会福祉協議会が主催する、**いわき市社会福祉法人連絡会**（2022年発足、児童や障害者の連携等、地域貢献を模索する場）へ傍聴参加し、取組を発表した。いわき市社会福祉法人連絡会は、地域支え合い事業との直接とのかかわりはない。
- その他、個別に法人単位で見学等に来る方も居る。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 子ども食堂
 - ① ニーズを調べ、取組を検討。補助金情報を事前に調査。
 - ② SNS等で情報発信を行い、近隣大学（福祉系大学、生徒）にボランティアを依頼した。口コミを通じて、学生ボランティアから徐々に一般のボランティアも集まった（学生の友人、近隣の高齢者等）。その他、SNS経由で、引きこもりの子を持つ親や近隣中学校の顧問が参加。
 - ③ いわき市の子ども食堂運営者の会議へ参加し、具体的手法を調べた
 - ④ 資金調達として、市のスタートアップ事業補助金を申請した（プレゼンの実施）。
 - ⑤ 開始
- ※ ①～⑤までの準備期間は約半年以内。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ **机上調査**（子ども食堂の件数）
- ・ **会議体や当事者・関係者等からの直接の情報収集**（買い物難民）

7. 取組の決定

- ・ **地域課題と自分たちのできることを**考えて決定した。ミーティングにて、**職員も交えて検討**を行った。
- ・ 小規模な法人になるため、普段から経営層と現場の職員が、**顔の見える距離感でやり取りを実施**している。また、普段から全国的な動向等を施設長が職員へ向けて発信している。取組を進める際には、ハードルを上げ過ぎないように、**特別なことではなく、自分たちのできることを考えようと施設長から職員へ伝えていた。**

8. 取組の準備

<特に苦勞・工夫したこと>

- ・ **子ども食堂では**、ボランティア人材の確保、市のスタートアップ事業の補助金申請ができたので**苦勞はない**。楽しみながら進めた。
- ・ **ショッピングツアーでは**、自治会に**回覧板を回すように協力を依頼したが断られた**。施設の宣伝のためではないのか、無料なのか等、取組の目的を確認された。そのため、地域住民へのポスティングを先行して実施したところ、登録希望者が出てきた。その後、自治会から情報を知りたいと施設へ声掛けがあった。自治会長は賛成したものの、自治会の一部役員からは一法人の肩入れにならないか等の懸念の

声が出た。

- ・ これまで自治会とは、自治会や施設で主催するイベントへの参加等で元々交流があった。施設も地域住民の一部と思っていたが、認識に隔たりがあることが分かった。施設が所在する団地内の自治会主催の生きがいづくり事業(つどいの場)には、入居者の方が参加していた。そのため、ショッピングツアーの自治会の反応は意外であった。

9. 取組の体制

<どのような実施体制を整備したか(職位・職種・人数・役割等)>

- ・ **職員の役割**(日程変更やケーキの提供等の連絡)を、**日常の業務に組み込んだ**ため、業務の一環として職員の受け入れができています。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 子ども食堂：事務長、生活相談員2人が中心となって準備した。
- ・ ショッピングツアー：施設長が自治会との調整、法人理事への説明、チラシ、ルート案内計画の作成等を実施。また、自治会との交渉に約2か月を要した。

10. 取組の実施

- ・ ボランティアの確保、食材の調達、運転資金の確保等を行い、運営を開始した。
- ・ 行政から、フードロス削減として関係者への案内を行い、食材の調達を支援いただいた。農家やお寺からは、食材の差し入れをいただくようになった。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 子ども食堂：初めの運転資金(つなぎ資金)は法人理事からの寄附。その後は、いわき市のスタートアップ補助金を活用。
- ・ ショッピングツアー：自主財源

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(子ども食堂)

- ・ ボランティアで来た方が入職した。
- ・ 精神疾患の入居者の方のトラブル回数が減った。
- ・ 農家、お寺、近隣の方と、口コミを通じて繋がりができた。
- ・ SNSを経由し、引きこもりの子を持つ母親からの相談を受け、その子が社会復帰の練習として子ども食堂のボランティアへ参加し、社会復帰を果たした。
- ・ 行政から、他の補助金情報の案内も来るようになった(行政が実施主体を探してい

る印象があった)。

- ・ 子育ての相談等を受ける等、地域の方とより近い関係性を築くことができるようになった。

(ショッピングツアー)

- ・ 地域住民とのつながりができたことで、今後の地域共生社会の取組を推進するきっかけに繋がった。
 - 地域の書道サークルの方々が参加するようになった。
 - 職員が近隣の独居高齢者と仲良くなり、遊びに行くようになった。

13. 関係者の巻き込み

<職員の巻き込み方法>

- ・ 施設長、事務長、生活相談員がそれぞれ、朝礼、朝夕のミーティング、日々のやり取りを通じて職員へ取組の号令をかけた。

14. 周知・要望

<周知・要望の対象>

- ・ 不特定多数（一部）の地域住民、子ども食堂の団体（むすびえ）

<周知・要望の内容>

- ・ チラシ作成・ポスティング
- ・ SNS 発信
- ・ 市の広報誌、市の方から紹介の打診

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 職員に取組の目的・意義を共有（社会福祉法人としての公益的取組の使命を伝達）した。自分たちがやっている仕事は何かの役に立っているという認識を持って欲しいと思う。
- ・ 今ある仕事で一杯と感じている職員もいると思うため、業務の中に取組を組み込むことを心掛けた。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 職員の状況も踏まえ、施設としてできることからはじめていきたい。
- ・ 子ども食堂では、職員が講師となってギター教室を開催、地域の高齢者の方が講師となって書道教室を開催する等の取組を進めている。職員は、通常業務で手一杯に

なることもあるため、外部のボランティアの力を借りたいと考えている。また、夕食だけではなく、祝日等には朝に食堂でのイベント等を行うこともできれば理想的である。

- ・ 独居の高齢者への配食事業を実施しているが、関連して高齢者への食堂も始めていければと思う。無理のない範囲で続けられる取組を行っていききたい。
- ・ また、他の法人など協力者ができればコラボレーションしたい。

17. 安定運営の要因

- ・ 経営者と現場職員が意思疎通を図ることができている等、風通しの良い職場環境のため、職員の協力が得られやすい。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 昔の日本社会では、地域共生社会が日常であった。それがなくなった状況で、再度始まったものとする。
- ・ 地域ケア会議等から、施設に対してもっと声かけを行っていただき、地域に向けた取組に巻き込んで欲しい。会議に参加したくとも、声掛けがなければ参加できない。
- ・ 施設の働きかけに呼応するのではなく、自治体から積極的に働きかけて欲しい。
- ・ 軽費老人ホームが、経過型施設として国として必要性を感じてもらっているのかわからない。国に対して軽費老人ホームの必要性をPRしたい。地域共生社会の実現に向けた取組等を通じて、施設の役割の理解が高まる等、良い方向に進んで欲しい。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 特別なことではなく、やれることから始めてみれば、違ったものが見えてくるのではないか。できることは限界がある。特別なことは続かない。そのため、準備を考えすぎないことが大事である。

② 社会福祉法人 札幌南福祉会 軽費老人ホーム宏楽苑

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 札幌南福祉会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム A 型 宏楽苑
- ・ 所在地：北海道札幌市
- ・ 施設種別：特養併設ケアハウス（定員 20 人以上）
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024 年 1 月 10 日（水） 16：00～16：30
- ・ 参加者：生活相談員 瀧川様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

「新型コロナウイルス感染症の流行で減ってしまった地域との繋がりを取り戻すためのカフェ運営」

<取組概要>

- ・ 地域密着型「笑カフェ」
 - 地域の人が集まれるような場所として、もともと一軒家だった建物を利用して、おやつやごはんを食べに来てもらうためのカフェを運営している。
 - 時々高齢者のサークル活動、子ども食堂等のイベントスペースとして活用されている。

<開始時期>

- ・ 2022 年 7 月～

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 元々施設として地域とのつながりがあったが、地域の中で住民が気楽に集まれる場所がなかった。
- ・ 地域住民と関わっているうちに、地域住民にもニーズがあることが分かり、場所を作ることとなった。

3. 活動の目的

- ・ 社会福祉法人として、軽費老人ホームにおける「地域貢献事業」を進める。
- ・ **新型コロナウイルス感染症の流行で外部と関わりの減った施設の入居者のための地域とのかかわりを形成する。**

4. 関係者との連携状況

<地域の商店街>

- 連携内容：施設の紹介、食材の供給、サークル活動での活動
- 頻度：都度
- 連携のきっかけ：もともと当施設が商店街に入っていたので、色々な業種の方を通して広めてもらった。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 取組手順の概要は以下の通り。
 - ① 生活相談員が個人としても、施設としても地域住民が集まれる場所を作りたい意向を持っていた。
 - ② 地域住民からも集まれる場所についてのニーズを確認した。
 - ③ 元からあった一軒家を活用する形で、カフェオープンのための備品調達等を進めた。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ **施設内でのお祭りやパークゴルフ等のイベント、商店街で開催している月 2 回の朝市への出店等を通して、地域の方々との接点を持ち、その際に地域住民から話を伺った。**

<地域課題の内容>

- ・ 地域の中で住民が気楽に集まれる場所がない。

7. 取組の決定

- ・ 生活相談員として、個人的に地域住民が集まれる場所を作りたいという思いを持っていた。
- ・ 施設としても場所を作りたい意向を持っていたので、反対意見はなかった。

8. 取組の準備

- ・ 元からあった一軒家を活用しているので、カフェとして運営するために必要な椅

子やテーブル等の備品を揃えるのみであった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下でのオープンであったため、開始時期は施設内で慎重に検討した。

<特に苦勞・工夫したこと>

- ・ 苦勞したことはなかった。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ カフェの営業は、生活相談員1名、パートタイム職員1名で対応している。営業は月火木金の11:00-16:00としており、パートタイム職員には都合のつく時に働いてもらっている。
- ・ 時折、入居者が食事の提供、食器洗い等を手伝ってくれている。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 生活相談員が備品の準備からカフェの運営まで担っている。

10. 取組の実施

- ・ カフェとしての営業を行いながら、時々地域住民のイベントスペースとして活用してもらう。

<特に苦勞・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ 立地の関係上、集客に苦勞している。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ 笑カフェに対する補助金はなく、人件費含めて法人負担となっている。
- ・ 子ども食堂を実施する際には補助金を利用している。

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

- ・ 入居者にとって良い影響があったと考えている。新型コロナウイルス感染症の流行による外出制限のため、閉鎖的になってしまっていたが、カフェが出来てから、おしゃべりしてご飯を食べられる場所が出来たことで、入居者からも喜びの声があがっている。
- ・ 施設入居に興味のあった方が来店され、施設の見学、入所に繋がった。

13. 関係者の巻き込み

回答なし

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知の対象>

- ・ 地域住民
- ・ 地域の商店街
- ・ 施設に来ているヘルパーステーションの職員
- ・ ケアマネージャー
- ・ 地域包括ケアセンター
- ・ 他の軽費老人ホーム
- ・ 自治体
- ・ 街づくりセンター

<周知の内容>

- ・ ニコカフェの案内、場所の利用募集。

<周知の手段>

- ・ チラシのポスティング
- ・ 回覧板
- ・ SNS（インスタグラム、Facebook、LINE 公式アカウント）

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ **地域との繋がりを大切にすること。**
 - **もともと地域の方々と関わる機会が多かったが、新型コロナウイルス感染症の流行で集まることが出来なくなってしまった。**
 - **そのため施設として地域への関わりを取り戻すうえでも、重要な取組だと考えられた。**

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 老若男女問わず、幅広い世代に利用してもらう
- ・ **カフェにこだわらず、イベント、教室、サークルを含めて周知、集客を行う。**

17. 安定運営の要因

- ・ **法人として、働き方の要望を叶えてくれる環境、風土があった。**生活相談員がカフェの運営を希望した際も、要望をすぐに受け入れてもらえた。

18. その他

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 施設として地域への関わりは様々だと思うので、他施設の良いところは積極的に取り入れていくのも一つの考え方である。

<その他>

- ・ 施設単位ではなく、個人単位で小さく活動をしている人々のネットワークを構築していきたい。

③ 社会福祉法人 修央会 軽費老人ホーム福寿荘

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 修央会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム福寿荘
- ・ 所在地：千葉県船橋市
- ・ 施設種別：軽費 A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：100 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023 年 12 月 15 日（金）14：00～15：30
- ・ 参加者：法人本部長兼副施設長 石神様（以下、副施設長と称す）
厚生労働省：阿久澤様、事務局 池永 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

「地域ケア会議発 買い物支援事業の実施」

- ・ 大穴地区における、買物にお困りの高齢者世帯（1 人暮らし、高齢者のみの世帯）を対象に、自宅から近隣のショッピングセンターへの月 2 回、2 時間程度の買い物ツアーを実施。マイクロバス（定員 14 人）1 台にて、運転手 1 人、付き添い 1 人で支援。

<開始時期>

- ・ 2023 年 4 月～現在まで。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 2015 年～地域への取組として、施設内の大ホールを使用して、地域公開イベント（歌手、地域の学校の音楽部、落語家等）を実施していたが、新型コロナウイルス感染症流行により、取組の中止を余儀なくされた。
- ・ 地域ケア会議は、従前より、同一法人の船橋笑寿苑がメンバーとして参画。地域ケア会議として取組を進めていた「大穴地区お散歩マップ作成」の際に、**船橋笑寿苑からの要請で、福寿荘副施設長が PC 操作等の支援のためにプロジェクトへ参画。**これを機に、福寿荘も地域ケア会議へ参画することとなる。
- ・ その後、**地域ケア会議の中で、大穴地区の買い物難民が地域課題のテーマとなった**

際に、副施設長より支援を提案し、買い物支援事業の検討がスタートした。

- ・ 大穴地区社会福祉協議会生活支援コーディネーターの方が、大穴地区の地域住民の情報を把握していたため、ニーズの収集ができた。他のエリアで実施する場合には、地域住民の声を別途吸い上げる必要があるかもしれない。

3. 活動の目的

回答なし。

4. 関係者との連携状況

<船橋市大穴地区地域ケア会議>

- ・ 大穴地区町会自治会連合会、大穴地区民生児童委員協議会、大穴地区社会福祉協議会、大穴在宅介護支援センター、北部地域包括支援センター、船橋市北部保健センター、近隣病院・事業所、ボランティア団体等の十数人にて、地域の困り事や困難ケースの対応を話し合う。

<買い物支援事業の運営メンバー>

- ・ 大穴地区社会福祉協議会・生活支援コーディネーター1人、大穴在宅介護支援センターセンター長1人、軽費老人ホーム福寿荘副施設長1人の計3人がコアメンバーとして、運営に携わる。
- ・ 買い物支援事業の立上げ当初は、コアメンバー3人が現地参加し、その場で改善事項などを話し合った（初回～5、6回目まで）。その後、問題なく運営できるようになったため、コアメンバーの参加頻度は減らした。
- ・ 今後の方針として、現在は対象エリアを広げるための、近隣事業所へのアンケート・協力要請、2台ずつの車両の確保等を相談。
- ・ 普段は副施設長が窓口となってコアメンバーと調整し、方針を決定。運転手の方が直接、連絡することもある。
- ・ 役割分担
 - ① 大穴地区社会福祉協議会・生活支援コーディネーター
：参加者の調整窓口、周知・申込管理、参加者の生活等の状況の把握等
 - ② 大穴在宅介護支援センター センター長
：地域課題を把握し、取組の方針やまとめ等
 - ③ 福寿荘副施設長
：企画、資源の提供、ツールの作成等

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 取組手順の概要は、下記の通り。

- ① 地域ケア会議での検討（副施設長にて作成した企画書を踏まえ検討）
- ② 買い物支援事業の運営メンバーにて、具体的な実施事項を話し合い、参加者のしおりやチラシ等の作成・配布を実施。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 副施設長にて下調べを実施。船橋市買い物難民調査結果を根拠として、船橋市在宅介護支援センターが集まる会議体の中でニーズとして紹介した。

<地域課題の内容>

- ・ 大穴地区の買い物難民への対応について。

7. 取組の決定

- ・ 地域ケア会議の中で実施することが決定した。

8. 取組の準備

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ サービスの提供エリアを限定している（現状は大穴北8丁目のみ）ため、いかに対象者を増やしていくかが今後の課題。
- ・ **3人の運営コアメンバーの連携がうまく取れていたため進めることができた**と感じる。しかし、今後、メンバーに欠員が出たときに困ると考える。
- ・ コアメンバーの大穴地区社会福祉協議会・生活支援コーディネーターの担当者は地域の顔になっている。大穴在宅介護支援センター センター長の方は地区で10年以上も前から認知されているため、地域との信頼関係が厚い。

9. 取組の体制

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 参加メンバーは3～4人
- ・ 営繕担当 消防署長ご退官後（運転業務）、介護職兼営繕担当 自衛隊ご退官後（付添い業務）の2人が中心となり、副施設長の他、理事長（運転業務）、相談員兼主任（運転・浮き添い）が交代で実施。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 副施設長によって、地域ケア会議や運営メンバー、施設内職員との調整が図られた。

10. 取組の実施

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと等>

- ・ 副施設長は、日頃から地域貢献のきっかけ探しをしており、地域に呼ばれたら顔を

出すようにしたいと考えていた。その中で、地域ケア会議の PC 操作等の支援者としての活動が、地域ケア会議のメンバーの信頼を得ることにつながった。

- ・ 従前より地域ケア会議に参画していた、同一法人の船橋笑寿苑とは日頃より、密にやり取りを行っていた。

1 1. 取組に際して活用した補助金

- ・ 自主財源。マイクロバスを使わない時間帯や、施設職員の業務の調整（常に介護を行うわけではないため、比較的業務の自由度は高い）を行い、新たな経費はあまりかけずに対応出来た。車両の走行距離も 3～5 km 程度/回である。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

- ・ 買い物支援の利用者さんの入居相談 1 件（ご夫婦）。
- ・ 船橋市内で買い物支援の取組が話題になり、同じ取組を希望する地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、地域の施設（社会福祉士のレポート作成のための取材）の方等の見学が絶えなくなった。今後は、県社会福祉協議会の方も参加予定。
- ・ 生活支援コーディネーターの集会においては、コーディネーターの役割として何をすればよいか悩みであったが、買い物支援を通じて、コーディネーターのやりがいにつながった。その後、5 地区のコーディネーターが見学に来られた。

1 3. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ 施設内では、地域の公開イベントが新型コロナウイルス感染症流行によって中止となったため、地域に向けた新たな取組の検討をしないと副施設長から職員へ日頃より周知していた。その中で、買い物支援事業を職員へ提案した。
- ・ 組織の文化として、地域貢献への取組を進めようとする風土が根付いていた。法人理念『地域に開かれ、地域に愛され、地域に信頼される法人』について、入職時のオリエンテーションや、地域のイベントを開催した際に、参加者・入居者・職員等に趣旨を都度共有した。

<どのように関係者を見つけ、巻き込んだか>

- ・ 地域ケア会議への参加。
- ・ なお、同一法人の特別養護老人ホームの協力・巻き込みを行う際には、職員の業務等をさらに考慮する必要があると考える。

1 4. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知>

- ・ 地域ケア会議、サービス提供地域の住民へのチラシやしおりの配布の他、業界団体や船橋市内にて取組の発表を行うことで周知を進めた。

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ **関係者との連携。協力者なしには進められなかった。取組を次に進めるためには、関係者皆の合意を通じて、次の施策を打ち出すことが重要**と考える。
- ・ **参加利用者の意見も重要**。アンケートはあまり答えていただけなかったため、**お話を聞きながら取組の評価等を振り返った**（買い物の場所、重いものの運搬支援、道の駅のリクエスト等がみられた）。
- ・ マネジメントの視点では、担当者へ**役割を権限委譲し**、信頼関係を築くようにした。地図作成等、担当者も主体的に動いていた。また、社会福祉法人としての**地域貢献への役割等、取組の目的の説明を欠かさない**ようにした。
- ・ 施設の経営状況の視点では、黒字運営ができていること、人の定着が比較的安定していることはある程度影響している可能性があるかもしれない。
- ・ 処遇改善の対応の影響として、処遇改善を地域貢献とつなげてはいないが、職員のモチベーションなどへの影響はあるかもしれない。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 買い物支援の対象地域の拡大とともに、今後の展開として**入居者にもボランティアとして関わって欲しい**。現在は、施設内の入居者に対する買い物支援の際に、入居者同士の支援や助け合いがみられている。**地域の方に対しても、入居者が役割を提供できれば、入居者の生きがいにつながると考える**。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する懸念があるが、地域の方々に施設へ来所いただくイベントを開催したい。
- ・ 子ども食堂を通じて、入居者・職員等が地域の方と触れ合う機会を作りたい。
- ・ また、今後、LOVOT 2台を購入し、子どもや地域の子育て世帯の方々等の呼び込みにも活用したいと考えている。

17. 安定運営の要因

- ・ 買い物支援の影響は始めたばかりであるため、影響は答えづらい。
- ・ ただし、以前実施していた地域イベントの開催によって、**地域への認知向上、相談の増加等**がみられた。施設に来られた、地域の方からは、明るい施設という印象を持たれる。**入居者も地域の方に対して、おもてなしをしようとする様子がみられ、**

相乗効果を感じる。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望等>

- ・ 施設の中で、入居者同士の助け合い（買い物、病院受診、おむつ交換等）の風土づくりができています。要支援者が支援者になることを敬遠する世の中の風潮や、責任の所在という話になるとやりにくさもあるため、できる限り柔軟に取組を進められるようにできれば良い。
- ・ 人のパワーを信じるのが地域づくりに重要と考える。施設内ではうまくいっているため、この入居者同士の助け合いを地域につなげることで、共生社会につながると思う。
- ・ 今後、取組を地域に拡大していくために運営スタッフをどのように増やしていくかが課題である。運営に必要な広告費、燃料費、人件費等の経費に係る補助金等があることで、関わる事業所を増やしていくことができると考える。そのため、行政に意見書などを求めていくこと等、対応を検討している。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 地域への取組を実施すれば実施した分、その実りが施設や自身に返ってくると思う。とにかくやってみる。計画を完璧にせずとも、まずは取り組み、そして改善すれば良い。考えすぎるよりも、取り組んでみるのが重要と考える。

④ 社会福祉法人 友泉会 軽費老人ホーム 師吉荘

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 友泉会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム 師吉荘
- ・ 所在地：福岡県糸島市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：80人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有（定期ではなく、事案発生時等に参加）

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月25日（月）10：30～12：00
- ・ 参加者：神代様（生活相談員）、厚生労働省 阿久澤様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

「地域の複数の社会福祉法人と連携した生活困窮者支援の実施」

- ・ 福岡県にある社会福祉法人全体で協力しながら、生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている方々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、地域の社会福祉法人がそれぞれの専門性や資源を活かして支援を行う「ふくおかライフレスキュー事業（以下、当事業）」を実施している。
- ・ 支援については、現物給付を行う、もしくは職員が現地に伺って支援を実施している。具体例として、家屋の清掃や地域の子ども食堂での手伝い等がある。
- ・ 当事業には法人として参加をしており、結果として軽費老人ホームへの入居に繋がっている。同じ地域にある他法人に養護老人ホームもあるので、相談者の状況に合わせて、どちらかの施設が受け入れている。
- ・ 取組としては、福岡県の中で4ブロックに分かれているが、相談はどのブロックからでも対応できる体制を整えている。相談対応の結果として他エリアの施設への連携が必要な場合は、引き継いで対応いただいている。

<開始時期>

- ・ 平成29年4月～現在

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 社会福祉法人として、地域活動に取り組む必要があった。
- ・ 平成 27 年に「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立があり、公益性、非営利性が極めて高い社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」を実施することが責務として規定されました。それに準ずる取組を進めようと、**県全体として取り組む事業を検討した結果、当事業に取り組むこととなった。**
- ・ 事案として「生計困窮者の支援」が事案として多くあがった。それらの事案については**一法人では対応できない事案も多かったため、取組を県全体で協力して行っ**
ていこうという流れになった。

3. 活動の目的

- ・ 支援が必要となる、制度に引っかけられない方（困っているが制度を利用できない方）からの相談に対応できる体制を整えるため。
- ・ 施設職員に対して、施設内だけでなく、施設外にも目を向けてもらうようにするため。施設職員としては資格の有無にかかわらず、多職種（例：生活相談員、調理員、栄養士、事務員等）が参加している。

4. 関係者との連携状況

<糸島市の地域福祉課（高齢、障害）、子育て支援課>

- 頻度：2 か月に 1 度の定例会議（地域ケア会議とは別に開催）
- 連携のきっかけ：行政から時々相談を頂いたり、こちらから相談したりすることがあった為、毎回の会議に出席いただくようになった。

<糸島市地域包括支援センター>

- 連携内容：相談事例に応じて連携
- 頻度： 2 か月に 1 度の定例会議（地方自治体と同様）
- 連携のきっかけ：事例によって必要な場合

<その他>

① 他地域の社会福祉法人

- 連携内容：相談事例に応じて連携。具体例として、地域を跨いで引っ越しされる場合の対応として、親戚がいらっしゃる地域に引っ越される場合に、その引っ越し先の法人に連携して、伴走支援をお願いした。
- 頻度：事例に応じて
- 連携のきっかけ：当事業での協力関係

② 民生委員

- 連携内容： 相談事例に応じて連携。
- 頻度：事例に応じて、2 か月に 1 度の定例会議に参加いただく。

- 連携のきっかけ：勉強会・地域の集まりに参加して説明、支援終了後の引き続きを依頼した。

③ 郵便局員

- 連携内容：相談事例に応じて連携。
- 頻度：全ての世帯を毎日回られているので、何か違う状況があればご一報いただく。
- 連携のきっかけ：直接的な依頼はしていないが、郵便局として見守り活動、サーベスに取り組みれていたため、事案や相談があればご一報いただいている。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 当事業は以下のプロセスで進めている。
 - ① 取組に参加している社会福祉法人にいるサポーター（研修を受けた職員）が相談希望者から相談を受ける。
 - ② 当事業の事案として対応できるかを検討し、長が対応可否を判断する。
 - ③ 関係各所に連絡する。（例：家屋の清掃は、各法人にお手伝いの依頼を周知）
- ・ 早ければ即日で対応（例：すぐにでも自宅アパートから出なければならない場合、相談を受けた日中に動き始める）。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 現場から情報を吸い上げていた。相談に来られる方からの相談内容として、高齢の方、特に所得が高くなく年金でやりくりされている方からの相談が多かった。

<地域課題の内容>

- ・ 生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている方々が多数存在していた。

7. 取組の決定

- ・ 今までの施設の取組、相談状況について現場にヒアリングを行ったうえで、法人としての取組を法人の理事長が最終決定した。

8. 取組の準備

- ・ 施設として職員数が少なかったため、通常業務とは別に職員が出せるのかという懸念があり、検討開始から実施の判断まで約1年半かかった。
- ・ **職員への協力要請としては、取組に関する勉強会等を開催しながら同意を得ることで支援体制の構築を進めた。職員からは「これ以上仕事が増えるのか」という声**

も上がったが、当事業を通して地域の現状も見てもらいたい点、残業はないという点を伝え、理解してもらった。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ どういった相談が来るかが読めなかったため、色々な事案に法人として対応できるのかという心配があった。
- ・ その心配は、これまで対応した類似事案の対応歴を参考にしながら進める方針となり払拭された。
- ・ 実際に動いてみると、自施設で対応できない場合は他法人に引き継ぐという形でうまく進められている。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 取組の意思決定者：施設長
- ・ サポーター（外部との相談窓口）：生活相談員1人（神代様）、介護職員1人（副主任、介護福祉士の資格を所有）
 - サポーターの選定基準として、外に出やすい職種が適任だと考えた。
 - 月の行政等との定例会議もサポーター2人が参加している。
- ・ 支援現場の実務：施設内の全職員

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ サポーター2人。現場職員から多い相談内容を聞き取る。

10. 取組の実施

- ・ 相談者からの相談内容から、現場の確認が必要であれば、外部相談窓口のサポーター2人のどちらかが現場に伺って話を聞いている。
- ・ 対応が決まれば、当施設の職員に話をして全体で動き始める。
- ・ 他法人への引継ぎが必要であれば、他法人へ連携する。

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ **最も苦労したのは、ご本人様と信頼関係の構築であった。**
- ・ 高齢率が高く、独居の方も多という地域の事情も相まって、年末年始に「年が越せない」という問い合わせが増えた（行政としても休みに入るので、対応が出来ない）。
- ・ 支援を行うに当たっての制度確認に時間がかかることがあった。例えば、生活保護を受給している方については、現物給付を行うことによって保護費に影響を与えてしまうことがあった。

- ・ 制度との兼ね合いを鑑みた結果として「全体的な支援はできない」と判断することもあった。その場合もその後の相談に乗るという対応を行った。

1 1. 取組に際して活用した補助金

- ・ 当事業は事業に参画している各法人から拠出金を集めている。
- ・ 一つの事案に対して 10 万円まで拠出金があり、10 万円を越えると法人の自主財源となる。
- ・ 参画している法人数は 266 法人 407 施設 (R5.12.25 時点) あり、2020 年度は相談件数 87 件、うち解決が 80 件、支援中が 7 件、金額としては約 240 万円の拠出であった。
- ・ 行政からの補助金はない。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ **最も大きな効果は「職員の意識変革」である。外に出て現場を見て活動することで、取組に対する理解が変わる職員が見受けられた。実際に「また何かあれば次回も声をかけてください。」という職員の声も上がっている。**
- ・ 相談対応の結果、当施設で相談者を受け入ることとなった場合、相談者が施設で体調面や金銭面を立て直す過程を目の当たりにすることで、意識の変化にも繋がっている。
- ・ **当事業における相談に基づく事案の対応に係った事務員で、社会福祉士を目指せるといった人材育成の観点での効果も得られている。**

1 3. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ **職員に対して取組に関する勉強会等を開催しながら合意形成を図った。**

<取組に協力いただける外部関係者の有無・関係者名>

- ・ 民生委員
- ・ 郵便局員

<どのように関係者を見つけ、巻き込んだか> ※有の場合

- ・ 地域から紹介を受けた。
- ・ 地域の会合に出向いた。
- ・ 小学校の課外授業で、「困っているひとがいたら教えてください」と伝えた。

1 4. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 施設ホームページでの案内、施設内でのチラシの設置、個別で施設に相談に来られる方への周知を行っている。
- ・ よく地域を回っておられる地域包括支援センターのケアマネジャーから相談を受けることもある。
- ・ 周知対象を広げたいが、数が増えると現体制では支援し切れないので、あまり広げられていない。
- ・ 体制上の課題が解決すれば、市の広報誌等に載せたい意向もある。

<周知・要望の内容>

- ・ 主に以下の内容を伝えている。
 - お知り合いの方で、生活にお困りの方がいれば事業のことを伝えて頂き、相談してほしい。
 - 困りごとがあれば連絡して欲しい。

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 地域の現状を把握することが必要であるため、各種関係者（行政、地域包括支援センター、他法人等）との連携による情報収集、体制構築が重要である。
- ・ 当施設のある糸島市においては、法人間でも顔が見える関係になっているので、連携がしやすくなっている。もともと地域柄、社会福祉法人が多く（高齢だけで8施設）、取組以前から協力体制があった。（例：保育園での催しの手伝い、施設の祭りの手伝い）

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 現状は外部での支援がメインであるため、今後は施設内での支援として、高齢に問わず、障害や精神疾患で生活困窮に陥っている方々のための就労支援のきっかけづくりとして、当施設の職員として入職していただけるような環境整備を構想している。
 - 具体的な流れとしては、ヒアリング実施のうえ、法人で受け入れ、伴走しながら社会参加のお手伝いをするを想定している。
 - 軽費養老人ホームは無資格でも入職できるので、ハードルが低いと考えている。

17. 安定運営の要因

- ・ 法人全体としても取組の内容を理解していただいているため、職員の協力体制が構築できている。
- ・ 短時間勤務、資格取得支援を実施している等、働きやすい職場環境を構築できている。

18. その他

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 地域の方の理解があつてこそ、その施設が地域に存在できるので、地域の中で施設が存在していく意義として、地域の方とも協力し合いながら地域活動に取り組み、生活していくことが大切である。

<その他>

- ・ 養護・軽費老人ホームとして受け入れの幅が広がっており、施設としても入居者の要介護度が重度化しているため、職員体制の構築をしっかりと取り組めれば、施設内だけでなく、施設外にもより目を向けていけると考えている。
- ・ 各相談事案では、ゴールは設定していない。仮に担当職員が変わったとしても支援が続いていくので、相談の時点ではゴールを決められない。
 - 実際の事案として、施設の入居者として支援する方、数年間支援している方もいる。
 - これまで当事業を通して支援した方の中で、施設が主体となって動いた対応は3件、他法人が主体となって連携された対応は年間5～6件である。

⑤ 社会福祉法人 宏友会 ケアハウス藤花

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 宏友会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム ケアハウス藤花
- ・ 所在地：北海道札幌市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：30人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月27日（水）16：00～17：30
- ・ 参加者：施設長 菊地様 生活相談員 松浦様
厚生労働省 鈴木様 阿久澤様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

「新型コロナウイルス感染症流行下におけるリモート会議ツールを活用したレクリエーションの取組」

<取組概要>

- ・ **リモート会議ツールを活用した運動レクリエーションの実施。**
 - 札幌市内の病院医療法人溪仁会札幌西円山病院のリハビリテーション職を講師に招き、札幌市養護・軽費老人ホーム部会に所属する市内29の軽費老人ホームと共同でのフレイル予防を目的とした運動レクリエーションを実施している。
 - 札幌市介護予防センター、あるいは札幌市西区介護予防センター西町との連携で体操教室も実施している。
- ・ コミュニティカフェの運営
 - ケアハウスとは異なる法人の付帯事業として、コミュニティスペースをレンタルして、コミュニティカフェを運営している。
 - 収益事業ではなく、地域貢献事業として位置付けている。
 - カフェの運営から発展して、子ども食堂の開催にも繋がっている。
- ・ 札幌市内の小学生との関わり合い
 - 新型コロナウイルス感染症流行において、手紙やリモート会議ツールを活用

した非接触の形で小学生と入居者で交流している。

- キッズサポーターの養成を目的に、認知症サポート養成講座を授業に組み込んでいただいている。
- ・ 町内清掃、河川清掃

<開始時期>

- ・ 2022年2月～

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行での外出制限による利用者の体力の低下に不安があった中、いままで使っていなかったリモート会議ツールを使い始めたのがきっかけとなった。
- ・ リモート体操を試しに実施したところ、参加者の反応も良かったので、その後も取組を継続している。
- ・ ケアハウスには配置されている専門職の数が少ないため、専門的な知識のある外部の病院、団体に協力いただく形となった。

3. 活動の目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行での外出制限による体力の低下に不安のあった入居者の活動量を増加させる。

4. 関係者との連携状況

<札幌市介護予防センター>

- 連携内容：リモート体操において所属している専門職に講師を担ってもらっている。
- 頻度：毎月2回（介護予防体操、ご当地体操）、都度メールでご連絡をされている。
- 連携のきっかけ：センターが主催するノルディックウォークのイベントで、当法人が運営するコミュニティカフェを休憩地として利用する際に、何かできるのではないかと入居者から声があがった。

<札幌市西区役所/保健福祉部保健福祉課/保健支援係>

- 連携内容：リモート体操を通じた体操の普及啓発を共同で行っている。
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：札幌市介護予防センターからの紹介があった。リモート体操で取り入れている体操が、もともと西区が作った体操であったことから、

普及啓発に協力してもらいたいとして声が掛かった。

<医療法人溪仁会札幌西円山病院>

- 連携内容：リモート体操において、院内のリハビリテーション職に講師を担ってもらっている。
- 頻度：講師を担っていただくタイミングで随時
- 連携のきっかけ：当該病院に入院していた入居者が退院した際に、リハビリの継続も含めリモート体操の案内があり連携に至った

<社会福祉協議会>

- 連携内容：事業実施における関係機関として関わっている。一般市民向け認知症サポーター養成講座の講師・開催依頼
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：事業実施を通して関わるようになった。

<地域包括支援センター>

- 連携内容：事業実施における関係機関として関わっている。入居者の約半数（56.8%）の要支援者を包括支援センターのケアマネジャーが担当しており、日々の訪問、担当者会議等に関り、待機者相談やRUN 伴イベントの開催などでも連携している
- 頻度：随時
- 連携のきっかけ：事業実施を通して関わるようになった。

<札幌市内の他の軽費老人ホーム>

- 連携内容：リモート会議ツールを活用した交流会でコミュニケーションを図っている。
- 頻度：年数回、メールのやりとりは随時。
- 連携のきっかけ：もともと年に数回の交流会があったが、新型コロナウイルス感染症流行下で実施出来なくなっていた。ケアハウス部会の研修に参加した際に、なにげなく他法人の方と会話をしたのがキッカケである。相談員同士で相談して参加法人を募った。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 取組は以下の手順で進めた。
 - ① 法人の事業計画における項目に基づいて、各施設で計画の詳細を決める。その

際にはどの項目に紐づく活動なのかを決める。

- ② 職員内で取組の実施を検討する。
- ③ 取組において中心メンバーになり得る利用者にお声がけをして賛同を得る。
- ④ 技術的な対応の確認、検討を行う。
- ⑤ 利用者全体に声がけをする。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 非接触で何ができるかを考える中で、入居者との懇談会の際に前振りでお話をし、ポスターを掲示した。
- ・ 試行的に実施したうえで参加者の反応を見て、ニーズを把握した。

<地域課題の内容>

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下での外出制限により活動量が低下している。

7. 取組の決定

- ・ 口コミにより利用者の数が増えていったので、継続の判断を行った。
- ・ 最終判断は現場職員の意見を踏まえての判断であり、ほとんど現場判断となっている。

8. 取組の準備

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ 連携先の登壇者を信頼していたので、苦労は特になかった。
 - 病院のリハビリテーション職の方からニーズを聞かれたので、それに対して施設側のニーズをメールで意向を伝えた。
 - 普段から顔を合わせる機会もあるので、関係性を構築できていた。
- ・ くださった内容にし過ぎないように調整を行った。

9. 取組の体制 取組の実施体制について "

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 講師：外部の方に担ってもらった。
- ・ 窓口：相談員 1 人（現場の介護職員 2 人に周知したうえで、入居者に展開）
- ・ 当日運営：当日の出勤者（常勤は平日 2 人）
- ・ 会場設営；入居者の方々

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 生活相談員
 - 技術的な準備、外部調整を担った。

10. 取組の実施

<特に苦勞・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ リモート会議ツールならではのトラブルに対して、職員でアドリブ対応を行った。

11. 取組に際して活用した補助金

- ・ リモート会議の環境は元々施設として導入していたものだったので、追加費用は掛かっていない。
- ・ 講師を担ってもらった方への謝金支払いもなかった。
- ・ 補助金も貰っていない。

12. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

(可能な範囲で具体的な数字も提示されながら)

- ・ 入居者
 - 複数回実施しても参加者数が減らないことから、入居者の満足度が高いことが実感できている。
 - 入居者の意欲向上にも繋がっている。
 - 身体機能の改善も見られている。具体的には、タオルで背中を洗えるようになるなど、目に見えた体の機能の変化も得られた方がいる。
 - 病院に協力してもらって体力測定会を行ったので、今年も測定して、取組開始前後を比較して、骨密度等の指標の維持または改善を期待している。
- ・ 職員
 - 職員の他のネットワークの広がり、リモート会議ツールを活用する技術が向上している。

13. 関係者の巻き込み

<合意形成の方法>

- ・ まずは試しに実施をしてみて、参加者の反応からニーズを確かめて、継続実施の判断に繋げた。

<職員の巻き込み方法>

- ・ そのものの取組実施の検討を現場職員が主導となって進めた。

<取組に協力いただける外部関係者の有無・関係者名>

- ・ 医療法人湊仁会札幌西円山病院リハビリテーション部
- ・ 札幌市介護予防センター 札幌市西区介護予防センター西町
- ・ 札幌市西区役所/保健福祉部保健福祉課/保健支援係

<どのように関係者を見つけ、巻き込んだか> ※有の場合

- ・ 予防センターから札幌市西区の保健センターの紹介があった。

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知・要望の対象>

- ・ 入居者とご家族
- ・ 札幌市他施設

<周知・要望の内容>

- ・ 取組内容の詳細
- ・ 取組結果の紹介

<周知・要望の手段>

- ・ 法人のホームページのブログ

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 外部の方たちとのかかわり（コミュニティカフェ、病院、等）を普段から大切にする。
 - 特別なイベントのときだけではなく、日常的なところで関わっていくことが大切である。
 - お願いされたことは断らない、ギブアンドテイクの関係性を保つ。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ コミュニティカフェを活用した子ども食堂を実施する。
- ・ 小学生の施設見学を受け入れる。
- ・ 入居者が地域に直接出向き、取組の運営として参加、小学生向けの講座の講師を担ってもらう。
- ・ 栽培している作物を販売する。

17. 安定運営の要因

【経営】

- ・ 法人の地域連携推進委員会で、各事業所から委員が参加し、事業計画に基づいて進めていく。
- ・ 法人としてエリアが2つに分かれているので、適宜情報を共有する。
- ・ 処遇改善と地域活動の取組とのリンクは感じられなかった。

【現場】

- ・ 入居者、職員の反応をしっかりと見る。
- ・ 職員の意識・モチベーションが高くなっている。
 - 意識調査において、他施設と比べても職員の意識・モチベーションが高くなっている。そのため、地域活動についても積極的である。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 「軽費・養護」という括りの認知度が低くなく、軽費とは何か?という問い合わせもあるため、認知度を上げていきたい。
- ・ 軽費老人ホームに対する偏見をなくしていきたい。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 法人の中で地域活動を推進しようという環境がなければ取組の推進は難しいため、法人として環境を構築して、地域貢献としての予算を確保することが大切。
- ・ 入居者にも活動に参加してもらうことで、職員もその姿を見ていくことが大切である。

<その他>

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行後においても、リモート活用を勧められるか、対面をお勧めされるかどうかであるか。
 - 併用が良いと考えている。
 - 医療機関の専門職もリモートだからこそ、講師として参加しやすくなっている。
- ・ 「軽費・養護」の認知度に課題がある中で、地域活動の取組を掲げているが、施設としての強みは何だと考えるか。
 - 民間が運営するサービス付き高齢者住宅等と比べて、利用料の自己負担が軽減されている、個室がある、活動への参加等の自由度がある。

⑥ 社会福祉法人 溪仁会 ケアハウス カームヒル西円山

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 溪仁会
- ・ 施設名：ケアハウス カームヒル西円山
- ・ 所在地：北海道札幌市
- ・ 施設種別：特別養護老人ホーム併設ケアハウス
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有（一般型）
- ・ 定員数：100人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年12月18日（月）14：00～15：30
- ・ 参加者：施設長 増田様、厚生労働省 阿久澤様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 神社カフェ（施設独自の取組）：施設近隣の神社にて、カフェを運営。職員・入居者・近所に住むボランティアの方等が運営に携わり、入居者だけではなく近隣の住民、障害者施設の利用者、保育園の子どもたちなどの集いの場となる。月2回定期開催。最大で20人が集う。
- ・ その他、ランタンづくりとイベントへの参加（法人全体の取組）：グループ法人（医療法人・社会福祉法人）のコラボレーションにて、紙袋ランタンの制作を入居者の方々が行き、近隣のランタン祭りや町内会で開催するハロウィンイベントへ提供し、イベントへ参加。

<開始時期>

- ・ 神社カフェ：約半年前頃より企画を行い、新型コロナウイルス感染症の5類移行前である、2023年4月下旬～開始。11月～春までの期間は施設内で運営。
- ・ ランタン祭り：2023年2月・3月、ハロウィン：10月開催。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

<神社カフェ>

- ・ 従前より、町内会が主催する神社のお祭りに参画していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、神社のお祭りが中止になるなど、地域交流が停滞する。

地域との交流を持つことが困難な中で、直接交流ができなくとも**地域と接点ができる活動を施設として模索**した。その結果、「入居者を地域住民としてとらえる。入居者の強みを活かす。その強みをエンパワメントすること」をモットーとする**「つながる輪プロジェクト」**として、清掃し隊プロジェクト（神社等の清掃活動）、マスクプロジェクト（マスクを解体してハンカチや雑巾にしたものを近所の方へプレゼントする活動）、手作りバッグプロジェクト（地域に製作したバッグを配布）を通じて、地域住民や児童会館、児童養護施設の子どもたち等との交流を図った。

- ・ お祭りへの参加や「つながる輪プロジェクト」の清掃活動で交流のあった、**神社の奉賛会の事務局長が施設に訪問された際に、神社の活用としてカフェの運営を施設長にて企画提案**した。神社としても、新型コロナウイルス感染症流行に伴う参拝客の減少等を懸念していることから、カフェの運営に同意をいただき、取組を進める調整ができた。

<ランタンづくりとイベントへの参加>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行以降に、同じグループ法人である西円山ハーティケアの丘で働く有志の職員が集まり、病院と施設の垣根を越え、それぞれの地域とのパイプや人材などを活用し合いながら、**医療と福祉が一体となって地域交流を推進することを目的とする、「まるやまカー助の会」を結成**（メンバーは約20人）。
- ・ まるやまカー助の取組の中で、近隣施設におけるランタン祭りの開催、町内会のハロウィンでランタンの作成・提供を実施した。

3. 活動の目的

- ・ 神社カフェ：地域住民の一員として、**入居者が地域へのかかわりを持つ機会を提供すること、入居者の強みを活かすこと、入居者のエンパワメントを支援すること。施設の見える化（認知）を進めること。**
- ・ ランタンづくりとイベントへの参加：病院と各施設が円山西町に事業を展開して40年以上経過するも交流は一部であることを踏まえ、**法人としての地域との関わりや職員の地域活動の活発化を図ること。地域の方が介護を必要とする前から、関わりを持つこと。**

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- ケースの相談についてのみ、区役所と関わりを持つ。

<他機関等>

- 連携先：町内会、地域包括支援センター
- 連携内容：町内会や地域包括支援センターの関係者、カームヒル西円山、法人

病院、札幌市介護予防センターをメンバーとする情報交換会の中で、地域に対する取組の情報交換や地域の課題の共有を行い、町内会だけでカバーできない課題等を解決するために一緒に何かできないか話し合っている。

- 地域包括ケアセンター、町内会（事務局長中心）より地域の課題を収集。
- 地域課題の内容：
 - ① 山間部はアクセスがしづらく、近隣にスーパーマーケットもないため買い物に困っている方がいる。
 - ② 介護予防センターでは、予防教室に人が集まらない。対象者の発掘や有効な集客方法の検討が必要。
- 頻度：年3回程度。
- 地域包括に対しても、有志の会の取組事業の説明に行った。
- 町内会との連携のきっかけ：まるやまカー助の会のメンバーである職員が、ランタン祭り等を開始する際に、町内会の事務局長の元へ直接訪問し説明した

<その他>

- 神社の奉賛会、町内の障害者施設、保育園。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要（神社カフェ）

- ・ 取組手順の概要は以下の通り。
 - ① 施設では、地域に向けて何らかの取組を行いたいと、常々考えていた。また、従前より、施設でカフェを運営した実績があった。
 - ② 神社の奉賛会の事務局長と挨拶を行うタイミングで、神社カフェの企画を説明し、協力を仰いだ。
 - ③ 施設長にて、運営スタッフの担当決めや日程の調整を実施。その後、担当者にて企画を立案し、実際の運営準備を実施した。

6. 地域課題の発掘

<地域課題（ニーズ）の収集方法>

- ・ 神社関係者より地域の課題を収集。

<地域課題の内容>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による、神社の参拝客の減少、地域とのつながりが減少。
- ・ また、施設の中からも「神社の居心地の良い環境が活用されずもったいない」といった声があがっていた。

7. 取組の決定

- ・ 神社カフェのアイデアは、まるやまカー助の会や日常会話の中で、神社の活用について、職員で話し合っていた際に生まれた。神社は人を惹きつけるインパクトがある場所だと考えている。
- ・ 地域活動は持続が難しいと考え、活動を定着させていくために、神社カフェをまずは実施することを施設長が意思決定した。
- ・ まるやまカー助の会の活動を通じて、地域とかかわることの楽しさや、施設を俯瞰してみることができる経験を得たこと、地域活動を施設の仕事にフィードバックできると感じたことが、新たな取組を意思決定するきっかけとなった。

8. 取組の準備

- ・ 役割分担、運営方法の検討を実施。
<特に苦労・工夫したこと>
- ・ 施設の取組で完結しない工夫として、近隣の障害者施設、まるやまカー助の会等、関わる関係者を増やしていった。どこが取組を実施しているのかわからないくらい意図的にコラボレーションを行った（施設を超えた職員間のコラボ、障害施設の方のお菓子販売等）。
- ・ 色々なコラボレーションを通じて、関係者と知り合う土台ができた。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ カフェ班は2人（在庫管理1人、運営1人）。
- ・ 当日運営は、出勤者が副担当となり、常時2～3人で運営。一部の入居者は、運営ボランティアを実施。

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 発案、外部への説明は施設長が実施。運営等は、担当職員で主体的に検討・推進した。

10. 取組の実施

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

- ・ カフェの運営については、人が来ないことが課題になりがちである。地域の方にたくさん来てもらうことを目標にするとハードルが高いと考えたため、最低入居者の参加があれば良いとして気にしないようにした。
- ・ まずは、取組をやってみて課題が出れば対応しようというスタンスで実施した。そうしなければ、職員や参加者も楽しくないと考えている。

- 1 1. 取組に際して活用した補助金
 - ・ 神社カフェ：自主財源のみで実施した。コーヒー代は無償で提供し、任意でお賽銭を支払う仕組みで運用した。
 - ・ ランタン祭り：「医療機関・住民交流推進事業補助金（北海道）」を活用し、ランタン作成の材料費やステッカー・名刺作成などの経費について半額の助成をいただいた。

- 1 2. 取組の振り返り
 - ＜地域活動の取組の効果は何か＞
 - ・ 地域の方の施設見学 5 人（うち入居申し込み 1 人）。一部の地域の方は、入居者と友達になって遊びに来るようになった。
 - ・ ボランティアの活動を経た入居者は、元気になる様子がみられていたことから、取組が入居者の生きがいにつながっているように感じる。入居者、職員ともに、解放感のある場所で、普段関わらない方と交流をすることを楽しんでいるようである。
 - ・ 職員にとって、地域は特別なものではなく身近なものとなった。
 - ・ 地域活動の意義は、言葉で説明しても抽象的で実感がない。しかし、活動を通じて、職員は、施設が地域の中に存在する意義や自分たちの役割を感じることもできたと考える。

- 1 3. 関係者の巻き込み
 - ＜職員の巻き込み方法＞
 - ・ 職員が地域に目を向けることができるようにするため、相談員だけでなく、介護・看護職など、多くの職員に地域への挨拶を行う役割を与えた。職員の方も主体的に動いていただけた。
 - ・ 職員全員が同じ目線になるよう、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、地域へ向けてできる活動を常に考えることを目標として掲げた。

- 1 4. 周知・要望
 - ・ 神社カフェでは、チラシを身近な関係者に配布した（地域包括支援センター、病院等の関係機関に配布）。町内会の配布も可能だったが、初年度のため無理をしない範囲で周知した。あとは、口コミで広がっていった。

- 1 5. 取組を進めるポイント
 - ＜地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント＞
 - ・ 施設長より、「つながる輪プロジェクト」として、常に地域活動へ意識を向けることを職員へ説明していた。また、プロジェクトは今回限りではなく、継続するもの

であることを明示した。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 現在、冬季期間中は施設内でカフェを運営している。今後は、ヘルスケア系の企業とコラボレーションを行い、健康カフェの実施を検討している。健康カフェのノウハウができれば、4～5月の神社カフェ再開時に、内容をアップデートしたいと考えている。
 - 健康カフェ：カフェという身近な環境の中で、医師などの専門家に健康に関する話を実施いただくことを想定。
- ・ 今年度は、持続可能な地域活動として、知恵を絞り、歩みを止めないこと、地域への認知を見える化することを第一目標とした。次年度以降は、コラボレーションを拡大していく予定。

17. 安定運営の要因

- ・ 地域活動を含めたCSR活動について、職員が自らSNSにて情報発信を行うようにしている。写真や文章を通じて、職員は自分の活動を客観的に見ることができる。
- ・ こうした施設のファンづくりの取組は、施設のイメージ向上、入居者の相談の増加、研修会等で関係者からの声掛けの機会の増加にもつながっており、職員のモチベーションアップにも影響していると感じる。

18. その他

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 地域活動は絶対に行った方が良い。施設全体の良い循環につながると思う。なぜなら、活動は楽しく、楽しさが仕事につながるからである。また、職員が外部の方と関わることで、自施設が外部からどう見られているかという目線が変わると考える。

⑦ 社会福祉法人 札幌恵友会 軽費老人ホーム A 型茨戸ライラックハイツ

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 札幌恵友会
- ・ 施設名：茨戸ライラックハイツ
- ・ 所在地：北海道札幌市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023 年 12 月 18 日（月）10：00～11：00
- ・ 参加者：現施設長（生活相談員） 友高様、厚生労働省 阿久澤様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 町内会と連携した取組を通じて、町内の高齢者、子ども、子育て世代等、多世代間の交流を広げた。特に、施設主催の七夕祭り等をきっかけに、リラの会（地域の詩吟サークル）へサークルの場所の提供を開始、その後夏祭りの運営や喫茶店の運営等をサポートいただく関係が生まれる。
- ・ その他：東茨戸地域の 2 町内会と施設の 3 者において「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」を締結。

<開始時期>

- ・ 2015 年頃～現在まで地域活動の取組を実施。新型コロナウイルス感染症流行以降は停滞。七夕祭り～喫茶店の運営等、一連の取組の企画から運営までは半年～1 年以内（施設の認知までに約半年を要した）。

2. 活動のきっかけとなる背景・課題

- ・ 以前より、施設周辺で、住民の集う場所・機会がないように感じていた。社会福祉法の改正等、地域共生社会の実現を目指す政策動向を背景に、施設内で検討を行い、地域に向いて地域共生社会の実現を進める方針を出した。
- ・ 施設にて開催する七夕祭りへ、地域の詩吟サークル「リラの会」の方がお孫さんと参加された。主催した七夕祭りでは、地域の参加者は 2 人と、地域との壁を感じ

た。その後、地域の高齢者の方へ向けた産直のいくら丼を提供する企画にリラの会の方も参加いただいた。その際に、「活動の場が老朽化でなくなった」という困り事が聞かれたため、施設からリラの会へ施設の多目的ルームを毎週貸出する提案を実施した。

3. 活動の目的

- ・ 地域の力を引き出し、持ちつ、持たれつ、の関係を地域全体へ広げ、地域の活性化を促し、持続させていくこと。地域とのかかわりを通じて、入居者のエンパワメントを支援すること。

4. 関係者との連携状況

< 地方自治体・関連団体 >

- 札幌市（町内会の部署）、社会福祉協議会の地域担当、町内会（約 15 の町）等が参加する、地域ケア会議の中で、高齢者の買い物困難等の地域課題について話し合いを実施している。

< その他 >

- 町内会との連携。連携のきっかけとして、はじめに町内会長に挨拶を行い、地域のごみ拾いなどの取組の予定を共有し、積極的に施設を PR した。加えて、町内会の話し合いの場にも何度か参加した。
- 地域活動を通じて徐々に本音で話ができるようになった。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ 施設のス tren グスを地域へ発信できるものとするため、主に以下の取組を実施した。

① ソフト面の見直し

- 地域と関わりを持つための職員の質の向上として、理念・ビジョンの共有、チャレンジ・開放的な組織風土の形成、モチベーション向上の仕掛けづくり等、地域活動を通じて推進した。

（地域住民とのつながり）

- 地域の子どもたちに向けた七夕祭り、餅つき大会、流しそうめん、クリスマスプレゼントを贈るイベントや、地域の高齢者の方に向けたいくら丼の提供イベント、日帰りバス旅行等を実施。同イベントには、入居者も関与。
- 上記のイベント等をきっかけに関わりを持つようになった、地域の詩吟サークル「リラの会」（主に 60 歳代～70 歳代の女性で構成）へ、施設の多目的室

を月2回～提供。詩吟サークルには、入居者2人も参加(職員の参加は無し)。

- 半年ほど経過した時点で、リラの会の方の反応が、「感謝」から「申し訳なき」へ変化した。これを受け、地域の方のエンパワメント支援として、施設主催の夏祭りのボランティアとしてリラの会の方に参加いただくこととした。その後さらに、「喫茶リラ」の企画を支援し、リラの会が施設内で喫茶店の運営を行うようになった。

(その他：町内会とのつながり)

- 施設は、「東茨戸北町内会」と「茨戸中央町内会」の間に位置することから、これまで接点がなかった両町内会との3者にて「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」を締結。両町内会とは、餅つき大会の場所を施設が提供したことをきっかけに、結びつきが生まれ、地域の問題を共有するようになった。

② ハード面の見直し

- 建物の修繕：給湯管、壁紙等の建物(築30年)の修繕を行い、地域の方が居心地よく、気軽に入りやすいような空間になるよう工夫した。修繕の財源としては、積立金を使用した。
- 機能の充実：災害拠点として、家族や被災者が宿泊できるスペースの追加や防災用品の備蓄を充実化させた。

6. 地域課題の発掘

<地域課題(ニーズ)の収集方法>

- ・ 施設で主催する企画に参加した地域の方の声。
- ・ 町内会長をはじめとする、町内会との情報交換。水害や受け入れ避難所に関する課題を収集。

7. 取組の決定

- ・ 当時の施設長と生活相談員にて、主に決めていた。**施設で実施を予定していた行事に地域を結びつけるようにした。**施設で実施した行事を、地域へ広げ展開するようにした。

8. 取組の準備

- ・ 地域の方がどの程度行事に来るかわからないため、**はじめは定員数を決め小規模にスタートし、徐々に対象範囲を広げた。**また、入居者にも地域への取組に役割を与えた。
- ・ 入居者・地域住民のエンパワメントの発揮先として、地域向けのイベントを作っ

いった。

<特に苦労・工夫したこと>

- ・ イベントの内容にもよるが、職員は仕事が増える。さらに、取組のスタート時は、取組を行うことでどのような効果があるのかわからないため、職員の抵抗が生まれやすかった。
- ・ そのため、自分たちの使命を伝え、地域とつながることが入居者のエンパワメントの発揮先として入居者のためになること、やりたくないではなく、やっていくという強い方針を職員へ伝えた。また、研修の中でも、職員へ地域共生社会の実現や施設の存続について語るようにしていた。
- ・ 入居者や地域の方が喜ぶ姿を見て、職員も地域への取組の必要性を納得するようになっていった。意図的に取組の成果を職員へ見せるようにした。施設長・生活相談員も一緒にイベントへ参加した。

9. 取組の体制 取組の実施体制について

<どのような実施体制を整備したか（職位・職種・人数・役割等）>

- ・ 最大5人として、下記の役割分担を実施。
 - 施設長：運営準備。他の職員と密に連携
 - 生活相談員：企画・調整
 - 現場職員：運営のサポート

<誰が中心的に動いたのか。どのような行動をしたのか>

- ・ 生活相談員が中心となって、取組の企画や関係者との調整を図った。

10. 取組の実施

<特に苦労・工夫（試行錯誤）したこと>

（役割分担）

- ・ 中心的に活動していた生活相談員が地域活動に注力できるように、その他の職員と役割分担を行い、業務をカバーできる環境を整備した。現場職員の介護力・チーム力の土壌があったからこそ、対応ができた。
- ・ 生活相談員は地域活動がなければ、100%施設内相談員業務にあたるが、地域活動を行うことにより、例えば50%施設内相談員業務・50%地域活動となってしまう。50%減ってしまう施設内での相談員業務をカバーできるだけの、介護現場のレベルの高さが必要である。また70%施設内相談員業務・50%地域活動、合計130%の業務をこなすことができる相談員の経験値が必要である。

（成果の共有）

- ・ 取組の成果として、地域向けの行事の写真を掲示し、職員・入居者に伝えた。写真

には地域の大人や子ども、入居者の笑顔等がみられるため、直感的に成果が伝わる
と考えた。また、施設長より、朝のミーティングで活動として良かった点の共有を
実施した他、職員向けチャットツールを用いた報告を行った。地域の方から職員が
直接御礼を言われることもあった。

1 1. 取組に際して活用した補助金

- ・ 補助金の活用はない。
- ・ 自主財源を活用しているが、費用が高額な行事は行わないため、持ち出しはほとん
どない。
- ・ 一部の行事については、町内会からの協賛金を運営費等に充当している（1万円程
度）。
- ・ 町内会に参加していない地域の子どもたちが行事に参加する場合も、施設の拠出
金を一部用いることで、対象者の分断がないように配慮している。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

- ・ 住民直接の入居申込の増加：+2件（入居に至った数は1件）。
- ・ 地域の方の入居数の増加：+2件。
- ・ 民生委員からの相談件数の増加：+5件。
- ・ 介護未経験者である地域の子育て世代の方の就職：1件（初任者研修を取得）。
- ・ 職員の地域に向けた取組の視野が広がり、イベントの質が向上した。
- ・ 入居者が、一緒に施設を作っていく意識に変化し、自主的にイベントを企画するよ
うになった。地域に還元できることに喜びを感じている。
- ・ 喫茶店の運営をきっかけに、近隣の高校の料理部（お菓子の提供元）とのつながり
が始まり、高校での喫茶店の開催等、新たな地域の取組が生まれる循環ができた。

1 3. 関係者の巻き込み

<職員の巻き込み方法>

- ・ 施設長が、研修やミーティングの場等を通じて、自分たちの使命や、地域活動を推
進していく方針を職員へ伝えた。

1 4. 周知・要望

- ・ 周知として、回覧板（町内会）、小学校や児童会館へのチラシの配布を行った。

1 5. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

(地域へのエンパワメント支援)

- ・ 地域の方にとって、お手伝いを「してもらおう」立場ではなく、役割を持って自分たちも関わる「自主性」の立場になっていただく方が、頑張ることができると思う。そうした、「持ちつ、持たれつの関係」を地域全体へ広げ、誰かのために役に立っていることをみんなが考えられると相乗効果が生まれると感じる。
- ・ リラの会のボランティアの方に対して、エンパワメントを支援するため、ボランティアの活動が役に立っていることを強く意識してもらうための声掛けを職員が繰り返し実施した。

(施設内)

- ・ 地域活動ができているのは、職員全員の理解と協力があるからと考える。施設長が先頭に立ち、研修や情報共有により、職員の意識レベルを上げていくためのマネジメントが非常に重要であると感じる。
- ・ これまでの地域活動は、現施設長が生活相談員として勤務していた際に実施してきた。地域とのつながりについて、担当者の人事異動があると、引継ぎの限界も含め、継続が難しい側面があると感じる（土壌が変わると途端に地域活動継続ができなくなる）。
- ・ 現在は、生活相談員1人の体制で運営を行っているが、これをサポートするような体制が必要と感じている。また、人材育成の仕組みも検討していく必要があると考える。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 入居者の生きがいにつなげていくため、必要な方の就業支援を進めたい。働くことは、お金だけではなく、誰かのためにもなる。また、地域の中でも、少額の年金生活者、独居の高齢者など、入居者と同じ状況の方もいるのではないかと思う。
- ・ 子どもたちへの支援も含め、施設を通じたマッチング支援等を実施できればと考える。

17. 安定運営の要因

- ・ 施設は、黒字経営である（稼働率：約100%）。一方で、法人全体は赤字経営であるため、他施設への人事異動等、法人全体の経営が運営に影響している側面もある。
- ・ そのような状況下において、職員が離職をせずに働き続けていけるようにするためには、自分たちの取組が評価されることが重要と考える。本事業のヒアリング候補に選定されたことも含め、職員へ外部からの評価を伝達するようにしている。

18. その他

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ **地域活動の取組は、どの施設でもできることであると考え**る。他施設から転職してきた生活相談員からは、「これまでの勤務先では地域活動を実施しておらず、特別な何かがあるからできていると思っていた。しかし、当施設と職員数、業務内容も同じ。地域活動への熱量、職員の思いの違いがあったと感じた。」というコメントを受けた。
- ・ **地域活動は、組織づくり等、開始するまでの準備事項がたくさんある**。より多くの施設に取組を普及させていくには、地域共生加算のような、インセンティブがあると馬力が出るのではないかと考える。なお、軽費老人ホーム・ケアハウスは、その特性からも、地域に出ていきやすいと感じる。
- ・ 施設が積極的に活動していくための**加算の新設を行い、加算に柔軟な職員配置（例：施設長と相談員の兼務）や補助金活用の制約の緩和等**を行うと、地域活動が進めやすくなるのではないかと考える。
- ・ 全国軽費老人ホーム協議会で作成している、「**あなたらしさ応援プラン**」を活用し、軽費老人ホーム職員の支援として、入居者が地域に出て活躍すること、それが入居者の生きがい支援となることを現在進めている。軽費老人ホームの支援そのものが地域活動に適していると考えている。

⑧ 社会福祉法人 サンシャイン会 軽費老人ホームシーサイドサンシャイン

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 サンシャイン会
- ・ 施設名：軽費老人ホームシーサイドサンシャイン
- ・ 所在地：香川県小豆郡小豆島町
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024 年 1 月 10 日（水）10：00～11：30
- ・ 参加者：理事長 川西様、施設長 川西様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域活動*の取組について

（*地域共生社会の実現に向けた従来の枠にとらわれない積極的な取組）

【背景・目的等】

1. 地域活動の取組内容の概要

<取組概要>

- ・ 災害対策（DWA Tへの参画等）

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会*¹（事務局：香川県社会福祉協議会）をプラットフォームとする香川DWA T*²へ、法人（軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等）として計 6 人の研修登録を実施（県内の登録者 89 人）。災害時の一般避難所での相談支援等の体制を整備。また、小豆高齢者保健福祉圏域（以下、小豆圏域）における福祉避難所として町の指定を受ける。

（補足説明）

一昨年（2022）年の 7 月に、厚生労働省の事業費にて、全国社会福祉協議会に災害の中央センターが立ち上がった。能登半島地震の際には、石川県から各都道府県に DWAT の派遣要請があった。全社会福祉協議会の中央センターが 47 都道府県に調整を行い、DWAT の派遣調整をして順番等を決定している。DWAT の派遣は、社会福祉協議会がプラットフォームとなり、香川県では 89 人、全国では約 8,000 人の養成がなされている。また、香川県では、県内の各保健福祉圏域（5 圏域）に災害時の基幹法人を決めて災害備蓄品を備えている。小豆圏域では、当法人が災害時の拠点法人として町社会福祉協議会と相互連携を図っている。

*¹香川県災害福祉支援ネットワーク協議会：災害時における要配慮者への福祉支援活動を展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うことを目的に設置。災害派遣福祉チ

ーム（DWAT）の養成や社会福祉施設等の事業継続計画作成支援のための研修の実施などに取り組む。

*2香川DWA T*2（香川県災害派遣福祉チーム）：災害時に避難所に駆け付け、誰もが安心して過ごせるよう福祉的な目線で配慮を要する方に寄り添った支援を行う。香川 DWAT のメンバーは、社会福祉士、介護福祉士、保育士などの福祉専門職で構成され、高齢者、障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者に対して、福祉や介護のニーズ把握や応急支援を行うことができる。

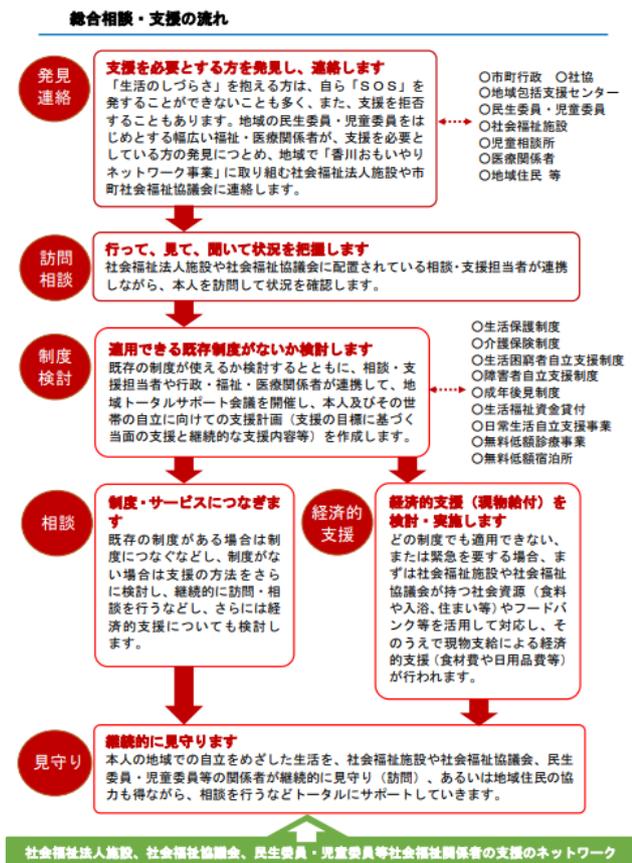
出典：<https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/disastersupport/dwat.html>

関連情報：香川 DWAT 活動訓練 <https://youtu.be/uuGBWiGLKPe>

・ おもいやりネットワークを通じた生活困窮者に対する支援

香川おもいやりネットワーク事業*3（事務局：香川県社会福祉協議会）における県内民生委員児童委員協議会、市町社会福祉協議会と協働を通じて、生活困窮や8050問題を抱える人達等、制度の狭間の生活課題を抱える人たちの支援を行い、その支援の仕組みを県内全域で構築している。前記の団体と社会福祉法人経営者協議会老人福祉施設協議会とともに、総合相談・支援をする香川おもいやりネットワーク事業を、県社会福祉協議会プラットフォームに設置している。

<総合相談・支援の概要>



出典：<https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/media-download/785/df0ef443fbca2864/>

- ・ 都道府県社会福祉協議会中心の地域の課題解決を目指すプラットフォームとして、兵庫のほっとかへんネット等全国的な取組の動きがある。ネットワークの中で地域の関係者との顔の見える関係ができ、困り事があると相談を持ち掛けやすい。小規模であるから近い関係づくりができる。相談は、LINE、電話等を通じて実施している。

*3香川おもいやりネットワーク事業：香川県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ関係機関・団体が ALL 香川で協働し、「生活のしづらさ」を抱え支援を必要とする方（さまざまな原因で生活に困っている方）たちに、訪問・相談等の支援活動等を通じ、トータルで支える仕組みづくりをめざすことを目的とした事業。

出典：<https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/omoiyari/>

<開始時期>

- ・ 災害対策（DWA T）：平成 28 年からモデル事業として開始し、令和元年 8 月 5 日「香川県災害福祉支援ネットワーク協議会」が設置され、DWAT の養成等が開始されたタイミングで研修登録を実施。

2. おもいやりネットワーク：「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」の施行前である、平成 27 年 4 月より、「香川おもいやりネットワーク事業」が開始される。事業開始当初より事業に参画。圏域活動のきっかけとなる背景・課題

<災害対策>

- ・ 4～5 年程前より、**香川県小規模社会福祉法人等ネットワーク化推進事業*4を通じて、小豆圏域における地域ネットワーク会議**（参加者：高齢・保育・障害分野の関係者として、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町職員（福祉課、災害担当課）、施設・事業所の関係者（比較的若い現場担当の方））が設置され、1 回/月の情報交換を実施するようになった。
- ・ 地域ネットワーク会議の議題は災害、生活困窮者支援、その時々での地域の課題等である。詳細については、現場の実務者が集まり具体的な支援等を話し合っている。その他、事業計画、予算（備蓄品等）案を協議するため、年度末・年度初め（年 2 回）に県責任者の代表者会議へ理事が参加している。
- ・ 小規模な法人単独の研修は予算が限られることから、地域ネットワークにて合同研修を実施するなど、柔軟な形を取っている。
- ・ 地域を巻き込んだ災害訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響で、面会制限や地域交流制限をこの 3 年間行っていたため、これから進めていく必要があると認識している。なお、避難訓練計画は法人の BCP の中に反映している。

*4香川県小規模社会福祉法人等ネットワーク化推進事業

<https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/news/entry-375.html>

<おもいやりネットワーク>

以下の取組から波及して、香川思いやりネットワーク事業へ参画することとなる。

- ・ **ふれあい弁当宅配便**：町社会福祉協議会によるニーズ調査を実施し、地域には食事に困っている方が多いことが分かった。これを踏まえ、地域の方へお弁当の宅配を行うこととなった。配置基準上は制約があることから、軽費老人ホーム単独では、対応する職員数が限られる。そのため、施設では厨房で食事を作る機能を提供し、社会福祉協議会や関係者（民生委員、自治会等）がお弁当の宅配を行う等、役割分担を実施した。この取組は、社会福祉協議会の事業として、月 100 食ほどを用意した。取組の資金として、食材費をいただいた。1994 年～開始し、現在までに約 23,620 食を配布している。

おひとり暮らしを励ます会：地域の独居の方と食事会を通じて、地域の困り事を聞く取組を実施。メンバーは、町、小地域の自治会長、民生委員、婦人会の方、サンシャイン会等。施設から地域へアウトリーチを行うことは難しかったが、民生委員等の情報を通じて、地域のニーズを把握した。

3. 活動の目的

- ・ 参画する各事業の目的に準ずる。

4. 関係者との連携状況

<社会福祉協議会をはじめとする関係者との連携>

- ・ 県・町社会福祉協議会の主催する、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会、香川おもいやりネットワーク事業、香川県小規模社会福祉法人等ネットワーク化推進事業等へ参画することで、県、町、民生委員等と連携。

<その他>

- ・ **施設長は町社会福祉協議会の理事を務め、理事長は県社会福祉協議会の副会長を務めている。**このため、理事会や役員会を通じて、地域の課題を共有し、連携する仕組みができています。
- ・ **理事長は少年警察補導員を務める。**子ども SOS の取組として、デイサービスの送迎車等にステッカーを貼り、地域の見守り活動を行っている（子どもたちの通学時間に変質者がいた場合に、小豆警察生活安全課へ通報する仕組み）。施設の既存資源を活用して活動を実施している。

【地域活動の取組手順・内容】

5. 地域活動の取組手順の概要

- ・ DWAT

全国社会福祉協議会がモデル事業として予算を確保。その流れで、香川県災害福祉ネットワーク協議会が立ち上がり、**社会福祉法人経営者協議会や老人福祉施設協議会の会員施設の中から推薦・指名を受けた施設が研修(相談・援助)を受講**している。現在は訓練段階で、実際には災害現地には行っていない。派遣元は被災地の場所や状況によって決定するため、受援側から断られることもある

(ア)先遣隊(72時間以内の状況把握)、は県内の研修登録者89人のうち、20人。法人では、先遣隊1人、その他の支援隊5人を登録。被災地へ派遣された場合は、主に現場での困り事の聞き取りや、避難所の生活上の問題への支援や支援機関へつなぐといった福祉的な支援を実施する。

(イ)最近になり、全国社会福祉協議会に災害の中央センターが立ち上がったことで、組織化に向けた研修が始まっている。各都道府県によってばらつきはある。

(ウ)DWATの研修では年3回の机上訓練の他、下記の訓練を実施。

- ① 香川県全体：年1回の活動訓練(備品の組み立て、チームでの訓練)
- ② 小豆圏域：福祉の運営訓練(役割分担、備品の組み立て、被災者支援)

6. 地域課題の発掘

<地域課題(ニーズ)の収集方法>

- ・ 参画する地域のネットワークや事業の関係者より収集。

7. 取組の決定

- ・ 地域の会議体を通じて、年間の取組を相談、意思決定している。

8. 取組の準備

回答なし

9. 取組の体制

<DWAT>

- ・ 経営者・管理者が外部と調整し、情報を収集。中間管理職に情報連携を実施。また、職員に説明と取組の支援を依頼した。研修登録は6人を選定した。

<思いやりネットワーク>

- ・ 改正社会福祉法にて地域の公益的取組が責務化されたことを受け、**理事長・施設長**

が責任者として、1 職員 1 地域貢献のスローガンを立て、旗振りをしている。

- ・ 実際の取組は中間管理職とその他の現場職員が実施。

1 0. 取組の実施

- ・ 別途参照。

1 1. 取組に際して活用した補助金

<香川思いやりネットワーク事業>

- ・ 事業に参画する社会福祉法人の施設、県・市町社会福祉協議会からの年会費による、香川おもいやりネットワーク基金を創設。年会費は、軽費老人ホーム 10 万円、特別養護老人ホーム 20 万円。
- ・ 思いやりネットワークは県内の 40%施設・法人が加入している。加入施設が増えるほど財源が増えるが、ここ数年は増加していない。特別養護老人ホームの過半数が赤字経営であることから、拠出金を出すことが難しいとの声も出ている。

1 2. 取組の振り返り

<地域活動の取組の効果は何か>

- ・ 設立から 10 年は、施設を知られていなかったため、定員割れが続いていた。地域への活動がきっかけになり、定員割れがなくなった。地域活動を通じて、施設の認知が広がり、口コミで入居を決める方が増えていることから、安定経営につながる実感がある。
- ・ DWAT に参加したことで、職員・経営者の防災意識の醸成ができ、圏域の新たな課題もみえてきた。小豆圏域の災害拠点はサンシャイン会のみであるため、町内で 1 週間は持ちこたえる必要がある。

1 3. 関係者の巻き込み

- ・ DWAT では、理事長自身も登録研修を受け、職員に動いていただくために取組を先導した。
- ・ 現場の意識が高くてもボトムアップできないところもある。当施設では、トップダウン、ボトムアップ双方で進めている。現場の声を吸い上げる環境として、1 on1 の実施、毎月の話し合いの場づくり、意見を出せる仕組み（意見箱の設置）等がある。職員がいつでも意見が言える仕組みや組織風土ができています。そのため、地域貢献の企画について職員から声上がる。先日も、能登半島地震を受け、被災地支援として職員の声掛けで募金活動を開始した。

14. 周知・要望

地域活動の取組を実施するにあたり、誰にどのような周知や要望を行ったか

<周知について>

- ・ 思いやりネットワーク
思いやりネットワークについては、周知に力を入れている。
 - ツール：チラシ、ポスター、上り旗、HP（県社会福祉協議会）の制作
 - 周知先：地域住民

15. 取組を進めるポイント

<地域活動の取組を進める上で、特に重要と考えるポイント>

- ・ 理事長、施設長が地域に向けた取組を職員とともに実施することで、職員の意識が地域に向くようになっている。職員は地域共生社会の実現に向けた取組に協力的である。また、理事長は毎年元旦勤務を行っている。
- ・ 処遇改善の実施ができる等、ある程度経営が安定しているからこそ、取組が進められる。

16. 今後の取組方針

<地域共生社会の実現に向けた、施設における今後の取組方針>

- ・ 社会福祉法人は非課税であることから、本来業務以外にも地域貢献を続けることが必要であると考えます。

17. 安定運営の要因

- ・ 大規模な耐震補強工事を実施した際、体験をしないと入居に踏み切れない方、一時的に保護する必要がある方等へ向けて、入居体験ができる部屋を2部屋設けた。体験部屋は、公的な補助金の対象にはならないが、利用率が高く、利用者がスムーズに入居しやすいメリットがあるため、安定運営につながっている。自立した方の生活支援のショートステイができる仕組みが求められていると感じている。
- ・ SNSを通じた、施設の情報発信を実施。YouTube動画を180本以上アップロードし、平均3000回再生だが2万5000回再生されたこともある。YouTubeは30代～60歳代までの幅広い年代に視聴されていた。情報発信を積極的に行うことで、入居者の増加だけでなく職員の確保にもつながるものと考えます。

18. その他

<地域共生社会の実現に向けた、国・自治体に対する要望>

- ・ 施設では、50名中44名と要介護等の入居者が増加しており、配置職員では対応が困難な状況であるにも関わらず、配置職員が対応せざるを得ない。その理由として、

入居対象である低所得者の方は、負担能力が低いため、介護保険の居宅サービスも利用しづらい。また、配置職員を増やすために、特定施設入居者生活介護の指定を受けたら良いだろうといった意見もみられるが、入居者の経済負担増となる特定施設入居者生活介護の指定を受けにくい現状がある。

- ・ 上記の実情も踏まえ、**地域共生社会実現のために機能する施設を新設**し、軽費老人ホームが「経過措置施設」ではなく、「地域共生型施設」へ転換することで役割を発揮することができないかと考える。また、地域共生型を新設する場合には、施設が機能するような**配置基準の見直しも同時に行う必要がある**と考える。

<これから、地域共生社会の実現に係る地域活動の取組を進めようとしている施設へのメッセージ>

- ・ 事例で述べたとおり、社会福祉協議会や他法人との連携、地域のあらゆる団体・個人と連携して取り組むことが大切である。自法人の本来業務のみでなく、地域における公益的取組を実践することで、法人・地域の活性化につながり、周囲に様々な影響を及ぼすと考える。**できる小さな取組から取り組んでいくと良い。**
- ・ 北欧型福祉であれば、公助で完結できるが、**日本が目指す福祉は、公助・共助のみでは福祉を完結できないため、互助・自助を補完する必要がある**。しかし、民生委員のなり手が少ないことや老人クラブが組織できない地区が増えている等、地域の中で互いに助け合う**互助**の概念は希薄化していると思われる。自助においても、核家族化が進んでいるためできないという風潮があるが**社会福祉法人が地域に向けた取組で自助・互助機能を強化する役割を果たす必要がある**。

C : スタートアップ候補事例×養護老人ホーム

① 宇和島地区広域事務組合 養護老人ホームきほく優愛の里

【基本情報等】

- ・ 法人名：宇和島地区広域事務組合
- ・ 施設名：養護老人ホームきほく優愛の里
- ・ 所在地：愛媛県北宇和郡鬼北町
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2023年1月26日（金）14：00～15：00
- ・ 参加者：施設長 河添様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行で様々な活動が制限されている。従前実施していた介護ボランティアの受け入れ等も停止している。
- ・ 複合施設として開設から6年と間もない。開設当初は施設見学等も多くあったが現在は停止している。
- ・ 施設内に地域交流スペースを設けており、活用を想定していたが新型コロナウイルス感染症流行で活用できていない。地域交流スペースを活用した地域交流を行いたいと考えている。
- ・ 地域交流スペース活用のための施策のひとつとして、3世代交流の場として施設合同で子ども食堂の実施等も検討している。
- ・ 福祉避難所として指定を受けており、防災面での地域の貢献も考えている。自治体と連携し物資の備蓄等を開始している。

2. 取組への期待

- ・ 組合の方針として、地域に根差した施設運営があり、地域の住民と一緒にできる活動を模索している。

3. 取組に向けた課題

- ・ 当初想定していた取組が新型コロナウイルス感染症の流行の影響で頓挫した。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- ・ 事務レベルでは市町との直接のやり取りとなるが、大きな方針は組合議会で決定される。組合の構成員である市町の首長レベルでの議論がまだ進んでいないと感じている。
- ・ 地域ニーズの把握と情報共有の場として、毎月開催されている地域ケア会議の場で自治体・社会福祉協議会・近隣病院・福祉施設・地域のケアマネジャーと意見交換を実施している。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 運営している事務組合の構成市町から、地域共生社会の実現に向けた取り組みの具体的な方向性が示されていないことが課題になっている。
- ・ 会計年度任用職員の処遇改善は進んだが、人件費が上昇し、運営が苦しくなっている。組合全体では黒字だが養護老人ホーム単独では赤字になっていることが新規で取組を実施するための障壁となっている。
- ・ 広域全体では特別養護老人ホームに欠員が多く、慢性的な人員不足が発生している。
- ・ 夜間は50名を実質1名で見守りを実施している為、精神的な不安はある。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ **運営している事務組合の構成市町から、地域共生社会の実現に向けた取り組みの具体的な方向性が示されることが第一である。**
- ・ 運営を軌道に乗せることが重要であり、稼働率を少しでも上げ経費の節減を進めることが必要である。

7. 安定運営の要因

- ・ 公立施設であるため職員の処遇や福利厚生は充実していると考えている。
- ・ 安定した処遇が人員の確保に繋がっている。
- ・ 近隣の養護老人ホームが少ないこともあり、措置入所者は一定している。

8. その他

- ・ **新しい取組を国からも積極的に啓発を行ってほしい。自治体と養護老人ホームが取組を実施できるよう、国からも通知等で方針を示してほしい。**
- ・ 稼働率を少しでも上げられるよう、希望者がスムーズに入所できるよう行政手続きがスムーズに進むと良い。

② 社会福祉法人幸輝会 養護老人ホーム塩手荘

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 幸輝会
- ・ 施設名：養護老人ホーム塩手荘
- ・ 所在地：岡山県津山市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有（一般形）
- ・ 定員数：60人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月5日（月）9：30～10：30
- ・ 参加者：施設長 橋野様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<フレイル対策>

- ・ 養護老人ホームは住まいであるため、利用者が要介護状態にならないようにフレイル対策をしっかりと行っていく必要があると考えている。
- ・ フレイル対策を実施することで、地域の高齢者が引き続き住み慣れた地域で暮らせるようになると同時に、地域の養護老人ホームについての認知度を高めていきたい。

<地域の高齢者サロンへの協力>

- ・ 施設が所在する勝北地域の地区社会福祉協議会が中心となって月に一度（第四水曜日）地域の交通手段に課題を抱えている高齢者や地域の住民との交流が難しい高齢者を対象に、「よんすいサロン」を開催している。
- ・ 塩出荘では「よんすいサロン」の参加者の送迎を、令和5年4月から開始している。

2. 取組への期待

<フレイル対策>

- ・ 津山市では「こけない体操」の実施等、市として熱心にフレイル対策に取り組んでいる。地域における社会福祉法人の役割として、そこに協力できないかと考えている。

<地域の高齢者サロンへの協力>

- ・ 今後、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着けば、送迎のみにとどまらず、「よ

んすいサロン」の中で生活相談員や支援員によるフレイル対策の実施や、健康寿命の延伸のための健康相談の実施等の交流を行いたいと考えている。

- ・ 地域の交通課題に対して、社会福祉協議会が送迎のための車両を持っていないため、その部分を補う必要があった。
- ・ 養護老人ホームも社会資源であるので、しっかりと使っていくことが重要である。必要に応じて養護老人ホームを使っていくことを知ってもらいたい。

3. 取組に向けた課題

- ・ 以前から取組を行いたいという意向を持っていたが、新型コロナウイルス感染症の流行下では、密になる食事の場や集会を開催できなかった。
- ・ 現在は「よんすいサロン」の送迎を行っているが、サロンの中で行っている取組には参加できておらず、半年に一度の実施報告で内容を把握しているに留まっている。

4. 関係者との連携状況

- ・ 勝北地域には社会福祉法人が塩手荘を運営する法人を含めて2件しかなく、もう1つの社会福祉法人とは岡山県の老人福祉施設協議会の会員同士であり施設長同士日頃から協力しあっておりスムーズに連携が出来た。「よんすいサロン」の送迎はもう1つの社会福祉法人とエリアを分担して送迎を実施している。
- ・ 「よんすいサロン」との連携は施設内の地域担当の職員（生活相談員）が中心となり、地区社会福祉協議会と連携をとっている。
- ・ 実際の送迎の実施は生活相談員と事務員が連携して実際に送迎を行っている。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下で人が集まる機会を作れなかったことが大きい。フレイル対策の取組も実施したいと考えているが、現在は進んでいない。
- ・ 養護老人ホームについて地域の住民に対する理解が進んでおらず、低所得者が集まっている施設だと思われている部分がある。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ **まずは養護老人ホームについて、行政を含め地域に知ってもらう必要がある。**
- ・ そのためのアウトリーチが必要だと感じている。

7. 安定運営の要因

- ・ 施設の中で利用者が自由に暮らす風土をしっかりと提供していることが、職員と利用者双方に好循環が生まれていると感じている。

- ・ 人員不足という状況ではない。職員にとって働きやすい環境になっており、職員の紹介による採用も進んでいる。職員間の風通しもよく、人間関係も良好である。
- ・ 満床に近い状態で運営できている。近隣の各市町からの措置入所を受け入れ、入所者が自由に暮らす環境をつくるのが利用者のフレイル対策にも繋がっている。
- ・ 稼働も経営状態も良好であるため、職員に還元できており、職員も働きやすい好循環が生まれている。

8. その他

- ・ 行政の措置の担当部署に、在宅の暮らしに対する課題意識がなければ課題解決に繋がらない。地域のケアマネジャーは我が事として課題意識を持っているが、行政の措置担当は課題に対する当事者意識が薄く、養護老人ホームや措置に関する理解が不十分な場合もある。
- ・ 措置の担当部署が課題意識をしっかりと持つためにも、行政の中での横の連携を取ってほしい。高齢者・介護保険・民生委員等の地域福祉の担当部署や地域包括支援センターは個々で活躍しているが横の連携が弱いと感じている。
- ・ 「措置控え」が言われているが、中身に差がある。措置について全く知らない担当者と、財政課との調整で措置が進まないのでは問題が大きく違う。
- ・ 全国の老人福祉施設協議会の養護老人ホーム部会でも話しているが、措置費は地方交付税として措置されていることも理解できていない担当者がある。予算ありきで動いているため、予算がなくなって措置が出来ないという自治体もある。
- ・ 国には行政についての制度の理解を促す取組や、民生委員等の地域の福祉の担い手に養護老人ホームに関する認知を高める取組を実施してほしい。

③ 社会福祉法人恵泉会 養護老人ホームともえ

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 恵泉会
- ・ 施設名：養護老人ホームともえ
- ・ 所在地：山形県鶴岡市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有（外部サービス型）
- ・ 定員数：70人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月22日（月）15：30～16：70
- ・ 参加者：施設長 遠藤様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類への移行と合わせて、これから計画していきたいと考えている。**地域の引きこもり・不登校等による介護ボランティアや、児童との交流事業ができないか**と考えていた。
- ・ 行事等の準備に参加頂くことで職員の負担軽減や地域の交流にもつながる。

2. 取組への期待

- ・ 地域共生という中で、新型コロナウイルス感染症の流行で施設の中での閉じこもりの環境が続いていた。地域はもちろん施設内での交流、人とのかかわりあいもなくなっていた。通常時よりも入所者の身体機能や認知機能の低下が進んだと感じていた。**外部との交流による生きがいがづくりの面だけでなく、地域との交流が重要ではないか**と考えている。

3. 取組に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行もあり、施設から外部へのアプローチを行うことも、外部からの交流を受け入れることも難しい部分があった。なにか考えても「コロナがあるから」と諦めていた。
- ・ 養護老人ホームとしてどういった取組を行うべきか、情報が少ない。経済的な理由で自宅では生活できない高齢者が入所する施設と認識しているが、認知症や知的・精神・身体の障害が占める割合が8割を超えている。見守り支援というレベルを超

えて、中・重度への対応を求められている中でこういった地域共生への取組を行うべきか考えなければならない。居住の問題だけではなく様々な問題を抱えている高齢者の入所者が大半を占めている。

4. 関係者との連携状況

- ・ あまり連携先がないと感じている。現状では接点がない。
- ・ 地域に特別養護老人ホーム・介護老人保健施設含めた介護施設が多い中で養護老人ホーム単独でなにかという引き合いはないのが実状である。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 養護老人ホームはどこも重度化が進んでおり、現在の配置基準では人員が全く足りていない。県内の養護老人ホームの施設長の集まりの中でも、ほとんどの施設が赤字で人員を増やせないという話が出ている。通常のサービスの提供以外で何か取組を行うにはそのための人員増が必要である。
- ・ 在宅の中で自由に生活できていた高齢者が施設の中で取り組む事がないことが課題になっている。クラブ活動等をやりたいが職員の配置が不足しており実施する余裕がない。
- ・ 外部との接点が少ない。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 重度化に伴う人員配置が一番の課題である。
- ・ 新しい取組を行うとしても人手が足りないままでは精神的な余裕も少なく、新しい取組をしたいと言い出すことも難しい。

7. 安定運営の要因

- ・ 職員の人員配置基準、人員不足や採用が重要である。特別養護老人ホームと違い、養護老人ホームはコミュニケーションが重要であるため、人材育成が重要になってくる。言語の壁があるため、外国人人材の活用も難しい。人材確保に繋がる新しい取組を行うにも、最低限の余力は必要になってくる。

8. その他

- ・ 介護報酬の上乗せを受けて、措置費にもしっかりと反映させてもらいたい。介護報酬の上乗せがあっても、国から指針が出ないと自治体は予算措置ができない。国としっかりと対応がしてもらえると有難い。
- ・ 養護老人ホームの入所者は重度化が進んでいるため、その実状を自治体にもしっかりと把握をしてもらいたい。

④ 社会福祉法人大樹会 養護老人ホーム安岡園

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 大樹会
- ・ 施設名：養護老人ホーム安岡園
- ・ 所在地：京都府舞鶴市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：48人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月5日（月）10：00～11：00
- ・ 参加者：生活相談員 林様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 今のところ想定しているものはない。

2. 取組への期待

- ・ **施設の現在の役割をもっと地域の方に認識**してもらえると良い。意向確認の段階で、**本人が入所を拒否する**場合がある。入所を検討される方は、昔の収容施設としての認識が根強い。具体的には、入所を検討される方が、養護老人ホームに入ると社会復帰や自身の生活を送ることができないと思われる。

3. 取組に向けた課題

- ・ 取組を実施していないため頓挫したことはない。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体（舞鶴市（高齢者支援課、措置担当職員））>

- 連携内容：入所相談、入所者の現状報告、措置費に関する内容。
- 頻度：1～2週間に1回の連絡。入所判定委員会（3～4か月に1回）
- 連携のきっかけ：5年前までは市の直営であった。**市職員の方が施設の元職員**である。

<他機関等>

- 連携先名：地域包括支援センター、ケアマネジャー

- 連携内容：市への措置の相談の前に、施設へ事前相談の連絡を受ける。
- 頻度：半年に1～2件。入所判定委員会の開催時。
- 連携のきっかけ：当施設の生活相談員が、地域包括支援センターに勤務していたことから、相互を理解する関係性ができている。また、施設が社会福祉法人のため相談しやすいと聞いている。

<その他>

- 法人内での連携は、隣接する特別養護老人ホームとの職員との関わりはある。法人が大規模である程、離れた場所にある法人の他事業所との連携は難しい。

5. 取組推進に向けた課題

<外部要因の障壁>

- ・ 特になし。

<内部要因の障壁>

- ・ 施設の経営状況を踏まえると、特に困ることがなく、実施しようという段階まで考えが至っていない。
- ・ 施設、業界全体が人手不足。法人全体で人材確保の対応を行っているため、施設単独でアクションが進みにくい。変則勤務が可能な方は、特別養護老人ホームに配置され、有資格者の養護老人ホームへの配置は後手に回りやすい。
- ・ 改正社会福祉法の話は共有されているが、具体的な取組として話が進んでいない。養護老人ホームの役割は地域に役立つと考える。地域の夏祭り、入居者の特性を考えると、地域の方々と一緒に何かすることが難しい。虐待事案、認知症・精神疾患の方の入所が多く、逆に地域の方とのトラブルや施設の風評被害につながる懸念が残る。また、施設は特定施設ではなく要介護認定を受けていない方（3～4割）も含めると、要介護度2程度になり、重症化傾向にある。要介護認定を受ける前に施設を知ってもらい、受け入れ先として認知してもらえると良い。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 行政からのアナウンスや具体的な例示があると良い。

7. 安定運営の要因

- ・ 管轄市町村が施設の役割を理解しているので、措置控えがない。
- ・ 9割が管轄市町村、残りが他市町村。
- ・ 最近の入所者の数が減少傾向。契約入所は行っていないが、入所者数が増えない場合は検討が必要と考える。
- ・ 処遇改善の引上げは職員に反映されていないが、法人全体として、独自に給与の引

き上げを実施している。

8. その他

- ・ 養護老人ホームの役割が知られていないため、認知を高めていくアクションが必要。法人の職員であっても、施設の特徴を答えられない。
- ・ 入所判定委員会の構成員として、特別養護老人ホームの施設長が多いため、在宅生活が厳しい方の受け入れを判断する場合に、介護度のみで判断をされがちである。在宅生活が厳しい方、介護度だけで判断してしまう。早めに施設に入って支援をするという考えに至らない。構成員は、安岡園施設長、民生委員、特別養護老人ホームの施設長、自治体職員等の8~9人で構成している。

⑤ 社会福祉法人徳之島福祉会 徳之島養護老人ホーム

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 徳之島福祉会
- ・ 施設名：養護徳之島老人ホーム
- ・ 所在地：鹿児島県大島郡伊仙町
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有（一般形）
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月8日（木）11:00～12:00
- ・ 参加者：副施設長 柿山様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 徳之島島内の移動には車が必要であり、**高齢者向けの買い物や理美容室などへの送迎支援を検討している**。街の小さな店が減って集約化されてきたため、歩行が困難な高齢者や、買い物の荷物を持って帰ることが難しい高齢者には深刻な課題である。
- ・ 災害時の地域の福祉避難所として高齢者の受け入れを行っている。徳之島は台風が多いため、自治体からの避難指示があった際に避難所を設置している。
- ・ 高齢者虐待の対応としてレスパイトの支援を行っている。独身で同居している子息からの虐待が多く、年に10件程度のケースがある。そのまま入所につなげるケースもある。

2. 取組への期待

- ・ デイサービスの送迎の際に、利用者から買い物や通院、理美容室への送迎の要望があり、その部分の支援が難しいため、利用外での支援を検討している。
- ・ **島内の公共交通手段が限られているため、住み慣れた地域での生活を続けるために交通面での支援が必要であると考えている**。
- ・ 以前は配達サービスを行っていた店舗も、人手不足のため配達を取りやめる店舗が増えており、施設への商品の配達もとりやめる店舗が出てきている。これにより、施設側でも課題が生じている。

3. 取組に向けた課題

- ・ 取組にニーズがあることは承知しているが、**現在の人材不足の状況では現在の業務に加えて新たな取組を実施するのは難しい。**

4. 関係者との連携状況

- ・ 通常のサービス提供の範囲で連携を行っている。
- ・ 虐待対応は担当部局と連携を取って、一時避難の受け入れを実施している。以前から受け入れを行っているが、高齢者人口の増加に伴い件数も増加している。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ デイサービスの**送迎車両の活用**に際して、**事故時の対応や保険の問題がある。**
- ・ 人手不足は施設のみならず、徳之島にとって最大の課題である。島内の高齢化率は上昇し続けており、**高齢者人口は増加しつづける一方で、就労人口は減少の一途である。**
- ・ 高校卒業と同時に島を出る割合が高く、介護人材の確保は課題を抱えている。島外で経験を積むことも重要であるが、人材の確保には課題がある。
- ・ 利用者の高齢化・重度化に伴い、配置を手厚くしなければならない一方、措置費は据え置きであるため経営面でも厳しい要素がある。
- ・ これまでは入所者の看取りまで実施していたが、現在は要介護度4以上の利用者は他施設への転居を家族にお願いするようになったが、地域の特別養護老人ホームも介護人材の不足のために待機者が多く転居を進めにくい事情がある。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 施設の経営を支える措置費と、行政からの交通問題に関する指針や取り組みの方向性を示していただくことで、関係機関との調整が進みやすくなるのではないか。
- ・ 行政が交通課題に関する対応の指針を示し、町の委託事業などで送迎を実施できれば、財源の確保や地域の理解が得られるのではないか。

7. 安定運営の要因

- ・ 施設の稼働率はほぼ100%で推移している。養護老人ホームでも待機者を抱えている。
- ・ 働きやすさのために、**職員の要望を踏まえ勤務時間や休みの調整を取りやすい環境になっており、子の看護休暇を有給としている。**業務内容も職員の希望に応じている。
- ・ 60代、70代の職員も増え高齢化が進んでいるが、年代に応じた業務の振り分けで長く働き続けられる環境を整備している。

- ・ 職員の負傷・入院時の保険にも職員負担なしで加入している。
- ・ 人材育成は研修の受講、資格の取得の奨励を推奨し教材費や受講料を補助している。新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、オンライン研修が増加した事で多くの職員が受講できるようになった。オンライン研修は今後も続けてほしい。

8. その他

- ・ 国は介護保険制度の構築には熱心だが、反面養護施設は見捨てられていると感じている。養護老人ホームであっても、特別養護老人ホームに近いサービス提供を行っている。特別養護老人ホームで受け入れられない高齢者を養護老人ホームで受け入れているため、その部分を補助金や加算で評価してほしい。
- ・ オムツを必要とする利用者に対する施設の負担が大きい。利用者間の不公平感にもつながるため、オムツの利用に対する加算についても検討してほしい。
- ・ 自治体は介護保険に関する理解はあるが、措置制度に対する理解が不足している職員が多い。人事異動などもあるが、措置に関する情報の引継ぎや情報収集、養護老人ホームの実態把握に努めてほしい。また、交付税措置の内容が自治体内でもわかりにくくなっているのではないか。
- ・ 介護保険サービス事業所で働いている職員と、養護老人ホームに勤務している職員の処遇改善の差は依然大きいままであるので、改善されることを期待している。

⑥ 社会福祉法人五色会 緑川荘

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 五色会
- ・ 施設名：養護老人ホーム緑川荘
- ・ 所在地：熊本県上益城郡甲佐町
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月7日（水）11：00～12：00
- ・ 参加者：施設長 清水谷様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 以前は近隣の高校の生徒による介護実習の受け入れを実施していたが、最近は参加者が来ない。若い人たちに働き場として養護老人ホームを知っていただく取組を実施したい。若い働き手は賃金の高い他職種に流れてしまう。半導体企業の進出等のしわ寄せをうけている。
- ・ 施設は災害時における地域の重要な資源であるため、受け皿として基盤を整備していきたいと考えている。

2. 取組への期待

- ・ 施設について知っていただくとともに、将来の働き手の確保に繋がりたいと考えている。地域との接点を強化することで、災害時の対応力も強化される。

3. 取組に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行で受け入れが頓挫しており、施設側からの声掛けがしにくい状況であるとともに、学校側からの問い合わせもない。
- ・ 地域では施設の名前は知られているが、どういった内容のサービスを提供しているのか認知度が弱まっていると感じている。

4. 関係者との連携状況

- ・ 福祉系の学校と連携を取り、実習の受け入れを行って行きたい。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行の為、施設側から外部への接触を取るのが難しい状況である。日々の業務に感染症対応が加わり手一杯の状況が続いていた。
- ・ 以前は地区の民生委員や自治会に訪問していただき、地域の状況や困難事例に関する意見交換を行っていたが、新型コロナウイルス感染症流行以後は途絶えている。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 賃金の補助、措置費の支給アップが第一である。
- ・ 魅力ある職場づくりを下支えする働き方は、育児休暇等の賃金面以外の処遇改善は以前から取り組んでいた。
- ・ 自治体に養護施設は若年層に限らず、地域の女性の働き場としても重要な場であると認識してほしい。子育てや介護を経験した主婦層の経験やストレスへの耐性は働き手として非常に重要であると考えている。
- ・ 人員確保が進められることで、新しい取組に注力する余裕が生まれてくる。
- ・ 自治体は措置に対する理解があり、自治会・民生委員等との連携も取れている。そのため措置入所は比較的スムーズに進んでいる。

7. 安定運営の要因

- ・ 施設の人件費割合が高まり続けている。
- ・ 働き手を今後も確保していくために、職場の魅力作りを考えていく必要がある。

8. その他

- ・ 自治体は措置入所を業務として進めているが、個々の施設の特性や傾向等も理解していただくと好ましい。
- ・ 自治体の担当者は3年程度で変わってしまうため、措置の取り扱いが変わってしまう場合がある。担当者の一存だけではなく、自治体としての方針を持ってほしい。
- ・ 措置費は一般財源であるため、財政課の絞り込みの影響が大きい。
- ・ 行政内で措置に対する独自のルール・マニュアルが設けられ、独自の線引きで措置に繋がらない場合がある。
- ・ 国からは指針や通知で措置入所の運用方法を明確に示してほしい。地方分権の仕組みの理解はしているが、自治体の中で一人歩きしている部分があると感じている。
- ・ 必要な方に必要なサービスが提供できるよう、福祉関係者が養護老人ホームの役割を認識して連携していく必要がある。

- ・ 養護老人ホームとしていかに役割を果たしていくか、措置費も含めて国として地域福祉の専門家で十分に議論してほしい。養護老人ホームは認知症の利用者とのコミュニケーションによる精神面での負担や、頻回な失禁・暴言・離脱・入所者同士の喧嘩・喫煙・飲酒対応等で特別養護老人ホーム等にはない独自の負担がある。

⑦ 社会福祉法人樹園 樹園老人ホーム

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 樹園
- ・ 施設名：樹園老人ホーム
- ・ 所在地：秋田県男鹿市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：有（一般型）
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月16日（金）14：00～15：00
- ・ 参加者：施設長 坂本様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<これまでの取組>

- ・ 平成27年から、法人職員、入居者と共同で、施設の眼下に広がる鶴ノ崎海岸の清掃活動（ゴミ拾い）を、年に1回、主に夏場の海水浴客が増える時期に実施していた。新型コロナウイルス感染症の流行で3年休止になり、新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなった昨年は再開した。
- ・ 取組みを始めたのは、**施設の身近な所で出来ることは何だろうと考えた結果、実施に至った。**
- ・ 1回目は地域住民宅にもポスティングを行い、地域の方が数名参加された。その際は清掃活動と併せて、認知症のある方への対応に関する勉強会を同日開催した。しかしながら2回目以降は、地域住民の参加はなくなってしまった。

<今後の取組>

- ・ 施設の職員配置、人員数からも、あまり遠くまでは出歩けないので、施設が隣接する公共の市道清掃を実施出来ると良いかと考えている。

2. 取組への期待

- ・ **地域活動の取組を通して、入居希望者に施設を選んでもらう上での一つのアピールポイントとしつつ、求職者や働く職員にも施設で働くことへの魅力を感じてもらいたい。**

3. 取組に向けた課題

<取組内容>

- ・ 10年前（平成23年）に、法人内の新たな施設である特別養護老人ホームの（平成25年）開設に向けてのPRの一環で、社会福祉法人が所有している車両を活用する形での、地域住民の買い物を支援する買い物支援事業を立ち上げた。
- ・ 秋田県から成熟型社会対応サービス産業支援事業という枠組みで補助金が出されたので、それを利用して立ち上げることとなった。
- ・ 補助金をもとに、広告のためのチラシや車両に貼るマグネット式看板を作成、商工会との連携等を行いながら、当時地域を走っていた路線バスの運行時間を避ける形で運行しようとした。
- ・ きっかけとしては、施設長が地域で大きな荷物を持ちながら、歩いて買い物する住民を見かけたことで自ら課題意識を感じたこと、施設の車両を使わない時間帯が気になっていたこともあり、補助金申請に至った。

<頓挫理由>

- ・ 広告を通してのPRも行ったが、結果として利用者数が伸びなかった。
- ・ 本格的な実施のために、過疎地無償運送に関する法律の関係から車両を活用するための市町村の認可を取得しようとしたが、「この地域は決して過疎地ではない」と行政に言われ、許可が下りなかった。

4. 関係者との連携状況

<行政（男鹿市）>

- 連携内容：市の事業（シチズンクリーナー）に賛同し、事業計画書を提出していた。また清掃時のゴミ袋を支給してもらっていた。
- 頻度：やりとりの必要時
- 連携のきっかけ：3年ほど前に、男鹿市が「市民として地域貢献してもらうこと」を目的に、独自の事業を立ち上げたことから始まった。

<法人内の他施設>

- 連携内容：清掃時のスタッフとして協力してもらっていた。
- 頻度：清掃活動を行うタイミング
- 連携のきっかけ：法人内の新たな施設である特別養護老人ホームの開設のタイミングで、法人の取組として清掃活動を立ち上げた。

5. 取組推進に向けた課題

<外部要因>

- ・ 「地域共生」という言葉について、地域住民の理解も深める必要がある。
- ・ （買い物支援事業の頓挫にかかる障壁として）法律上の制限が障壁となった。

<内部要因>

- ・ (買い物支援事業を行う場合) 人員確保(専属運転手、当日の引率スタッフ、事務処理担当、等)、財源等のリソース確保に加え、いかに集客するかが障壁となる。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 取組を継続するための補助金等の財源が必要だと考えている。取組を立ち上げることで、新たな雇用を生み出すことも出来る。
- ・ 地域での取組に当たっては、行政の理解や必要に応じて法律の枠を超えた規制緩和が求められる。

7. 安定運営の要因

- ・ 入居率としては安定している。
- ・ 5年ほど前から収益事業を行っている。具体的には、法人として土地を購入して建物を立てたうえで、別事業所に貸して、家賃収入を得ている。現在は訪問看護を行っている事業所にお貸ししている。

8. その他

- ・ 現場としても地域のためにできることに取り組んでいくので、国としても今後進むべき方向に向かって推進して欲しい。

⑧ 社会福祉法人明石愛老園 養護老人ホーム明石愛老園

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 明石愛老園
- ・ 施設名：養護老人ホーム明石愛老園
- ・ 所在地：兵庫県明石市
- ・ 施設種別：養護老人ホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：45人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月16日（金）11：00～12：00
- ・ 参加者：施設長 浅田様、事務局 川北

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<措置入所の仕組みの中での地域共生社会の実現に向けた取組>

- ・ 措置入所の仕組みの中で、様々な背景をお持ちの高齢者を断らず受け入れていくことが地域共生社会の実現に向けた取組として重要だと考えている。
- ・ 措置の対象となる高齢者の重度化・精神疾患等様々な課題のある高齢者の受け入れを行っている。
- ・ 居住支援法人の認可を受ける必要性も考えているが、認可を受けなくても措置入所の仕組みの中で役割を果たしていく事が出来るのではないかと考えている。

<地域課題の把握>

- ・ まずは地域の高齢者の抱える課題の把握を行っていく必要がある。
- ・ 社会福祉法人として明石市の社会福祉審議会に参加しているが、その中で地域の独居高齢者の住まいの確保が今後テーマにあがってくるとよいと考えている。
- ・ かつては地域で貧困の課題を抱えた高齢者が民生委員を通じて行政の支援に繋がっており、措置入所となる事例が多かったが、課題が多様化している中で行政が個々の課題に対して意識をもって情報収集をしていかなければ、課題を抱えた高齢者が見過ごされるリスクがある。
- ・ 地域の高齢者がどういった課題を抱えているか追い切れない部分があるため、行政と連携して「地域の高齢者の課題が集まりやすい」仕組みを構築、参加していきたいと考えている。
- ・ その中で出てきた課題の整理と類型化が進めば、養護老人ホームで担える役割も

定まってくるのではないか。

2. 取組への期待

- ・ 全国的に養護老人ホームの充足率が低下している中で、行政の意向も踏まえ様々な課題を抱える高齢者を、断らず受け入れすることが重要だと考えている。

3. 取組に向けた課題

回答なし

4. 関係者との連携状況

<明石市>

- ・ 契約入所の実施についての方向性の意見交換を行っている。
- ・ 明石市の高齢者の課題の傾向が見えておらず、明石市も掴み切れていない事情がある。明石市がどのような高齢者を措置で受け入れるべきかを確認すると、医療・介護ニーズが高い中で身寄りがない高齢者を受け入れてほしいという意向であった。
- ・ 明石市の意向も踏まえ、医療・介護ニーズの高い対象者を受け入れていくための体制づくりを進めている。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 多様化する課題へ対応するために、養護老人ホームの職員配置基準に対して、増員を行っている。
- ・ 特別養護老人ホームと養護老人ホームでは職員に求められるスキルが異なるため、介護職員の定着に課題を抱えている。職員一人あたりの負担は人員配置の面からどうしても大きくなってしまふ。
- ・ 重度化への対応を可能にするために特定施設入居者生活介護という選択もあるが、特定施設入居者生活介護で取らない入所者は従来の配置基準で対応せざるを得ないので、重度化・多様化する課題に対してメンタル面での対応が現行の配置基準で背負いきれない。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 行政ですべての情報を集めるのは難しい。現在は介護保険や母子福祉等様々な課題が集まっている。
- ・ その中でも地域の課題を抱えた高齢者の情報がスムーズにあがってくる仕組みに再度注目することが望ましい。

7. 安定運営の要因

- ・ 職員のマンパワー向上に努めている。
- ・ 特別養護老人ホームでの重度の要介護者のケアや看取りを経験している職員や看護師から、入所者の状態に応じたケアに関する指導を行ってもらっている。
- ・ 職員は自立施設という認識で施設に勤務しているため、養護老人ホームの役割が多様化している中で対応力を高める必要があると伝えている。
- ・ 養護老人ホームの業務内容の説明が難しいことが中途採用での支障となっているため、法人で一括採用を行ったうえで配置・異動を行っている。選考の段階が進んだところで養護老人ホームについて見学等を通じて知っていただいている。
- ・ 法人に勤務する職員について、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの処遇改善の差をつけないよう配慮している。

8. その他

- ・ 措置費の単価が物価高や最低賃金の上昇等の実態に即したものに改定が進むと良いと思う反面、自治体の負担額が増加することで措置入所の妨げになってはいけないと考えている。
- ・ 最後のセーフティネットであるはずの生活保護が、措置入所より優先される逆転現象が生じていると感じている。生活保護を検討するよりも前に措置入所を検討する本来あるべき姿に戻っていくことが望ましい。
- ・ 契約入所や居住支援法人は養護老人ホームが行うべき地域貢献だと示されているが、空床活用という視点から出てきている。国は措置入所の中で地域共生社会の実現に向けた役割を果たしていく指針を明確に示してほしい。

D：スタートアップ候補事例×軽費老人ホーム

① 社会福祉法人雨竜ことぶき会 軽費老人ホームケアハウス メゾンふるーる

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 雨竜ことぶき会
- ・ 施設名：軽費老人ホームケアハウス メゾンふるーる
- ・ 所在地：北海道滝川市
- ・ 施設種別：ケアハウス単独型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月19日（金）14：00～15：30
- ・ 参加者：施設長 若山様、業務課業務係 課長補佐 菅原様、事務局 池永 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 教育機関との連携は従前からある。地域の教育機関に依頼され、職場体験や高校の実証の対象として、高齢者の方へのヒアリングの場を提供している。
- ・ 地域住民を施設に入れて行事を行うことは実施していないが、今後必要と考えている。ただし、どのように実現していくかは**検討段階に至っていない**。

2. 取組への期待

- ・ **地震等の大惨事が起きた際に、より積極的に高齢者の方を助けることができる**ことを考えていく必要がある。洪水リスクはない。4階建ての施設のため、**災害時の避難所**としての役割を發揮できればと考える。

3. 取組に向けた課題

- ・ まだ検討段階であるため、頓挫したことはない。実現に向けて、入居者向けのお祭りを地域住民に開放しようと考えたことはある。

4. 関係者との連携状況

- ・ 特になし。連携以前に、施設として、基本路線をどうするか組み立てていない。**事業の方針、施設として何ができるかということの整理ができていない**。地域共生社会について、どのような役割を果たすことができるのか、考えがまとまっていない。

5. 取組推進に向けた課題

<外部要因>

- ・ 外部との接触を持っていない。新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ関係ない。

<内部要因>

- ・ 日常業務の煩雑さや、急に住民が来ることに対して入居者がどう感じるか懸念がある。
- ・ 施設の基本路線が決まっていない。地域共生社会の実現に向けて、施設で何ができるか深堀できていない。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、市、行政がどこまで考えているのか、どのようなかわりを持っていけるのか、行政がある程度先進的なことを考えた方が実現が早い。ALLJAPAN で進めるべき問題。国や行政が中心的役割を果たさないと難しい。そのため、国や行政から発信を実施いただきたい。
- ・ 地域に向けて自分たちの情報をどう発信すればよいのか、先進事例があると良い。
- ・ 地域共生社会という言葉は曖昧であるため、こういうものという実感が持てるとう良い。何から始めて良いかわからない。小さなものも地域共生社会の実現に向けた取組として良いのか。定義、考え方、役割を明確にして欲しい。施設のポテンシャル、材料、どういうものを地域住民に還元しているのか分かれば、イメージが湧きやすい。

7. 安定運営の要因

- ・ 入居者に安定的に入居してもらえないと経営的に厳しい。入居者確保のため、施設の宣伝をしていくことに力を入れている。具体的には、看板掲示、広報誌・入居者募集掲載、地域 FM ラジオ放送でのコマーシャル、各施設（地域包括、病院、施設等への営業訪問）への定期訪問（3～4 か月に 1 回、生活相談員・課長補佐が担当）等を実施している。
- ・ 処遇改善は職員のモチベーションにつながった。
- ・ 比較的元気な高齢者が多い、安心して暮らせるように、考えながら接している。「いつもあなたのそばにいる」をスローガンに、家族のような形で関わっている。看取りはない。

8. その他

- ・ 地域共生社会の実現に向けて取り組むことで、費用が掛かる場合には、国からの助成が確立しているのか教えて欲しい。取組をスケールアップしていくときに懸念がある。国や行政の考えを知りたい。市人口は約 38,000 人であるが、市町村の規

模によって、協賛を得ることも難しい面がある。地域共生社会の実現の意義について、より周知啓発を広げていくと良いと考える。また、取組の経営への影響等、効果を共有すると良い。

- ・ ただ加算を新設するだけでは、地域共生社会の実現に向けて動く施設は限られる。多くの施設は入居者の対応で手一杯であると思われるため、ネットワークとして関わる人がいないと動けないと思われる。

② 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠ホームスオミ・ケアハウス

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 至誠学舎立川
- ・ 施設名：至誠ホームスオミ・ケアハウス
- ・ 所在地：東京都立川市
- ・ 施設種別：ケアハウス単独型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月1日（木）15：00～16：00
- ・ 参加者：施設長 井上様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<現在の取組>

【フレイル予防等を目的とした入居者主体の自主活動の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行も相まって、入居者の活動量が低下してしまったので、フレイル予防の取組には力を入れている。
- ・ 入居者が主体となった自主的活動を9つ推進している。いずれも入居者から声が上がって、活動を始められた。
- ・ 以前は施設主体で予算化した活動であったため、地域の方も参加していた。新型コロナウイルス感染症流行下によって、地域の方を巻き込んでの活動ができなくなったので、施設内での活動を推進することになった。
- ・ 地域の方の巻き込みとしては、5類になっても感染リスクはあるので、施設単体の方針として受け入れないこととしている。**施設としては、入居者の安全安心を守る役割がある。そのため、大胆な取組は難しい。**

【ボランティアの受け入れ再開】

- ・ **新型コロナウイルス感染症の流行によって止まっていたボランティアの受け入れについて、少しずつ再開しようとしている。**新型コロナウイルス感染症流行下になるまでは、至誠ホーム全体としては、ボランティアを積極的に受け入れていた。（年間約1万2000人）
- ・ 入居者のうち6名の方が、特別養護老人ホームの車椅子送迎ボランティアとして登録されている。

- ・ 過去には、ケアハウスの入居者でもともと塾を運営していた方が、地域の子どもに勉強を教えることもあった。その他にも、縫物のボランティア等、特技を活かしたボランティアを行っていた。

<今後の取組>

- ・ **ポテンシャルの高い入居者なので、もっと地域に出ていけないのではないかと考えている。**
- ・ 毎年10月に開催しているバザーをどうするかを検討中である。(食べ物を扱うか、規模をどうするか)。
- ・ 市とタイアップして集まりを行う(講座の開講)となったときに、スペースを提供していきたい。ケアハウスにスペースがある。以前は音楽の鑑賞会を行っていたが、スペースがもてあまされている。市や社会福祉協議会に活用の話はしている。

2. 取組への期待

- ・ 地域に根差した場所として、少しずつ受け入れを再開し、かつ施設からも出向いていきたい。
- ・ 地域の方と共生していく資源として、役割を果たしていきたい。透明性の高い施設にしていきたい。

3. 取組に向けた課題

- ・ 取組の頓挫はない。

4. 関係者との連携状況

<ボランティアコーディネーター(施設の企画調整の部署に所属する職員)>

- 連携内容:地域の方からボランティアの要望があれば、相談してコーディネートしてもらう。
- 頻度:相談者があった際に随時
- 情報誌の作成、ボランティア向けの研修会等も担ってもらっている。以前よりボランティアの受け入れの人数が多いので、役割を設置していた。

<関連団体>

- 連携内容:地域でお困りの方がいらっしゃった際に、相談を受ける。
- 頻度:相談者があった際に随時
- 地域ボランティア(散歩ボランティア、清掃ボランティア、等)の方から直接相談が来ることがある。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下での感染リスクという障壁が大きくあった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下だから何も出来ない、ではなく、状況に合わせて、どうすれば出来るか、前向きな考え方を進めている。出来ない理由を考えると、閉鎖的な施設になってしまう。入居者、地域のためになにが出来なのかを探っている。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 施設と行政、お互いが様子を見合っている可能性もあるので、少しずつ歩み寄っていく必要がある。
- ・ 日頃から地域包括センター、自治体とのコミュニケーションを取っている。入居者の相談は多いが、「地域共生社会の実現」の枠組みではあまりコミュニケーションを取れていない。より積極的に地域に出ていく必要がある。

7. 安定運営の要因

- ・ 至誠ホームスオミ・ケアハウスとして、処遇改善（都から常勤換算1人につき9000円/月付与）の実施を行った。そちらも、人材の定着、黒字化の一つの要因だと考えている。
- ・ 施設の安定運営は、地域活動の取組の推進には、直接リンクはしていない。
- ・ 元気な方が多いが、20%程度の方は認定を受けておられ、介護度がついて、介護を受けている。（例：デイケアへの訪問）

8. その他

- ・ 何かするにしてもお金がかかるので、簡単に補助金をもらえる仕組みが欲しい。（地域共生社会の実現に向けた補助金）、例えば講習の時に、無料で講師派遣をしてくれる等が考えられる。

③ 社会福祉法人かづみ野 かづみの里

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 かづみ野
- ・ 施設名：かづみの里
- ・ 所在地：富山県滑川市
- ・ 施設種別：ケアハウス単独型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年1月30日（火）14：00～15：00
- ・ 参加者：施設長 森様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 現時点で、力を入れたい取組はない。新型コロナウイルス感染症流行の影響で取組を中止せざるを得なかった。

2. 取組への期待

- ・ **地域共生社会の実現に向けた取組を行わなくとも、安定運営ができています。** 養護老人ホーム・軽費老人ホームが地域共生社会の実現に向けた取組の拠点になる必要があるのかはわからないが、会議室の開放や災害の避難所等の対応はあり得ると考える。
- ・ 地域に向けたニーズがない。地域共生の実現に向けた取組が本当に必要であれば、入居者からもニーズが出てくるはずと考える。しかし、当施設の入居者は平均年齢が80歳代と高齢であることから、地域の方との交流よりも、おいしい食事ができる、綺麗なお風呂で入浴ができる、デイサービスへ行ける等のニーズが高く、施設で穏やかに過ごしたいという方が大半である。稀に、外部の方と関わりたいという方はいるが、そのような方は外出を行ったり、施設を出て行ってしまわれる。時代の影響で、入居者自身が個人主義の方も少なくないと感じる。
- ・ 戦後、社会全体へ個人主義化の意識が人々に浸透していった。また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会から「人との接触を8割減らす、10のポイント」が公表された。入居者の生活支援を考えると、過度な制限はできないと判断し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらある程度自由に対応を行ってきた。

- ・ こうした個人主義化や接触制限等が進められてきた中で、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく話をされたとしても、現場の立場からすると、「机上から出てきた話」「現場の認識とピントがずれている話」のように聞こえており、説得力がないと感じている。

3. 取組に向けた課題

- ・ 元々、地域と人的交流（地域のボランティアによる、折り紙教室、体操教室、お茶の教室等）を実施していたが、**新型コロナウイルス感染症の流行以降、交流が中断されてしまった**。また、一度地域の方のボランティアをお断りしたことから、関係性も変化してしまい、**再開の目途は立っていない**状況にある。元の状態に戻るには、5年10年かかるのではないかと考える。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 自治体とはあまり関与はない。事務費補助金情報等の案内等をいただいている。処遇改善等、国の通知があれば、県には対応に動いていただいているため交渉等は実施していない。

<関連団体>

- 関連団体とは、関連情報の共有をいただく等の関わりがある。

<他機関等>

- 病院や居宅介護支援事業所への挨拶回りを実施している。

<連絡協議会>

- 県内のケアハウスにて連絡協議会を開催し、施設同士（施設長や生活相談員が参加）で意見交換などを実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で中断していたが、先日3年ぶりに再開した。（きっかけ：連絡協議会は立ち上げて、約20年になる。県の老人福祉施設協議会主催の会合をきっかけに、同じ業種同士で集まりたいという声があがり、立上げに至った。）

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 入居者、地域住民等、人々の考えが個人主義化していることが課題である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う、人的な交流の中断が課題である。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 地域共生社会を実現するためには、**人の意識の変化を促す教育が必要**である。具体性のある内容も必要だが、人のやる気がなければ意味がないと考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、人的な交流の中断に対して、**施設以外か**

らの働きかけが必要と考える。

7. 安定運営の要因

- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組は、当施設の安定運営の要因ではない。
- ・ 競合数（近隣地域にケアハウス・軽費老人ホームが少ない、当施設より料金が低い施設が多い）、**評判の良い施設づくり**（入居者だけでなく、出入りするケアマネジャー・ヘルパー等の外部関係者への対応の配慮、おいしい食事の提供、綺麗なお風呂の提供等）、**営業活動等**が影響していると考え。施設の稼働率は常に埋まっている状況である。
- ・ **経営の体力は影響する**。施設の借金返済後、施設独自に大幅な給与等の引上げを行ったことは職員の定着等に影響していると考え。
- ・ 処遇改善は、月 6,000 円程度/人の給与引き上げを実施しているが、安定運営には大きい影響はない。ただ、職員は喜んでいる。

8. その他

- ・ 物価高騰に対する補助はあるが、一時的なもので、安定的な収入にはならない。物価高騰が進む中、利用料金を変更できず、入居者の手出し分には変更がない。施設には、低所得の入居者も多いが、**中所得以上の方も一定数いる**。
- ・ 公平性の観点から、物価高騰に伴い、入居者の利用料金を引き上げるべきと考える。**物価に連動して利用料金を上げ下げする仕組みがあると良いのではないかと考える**。
- ・ 事務費補助金は数年前に見直された。

④ 社会福祉法人さわらび会 ケアハウス田園

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 さわらび会
- ・ 施設名：ケアハウス 田園
- ・ 所在地：徳島県徳島市
- ・ 施設種別：その他併設ケアハウス（グループホーム、訪問介護）
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：30人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月9日（金）11：00～12：00
- ・ 参加者：生活相談員 船戸様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<現在の取組>

【地域の交流カフェでの地域住民との関わり】

- ・ 地域の方が個人で運営する交流カフェに地域の高齢者が集まっているので、施設としてもその場に出向いて、地域の方と関わる機会を増やしている。
- ・ これまで、町の主要な役割を担う方とは接点があったが、地域住民の方との関わりがなかった。
- ・ 地域に出始めたのは、過去に空床が目立ち始めた際に、どうにかしなければならないと考え、地域の方とのかかわりを増やそうと考えたのがキッカケである。

【登下校の見守り】

- ・ 約2年前から、近隣の小学校の下校時に法人内の施設職員が見守りを行っている。
- ・ 通常業務とは別となっており、法人内の8事業所で協力して対応している。

<今後の取組>

【シニアフィットネスの実施】

- ・ 県が出している補助金を財源に、シニアフィットネスの取り組みを2024年2月より試行的に実施することになっている。
- ・ まずは試行的な取組であるが、反響次第では継続的に実施したい。
- ・ 対象者としては、入居者と地域住民の方どちらも参加が可能としており、施設の中にある地域交流スペースを利用して実施する。グループ内、法人内の医療法人に所属する理学療法士が講師を務める。

【施設内スペースの貸出】

- ・ 施設内スペースの活用の幅を広げていきたい。
- ・ これまでも地域の方に貸し出しをしている。具体的には、地域の音楽活動、クリスマス会のイベント等に利用されている。

2. 取組への期待

- ・ 地域住民との関わり合いを通して、地域で支援を必要とされる方にサービスを届けられるように、細かく地域の状況を見ていきたい。
- ・ 取組を通して、まずは地域の方に施設のことを知ってもらい、施設利用に繋がってきたい。現状はほぼ満床で、待機者もいる状況である。

3. 取組に向けた課題

- ・ これまではあまり大きな取組は行っていないので、頓挫した経験はない。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 連携内容：見守りの結果共有、登下校の予定を共有してもらっている。
- 頻度：年2回学校で会議、必要に応じて随時
- きっかけ：地域の方とお話をしている中で、登下校のルートにおいて危険な場所があるため見守りの必要性があることを知った。法人としては夕方の下校時を担当している。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 通常業務とは別に対応が必要なため、業務負担が増加している。
- ・ 施設内スペースの活用において、地域に提供するための環境の整備が必要となっている。
- ・ 地域、行政とのかかわりは特に障壁になっていない。"

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ シニアフィットネスについては、2回目以降の継続実施においても補助金があると継続しやすい。具体的には、講師の招聘費用などが考えられる。

7. 安定運営の要因

- ・ 職員の定着率は高くなっている。その背景には、人材育成のうえでの研修制度、キャリアパスや、各種休暇の取りやすさ等があると考えられる。

8. その他

- ・ 取組実施における費用面で補助してもらいたい。
- ・ 他施設の取組の事例等も含めて、取組の検討材料となりうる情報を提供して欲しい。

⑤ 社会福祉法人誠和 ケアハウス紫陽花

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 誠和
- ・ 施設名：ケアハウス紫陽花
- ・ 所在地：岡山県瀬戸内市
- ・ 施設種別：特別養護老人ホーム併設ケアハウス（定員 20 人未満）
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：15 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：回答なし

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024 年 2 月 9 日（金）10：00～11：00
- ・ 参加者：理事長 施設長 赤嶋様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ 「地域と共に」をスローガンに、法人全体として地域共生社会の実現に向けて取り組みたいと考えている。地域では高齢化率 40%の限界集落等、過疎地における課題がある。そのため、**障害者や元気高齢者と共に、地域の農業を活性化させる取組を始める**ことを検討している。

<その他>

- ・ 既存の取組として、**地域高齢者宅への訪問**と困り事の収集を実施している。また、地域に待機児童が多いことから、建物内に**保育園を設立**した。その結果、施設の高齢者と子どもたちが日常的に直接関わる機会ができた。さらに、入居者や子どもたちに向けたハロウィンの**イベントを開催**する等している。その他、通常のタクシー乗車料金の半額程度の金額にて、福祉有償サービスとして、地域の方へ向けた**タクシー業務による移動支援**を実施している。運転手 3～4 人（専属、空き時間のみの方がいる）、送迎車 3～4 台の体制で、買い物や通院を支援。タクシー業務の費用は、利用料金以外は、全て法人の持ち出しである。

2. 取組への期待

- ・ 独居の高齢者等の**地域の方とともに助け合い、地域の方にも元気になってもらう**ことで、地域全体が活性化していくことを目指したい。
- ・ 取組を行うことで、副次的に、入居者の確保や人材確保につながっても良いと思う。

3. 取組に向けた課題

- ・ なし

4. 関係者との連携状況

< 地方自治体 >

- 高齢者の支援や補助金に係る連絡を随時実施している。また、**高齢者予防事業**（法人での受託事業）において関与している。

< 市社会福祉協議会 >

- 連携内容：市の協議会が災害時のネットワークに参画し、ボランティア支援の訓練を実施。また、瀬戸内市の介護予防ケアプランの作成への協力、介護認定審査会へ委員として参加する等の関わりを持っている。
- 連携のきっかけ：県内の地域へ向けた公益的取組に関する会合（参加者：行政、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、地域の社会福祉法人、会費5万円/年）に参画し、5年間取組を行った。その後、会合は各地域に移行することとなり、**瀬戸内市社会福祉協議会が主催する会合**（参加者：市社会福祉協議会、瀬戸内市内の全ての社会福祉法人、会費：2～3万円）を設立。市の会合を通じて、フードバンク、施設の場所・備品の貸出、引きこもりの支援（自宅訪問・コミュニティハウスの作業への誘導等）等、**市社会福祉協議会が中心に取組を行い、必要な支援を施設側で提供**している。会合においては、今のところ運営上の課題はなく、協力できる範囲で活動範囲を広げていこうとしている。

< 県社会福祉協議会 >

- 連携内容：県社会福祉協議会が中心となって運営する **DWAT のチーム員として登録**を行い、研修会等に参加している。
- 法人内事業所：法人内で横断的な会議・情報交換等を実施している。

< 法人内事業所 >

- 法人内で横断的な会議・情報交換等を実施している。

5. 取組推進に向けた課題

< 外部要因の障壁 >

- ・ **行政の事業や助成金の仕組みが十分でないこと。**

< 内部要因の障壁 >

- ・ 外に向けて取り組みたいが、ヒト・モノ・カネの制約があることから、**施設単独で取組を実施することは難しい**。職員は3名体制であるため、**体制の確保が特に課題**である。協力するスタッフがいなければ地域活動に取り組むことができない。
- ・ **新型コロナウイルス感染症の影響で、地域との関わりが減少**してしまったため、1

から地域との関係性を作っていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症への対応が生じたことで、職員の気持ちにまだ十分な余裕ができていないように感じる。

- ・ 昔の入居者は元気高齢者が多く、敬老会の行事に積極的に参加していた。しかし、入居者の重症化等のニーズの変化に伴い、内部のみの関わりにとどまりがちである。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 地域住民の方の理解が必要と考える。地域の公益的取組のために、必要な経費等が発生するが、その趣旨を住民の方に理解いただき、必要なものや低価格での取引等ができるに進めやすいと感じる。例えば、地域の農業を活性化させる取組に向けて、使われていない農地を探したところ、不便な場所しか空きがない。障害者の方の雇用などを踏まえると、ある程度の利便性が必要である。
- ・ 自治体から地域に向けて情報を出してもらえると助かる。施設としては、地域向けのイベントへの顔出し、施設の開放、施設の情報誌（施設の取組、思い、地域住民に役立つ情報等を記載）の配布などに取り組んでいる。
- ・ 施設の資源が限られるため、行政が事業を立案し、助成金等が出る仕組みがあると良い。
- ・ 理事長・施設長が地域に目を向け、リーダーシップを取ることが必要。

7. 安定運営の要因

- ・ 職員は、施設長、生活相談員、介護職員の3人で、いずれも退職することなく仕事を続けている。職員は主体的に活動し、施設長も職員の自主性を尊重している。人間関係も良好である。
- ・ 従前より、給与の引上げ等の処遇改善を実施しており、職員のモチベーションには影響していると考ええる。
- ・ 保育園を設立したことで、子育て世代の入職につながっている。

8. その他

- ・ 補助金や加算等、地域共生社会の取組に係る様々な仕組みを入れて欲しい。施設職員だけで取組を実施することは難しい。
- ・ 社会福祉法人があることによって、地域の方々に必要な安心安全を提供できることを、取組を通じて伝えたいと考える。

⑥ 社会福祉法人 来友会 軽費老人ホーム来友館

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 来友会
- ・ 施設名：軽費老人ホーム 来友館
- ・ 所在地：大阪府泉佐野市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：無

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024 年 2 月 7 日（水）13：30～14：30
- ・ 参加者：施設長 西座様、宮内様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<現在の取組>

【地域交流カフェの立ち上げ】

- ・ 法人内にある地域交流サロン「陽だまり」のスペースを活用して地域交流カフェを立ち上げる準備を進めている。
- ・ 同法人内のサービス付き高齢者住宅、小規模多機能ホームの入居者間の交流、空きスペースの活用等を目的としている。
- ・ カフェはあくまでも呼び込みコンテンツの一つ、人々が集まれる場にしたいと考えている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行前はバザー等をしてきたが、新型コロナウイルス感染症の流行で利用機会が減少してしまった。まずは施設内の交流を図り、そこから地域住民も利用可能にする予定である。

【無料又は定額宿泊所の運営】

- ・ 無料又は定額宿泊所を運営している。
- ・ 周辺の自治体から「緊急で保護してほしい」という相談がある度に対応している。
- ・ 政令指定の大阪市、堺市を除く大阪府下市町村で 2 施設のみである。

<今後の取組>

- ・ 春日町の町内会との連動も図るため、地域住民向けの取組方針について共有している。
- ・ 定期的に外部に出向いているので、良いなと思う活動は積極的に取り入れていき

たいという思いがある。

- ・ 先々は子ども食堂も開催していきたいと考えている。

2. 取組への期待

- ・ 施設の方針として、「入居者におだやかに過ごしてもらいたい」という思いがある。生活に彩りをもたらしてあげたい。
- ・ 取組を進めることで、開かれた施設に繋がるのではと考えている。軽費高齢者施設が閉ざされた場所というイメージを払拭したい。
- ・ 施設に興味を持ってもらうキッカケにしてもらいたい。一人暮らしの高齢者、子どもたちにも来てもらいたい。入居に繋がることも期待している。

3. 取組に向けた課題

- ・ これまであまり大きなことはやっていないので、頓挫した経験はない。
- ・ 継続的な取組というより、単発での実施だったので、周知ができていなかった。そもそも単発で実施する意向だった。
- ・ 施設の中でイベントは開催していたが、外部に発信していなかった。

4. 関係者との連携状況

<春日町の町内会>

- 連携内容：地域交流カフェの立ち上げに当たっての情報収集、今後の地域住民向けへの展開に当たって連動している。
- 頻度：随時
- きっかけ：テレビで地域交流カフェの存在を知り、スペースを活用できないかなと考えたのがきっかけで、すでにカフェを運営されていた町内会に話を聞きに行った。

<社会福祉協議会>

- 連携内容：近隣施設や助成金の情報を提供してもらっている。
- 頻度：随時

<行政>

- 働きかけはまだ行っておらず。カフェが立ち上がっていく中で、関わりを持つ予定である。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 外部の方を招き入れる上で、対処すべきリスクがある。具体的には、地域住民がカフェに来られる際に、事故があった際の責任は施設にあるためレクリエーション保険の加入や、飲食物提供に伴う保健衛生上の問題を解決する必要がある。

- ・ 施設職員の誰を何人配置するか、人材配置の検討が必要である。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 地域交流カフェを地域住民にも展開していく際には、周知の支援をいただきたいと考えている。具体的には、市の市報、社会福祉協議会の社会福祉協議会だよりへの掲載、町内会からの周知が挙げられる。

7. 安定運営の要因

- ・ 入居は満室なので、施設収入においては安定している。
- ・ 職員の定着率が高くなっている。実績として、今年度は病気退職の方を除き、退職者はいない。
- ・ やりたいことがある職員にとっては、主体的に取り組んでもらいやすい職場環境を心掛けている。職員には色々なことをやった方が楽しいという話をしている。

8. その他

- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の進め方として、施設規模に合わせた現実的なプランで、補助金も含めて示してほしい。現状は、「地域共生社会の実現」という言葉を使っているだけで、「具体的な内容は現場に任せます」となっている。

⑦ 社会福祉法人緑山福祉会 軽費老人ホームなかがわ苑

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 緑山福祉会
- ・ 施設名：軽費老人ホームなかがわ苑
- ・ 所在地：福岡県那珂川市
- ・ 施設種別：軽費老人ホーム A 型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：50 人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：回答なし

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024 年 2 月 9 日（金）14：30 - 15：30
- ・ 参加者：生活相談員 経営層 重松様、事務局 池永

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

- ・ **触法少年の社会復帰の一環として、職場体験の受け入れ等**を考えている。現在は、少年補導員として、生活相談員である重松様が警察で登録を実施（少年補導員になるためには、団体の推薦が必要）し、地域の学校教員を交えた会議体へ参加している。また、施設の車を登録し、月 1~2 回の青色防犯パトロールを実施している。今後、家族のつながりが希薄化する中で、寂しさから子どもが犯罪に走ると考えられ、触法少年は増加が考えられる。
- ・ また、**地域に対する災害協力を継続したい**。現在、福祉避難所としての登録は無いものの、施設にて市の防災訓練を実施したり、実際に地域住民の避難所としての役割を果たしている。

2. 取組への期待

- ・ **地域の住民の方が安心して過ごすことができる**ことをゴールに考えている。
- ・ 触法少年の受け入れを通じて、入居者と子どもたちが交流することにより、**入居者の活力**につながると良い。
- ・ 触法少年との関わりを通じて、職員の視野が広がり、**職員の資質向上**にもつながると良い。

3. 取組に向けた課題

- ・ 10 年程前に、あまり使用機会のなかった施設のマイクロバスを利用して、地域高

齢者に向けて買い物ツアーを計画しようとした。事故時のリスクの担保や利用者から徴収する金額設定などが課題になった。国土交通省の運輸局に取組を行って良いか確認したところ、バスの登録等の申請が必要であり、買い物ツアーを行う必要性を疑問視されたことが決め手となって、結局取組が頓挫した。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 県：補助金情報の問い合わせ等で関与。
- 市町村：市の高齢者支援課との入居相談や生活保護課との相談で関与（頻度：年10数件、市町村経由の入居約4人 ※今年度）。

<市社会福祉協議会>

- ふくおかライフレスキュー事業（市単位で運営、市社会福祉協議会が事務局）において、生活相談支援等を実施している。最近では、ネットカフェ・車上生活を行っていた30代の方が住居を確保した際に、日用品・寝具の提供を行った。
- 連携のきっかけ：社会福祉法人経営者協議会からの声掛けがあり、事業に登録をした。那珂川市も事業に参加し、事務局は市社会福祉協議会に決まった。

<他機関等>

- 地域包括支援センター：入居相談（20数件 ※今年度）

<その他>

- 春日警察署少年補導員連絡会：生活相談員が地域の会合等に顔出しをする中で、連絡会の会長に直接参加の依頼をされた。
- 自治会：災害協力で関与している。平成21年の大水害の際に、地域住民5～6人が施設に避難したことをきっかけに、災害協力を行うようになった。意図せずに、自然と協力関係ができ、施設は避難訓練場としても利用されるようになった。その他、自治会が運営する高齢者サロンにて、職員が栄養講座や体操を行ったり、夏祭りのお手伝いを実施している。
- 消防団：地域の消防団に所属することで、消防署や地域住民の方と関わっている。地域の方にも施設を見守ってもらう等、相互協力を行う関係性ができている。

5. 取組推進に向けた課題

<外部要因の障壁>

- ・ なし。今後、取組が明確になれば、課題が出てくることも考えられる。

<内部要因の障壁>

- ・ 職員の理解があれば取組は進むと考える。職員の中には、取組に抵抗のある方もい

るため、どこまで理解を持っていただけるかが課題。

- ・ その他の課題は現時点ではない。施設内の資源で対応できることに取り組むため、体制等が障壁になると考えていない。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 取組を進めるためには、関係団体等の理解・協力が必要である。
- ・ フットワークの軽さが重要である。失敗を恐れずにまずはやってみることが必要。取組をやってみないと人脈なども広がらない。人脈が広がることで新たな視点が生まれ、様々な企画も生まれてくると考える。

7. 安定運営の要因

- ・ 施設の運営に職員が主体的に関わっている。現場の提案等はできる限り柔軟に受け入れているため、職員は裁量をもって仕事ができていると考える。
- ・ 職員の定着率が良い。職員は、子育て世代の主婦が多いが、相互に事情を理解し、休みを取得しやすい風土がある。
- ・ 高齢の職員も多いため、若手の職員が高齢の職員に相談を行う様子がみられている。
- ・ 給与等の引上げに係る処遇改善が、安定運営へ直接影響することはないが、職員は喜んでいると思う。

8. その他

- ・ 国や自治体への要望は、特にはない。インセンティブまでは必要ないと思うが、あまり積極的に動けない法人にとっては、きっかけになる可能性があるかもしれない。
- ・ 地域の課題がわからない、何をして良いのかわからない施設があると考え。地域に求められることを行う必要があるため、市等の行政から法人に向けて、求めるニーズの共有等の働きかけがあると良いと考える。

⑧ 社会福祉法人いいでめぎみの里 福祉ケアハウス めぎみの里

【基本情報等】

- ・ 法人名：社会福祉法人 いいでめぎみの里福祉会
- ・ 施設名：ケアハウス めぎみの里
- ・ 所在地：山形県西置賜郡飯豊町
- ・ 施設種別：ケアハウス単独型
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無：無
- ・ 定員数：30人
- ・ 地域ケア会議の参加の有無：有

【ヒアリング日時等】

- ・ 2024年2月6日（火）14：00～15：00
- ・ 参加者：施設長 手塚様、事務局 前田

I. 地域共生社会の実現に向けた取組（地域活動）について

1) 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための課題・支援等について

【背景・目的等】

1. 今後の取組意向

<現在の取組>

【冬期のゲストルーム利用】

- ・ 地域的に豪雪地帯なので、除雪作業が出来ない地域の一人暮らしの高齢者の方に、冬期間のみ3部屋のゲストルームを利用いただくことがある。すでに10年以上取り組んでいる。
- ・ 施設の建設時に面会者向けのゲストルームを作ったが、稼働していなかったのが勿体なかった。地域の高齢者が増えていることで、一時利用のニーズも上がっていった。
- ・ 冬期間だけの一時利用となっていたが、おおよそ9割の方がそのまま入居を希望されている。料金は、その方の収入に応じて入居者と同様の条件となっている。
- ・ 部屋数が限定的なので、現状維持を想定している。

【認知症カフェの運営】

- ・ もともと行政が施設内で運営していた認知症カフェを、ケアハウスが運営するようになった。
- ・ 行政が運営されていた時代に町民でスタッフとして協力された方がいたが、その方が辞める際後任も見つからず、施設で事業を引き継いだ。

<今後の取組>

- ・ 知名度が低いという課題がある。入居率は満室になっているが、まだまだ知られて

いないのが現状である。

- ・ 急に入居者が少なくなることもあるので、一定数の待機者は確保していく必要がある。
- ・ 法人としては医療と訪問介護も実施しているので、一体的になって利用者を増やしていきたい。
- ・ 認知カフェに来てくださった方の帰宅時に、買い物ツアーを行うことを計画している。スタッフの負担はあまり増えない想定である。

2. 取組への期待

- ・ ケアハウス自体を理解していない地域の高齢者が多い。この地域では認知度向上、理解度向上が欠かせなくなっている。

3. 取組に向けた課題

- ・ ケアハウス自体を理解していない地域の高齢者が多い。この地域では認知度向上、理解度向上が欠かせなくなっている。

4. 関係者との連携状況

<地方自治体>

- 連携内容：社会福祉法人の連携として、定期的にミーティングを開催して、課題について議論している。社会福祉協議会、介護老人保健施設、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者施設等、6つ程度参加している。
- 頻度：対面は年2回、必要であればWEB、普段はメールのやり取りを行っている。
- きっかけ：地域福祉の体制づくりとして、令和2年に町の社会福祉協議会の呼びかけにより「飯豊町社会福祉法人連絡会」を設立。年2回の定例会議を開催し、各法人で情報交換を行うこととなった。

<関連団体>

- 連携内容：連絡協議会を開催している。課題の議論、情報の共有を行っている。具体的な事例として、物価高騰について、具体的な数字を算出したうえで、県に対して共同で協議書を提出した。
- 頻度：対面は年1回、必要であればWEB、普段はメールのやり取りを行っている。
- きっかけ：県の老人福祉施設協議会の軽費老人ホーム部会の活動があまり活発でなかったため、県内12施設のうち9施設が集まって立ち上げた。

5. 取組推進に向けた課題

- ・ 物理的な距離の課題がある。訪問系の事業を行っているが、へき地にお住いの住民へのサービス提供は、経営を考えると効率が悪くなってしまう。

6. 取組推進に向けて必要な支援等

- ・ 行政として、地域住民に情報提供をしてほしい。入居相談に来られた方のご家族で、どこに相談すれば良いか分からなかったという方がいた。そういった方にどういう介護認定を受けて、どういう施設が良いかの相談に乗れる環境が必要であった。

7. 安定運営の要因

- ・ 人材確保については悩んだことがない。
- ・ 処遇改善も実施しているが、安定運営にはあまり関係していない。
- ・ 常に良い職場環境を心掛けている。
- ・ 冬期の一時受け入れは、周辺のお施設は取り組んでいない。3名の利用は施設運営においても助かっている。

8. その他

- ・ 経営を考えると、へき地の方の対応は置き去りになるので、へき地でのサービス提供に伴う算定を充実させてほしい。

3. モデル施設 取組計画書

聖ヨゼフ・ホーム

最終更新日：2023年12月25日

初回記載日：2024年3月14日

令和5年度老人保健健康増進等事業
養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける
地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業

取組計画書

法人名	社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム	施設名	聖ヨゼフ・ホーム
-----	------------------------	-----	----------

決裁者名 (プロジェクト オーナー)	
--------------------------	--

報告者名 (プロジェクト リーダー)	
--------------------------	--

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

「絶対に断らない！」をモットーに、住まいに課題を抱えるあらゆる人に、養護老人ホームの役割である措置入所に
契約入所・居住支援法人・自立準備ホームの「4つの支援」を実施する

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
居住支援法人 自立準備ホーム	居住支援法人の実施に向けた 連携と周知(仮称)	令和6年度～	実施:御所市の拠点 対象地域:奈良県内外

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

居住支援法人・自立準備ホームの本格的な実施に向けて準備を行う

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		総合施設長	法人内両拠点施設	統括責任者
2		施設長	聖ヨゼフ・ホーム	プロジェクトリーダー
3				
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆ 随時
- ◆ 開催場所:会議室

※プロジェクトミーティングの結果は議事メモとして、事務局へご提出ください。

<その他特記事項>

--

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	御所市	居住支援法人等の実施に関する情報共有の実施	施設長
2	御所市社会福祉協議会	居住支援法人等の実施に関する情報共有の実施	施設長
4	不動産業者	居住支援法人の実施に向けた双方の連携	施設長
5	奈良県居住支援協議会	居住支援法人の実施に向けた情報提供・連携	施設長
6	奈良県地域デザイン推進局 住まいまちづくり課住まい支援係	居住支援法人の指定・指導、研修情報の提供等	施設長
7	奈良県地域生活定着支援センター	自立準備ホームの実施に向けての研修・ 対象者に関する連携	施設長
8	ワンネス財団	対象者に関する連携・研修会実施等	施設長
9	日本自立準備ホーム協議会	自立準備ホームの実施に向けた協議会への登録	施設長
10	保護観察所	自立準備ホームの実施に向けた協議会への登録・指導 対象者に関する連携	施設長
11	HP制作会社	HP/リーフレットの作成委託	施設長

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	周知のためのHPのリニューアル /リーフレットの作成	盛り込む内容の 確定	骨子案の完成	3月
2	定量的	地域への周知の実施	自治体等への 周知の実施	地域への周知の実施	3月
3	定量的	外部研修会への参加(居住支援法人): 地域ネットワークリーダー研修会/奈良県居住支援協議会協会 /全国居住支援研修会/コミュニティソーシャルワーカー実践研修	研修の参加 ネットワークづくり	研修会への参加	3月
4	定量的	外部研修会への参加(居住支援法人)(自立準備ホーム): あしかプロジェクト研修/近畿自立準備ホーム研修/地域生活 定着支援センター研修	研修の参加 ネットワークづくり	研修会への参加	4月
5	定量的	内部研修会の実施 ①職員へ取組の周知を行う研修 ②取組実施に向けたスキルアップ研修	職員のスキル向上	研修会の実施	5月
6	定量的	不動産会社との連携の実施	1業者以上	連携の実施	3月

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	入居困難者への入居支援	入居困難者の入居体制の整備や関係機関との情報連携
2	施設を活用した地域へのサービス提供	認知症カフェ等の居場所づくり
3	地域連携・地域ネットワークの構築	居住支援・自立準備に関する各種協議会への参加によるネット ワークづくり
4	地域連携・地域ネットワークの構築	不動産会社のネットワークを活用し、居住支援の実施に繋げる
6	地域における相談支援やアウトリーチの実施	相談窓口の実施と支援への連携
6	全国への展開	総合施設長が講師を務める各種研修及び HP・動画を活用した取組の全国への周知

VIII スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和5年 12月22日	事業説明・打ち合わせ	・事業概要及び実施事項の紹介 ・取組に関する意向の確認	プロジェクトメンバー の決定
令和6年 1月15日	キックオフミーティング	・プロジェクトチームの組成 ・課題の整理 ・取組の方向性の決定	内部での課題の整理・スケジュール調整
令和6年 1月29日	定例ミーティング①	HPのリニューアル/リーフレットの作成に盛り込む内容の協議 地域との連携先の協議	デザイン会社との連携 不動産会社との連携 可能性の検討
令和6年 2月	連携ネットワーク協議会への参加	自治体・社協・関係団体・不動産業者への居住支援法人等の実施に関する周知の実施	
令和6年 2月14日	定例ミーティング②	デザイン会社同席のもとHP・リーフレットに盛り込むメッセージ性やレイアウトについての協議	地域の不動産会社との話し合い
令和6年 2月	地域の不動産会社との話し合い	双方向の連携の実施依頼	
令和6年 3月1日	定例ミーティング③	HP・リーフレットによって期待される効果に関する協議 不動産会社との連携状況の確認	
令和6年 3月14日	定例ミーティング④	取組計画書の確認	取組内容の振り返り

IX 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

地域の高齢者はもちろん、高齢者に留まらず地域住民が今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるように居住支援法人・自立準備ホームを含めた4つの支援を提供し、見守り・生涯支援を実施していく。

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	居住支援法人・自立準備ホームの実施 HPのリニューアル/リーフレットの作成とリリースによる地域への周知	居住支援法人・自立準備ホームの実施 実施のための関係機関・事業者等との連携 HPのリニューアル/リーフレットの作成による地域への周知
2年後	居住支援法人・自立準備ホームの事例の横展開 他の法人・施設との連携強化	研修・講演を通じた事例の周知 地域の他法人・施設への連携強化のための働きかけ
X年後	「令和な養護老人ホーム」を実現するために先進施設として「クアッド(4つ)福祉」を全国に周知・横展開していく	研修・講演を通じた事例の周知 全国団体等も巻き込んだ事例・取組施策の横展開 事業所向けの見学会・説明会等の実施

最終更新日：2024年1月12日

初回記載日：2024年3月25日

令和5年度老人保健健康増進等事業
養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける
地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業

取組計画書

法人名	社会福祉法人大川医仁会	施設名	養護老人ホーム明光園
-----	-------------	-----	------------

決裁者名 (プロジェクト オーナー)	
--------------------------	--

報告者名 (プロジェクト リーダー)	
--------------------------	--

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

地域における「不登校児の増加」、人事交流が減少したことによる「児童と高齢者の接点の希薄化」という両課題に対し、施設として貢献することにより、課題解決のきっかけ作りを行う。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
地域交流事業	地域の中学生と利用者の交流事業	令和6年度～	大川市内

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

地域の中学校へ課題の把握を行うとともに、学校と連携し学生が気軽に入居者との交流事業の実施に向けて必要な取組の検討、調整を行う。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		施設長	明光園	統括責任者
2		統括課長	明光園	プロジェクトリーダー
3		係長	明光園	
4		主任看護師	明光園	
5		主任支援員	明光園	
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。
 ※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。
 ※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。
 ※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週
- ◆開催場所:会議室

※プロジェクトミーティングの結果は議事メモとして、事務局へご提出ください。

<その他特記事項>

--

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	大川市	教育委員会事務局と連携を行い各種教室参加やスクールソーシャルワーカーの講演実施のための調整依頼	統括課長 他
2	大川市立大川桐薫中学校	ニーズの把握の実施、情報連携、意見交換	統括課長 他
3	大川市教育相談室・適応指導教室	課題を抱える児童の理解促進のための教室参加の検討	統括課長 他
4	子育て支援総合施設「モッカランド」	将来的な連携の検討	統括課長 他
5			

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	来年度以後の取組内容の決定及び法人内への周知	具体的な取組の決定	取組計画の作成・周知のためのポスター作成	3月
2	定量的	学校側のニーズの把握	学校側との意見交換の実施	意見効果の実施	3月
3	定性的	教育委員会事務局との連携	教育委員会との意見交換の実施	意見効果の実施	3月

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	地域連携・地域ネットワークの構築	将来的な課題を抱える児童を支えるためのネットワークの構築の検討
2		
3		
4		
5		

VIII スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和5年 12月25日	事業説明・打ち合わせ	・事業概要及び実施事項の紹介 ・プロジェクトチームの組成	プロジェクトメンバーの決定
令和6年 1月11日	キックオフミーティング	・現状の地域・施設課題の認識合わせ ・事業概要・実施事項の説明 ・スケジュール設定	地域ニーズの把握
令和6年 1月	地域の学校との意見交換	・学校が抱える課題のヒアリング	今後の教育委員会事務局との打ち合わせの設定
令和6年 1月29日	定例ミーティング①	・意見交換の内容の共有 ・今後の行政との連携の必要性の確認 ・将来的な地域ネットワークの検討	
令和6年 2月19日	定例ミーティング②	・取組方針の確認 ・課題を抱える児童への理解を深める取組についての検討	
令和6年 3月	教育委員会事務局との打ち合わせ	・地域の課題のヒアリング ・地域で実施している取組の把握	連携の可否についての回答待ち
令和6年 3月7日	定例ミーティング③	・打ち合わせ内容の共有 ・今後の取組の計画案の検討	行政への連携依頼の結果確認
令和6年 3月21日	定例ミーティング④	・行政からの連携依頼承認の確認 ・今後の取組計画の確認 ・取組の振り返り	

Ⅸ 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

地域における課題を抱える児童へ、福祉の精神で何が出来るかを考えていく必要がある。そのために、「見る・診る・知ること」を第一歩に児童が抱える課題について理解を深め、行政等と連携の上、施設・法人として出来る支援を行っていく。

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	・プロジェクトチームの拡充 ・児童の抱える課題への理解促進 ・試行的な取組実施	法人・施設内でのメンバー募集 教育委員会事務局・学校との連携 研修会の実施・各種教室への参加 試行的な取組実施
2年後	・本格的な取組実施	学校と連携した参加者の募集 施設・法人内部の受け入れ体制の強化
X年後	課題を抱える児童を支援する機関・団体のネットワークの構築を検討する	地域の支援機関・団体への声掛け 地域連携ネットワーク会議の開催

最終更新日：2024年3月6日

初回記載日：2024年1月16日

令和5年度老人保健健康増進等事業
養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける
地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業

取組計画書

法人名	社会福祉法人浴風会	施設名	浴風会松風園
-----	-----------	-----	--------

決裁者名 (プロジェクト オーナー)	
--------------------------	--

報告者名 (プロジェクト リーダー)	
--------------------------	--

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

浴風会の基本理念である「地域との協働と地域貢献」の一環として、地域住民と松風園の入居者とのコミュニティの創生を行いたい。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
地域とのコミュニティの創生	持続可能な地域コミュニティ創生プロジェクト	令和3年度から実施中 令和6年度より拡大	松風園北側敷地 (高井戸地区)

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

施設入居者と地域住民が敷地内の農園で農作物の栽培から収穫までを体験することを通じて、農作業を通じた生きがいづくりや、農園の維持管理を通じた利用者との交流に繋げ、地域コミュニティを作り上げていく。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		園長	浴風会松風園	リーダー
2		地域サービス部長	法人本部	地域連携担当(外部団体との連絡)
3		ケアリーダー	浴風会松風園	内部利用者・職員との連携
4		ケアリーダー	浴風会松風園	内部利用者・職員との連携
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「〇」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週水曜日 13~14時
- ◆開催場所:会議室

<その他特記事項>

--

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	未来の暮らし創造塾杉並 (地域の有識者の任意団体)	地域農園の実施に係る指導、情報共有の実施	園長
2	杉並区	民生委員児童委員協議会への依頼に関する情報共有	地域サービス部長
3	地区民生委員児童委員協議会	地域の高齢者への参加呼びかけについての協力依頼	地域サービス部長
4	地区自治会	民生委員児童委員協議会への依頼に関する情報共有	地域サービス部長
5	松風園園芸クラブ	クラブ員を中心とした松風園利用者の参加促進	ケアリーダー

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	法人事業計画・予算への反映	計画等への反映	事業計画等への記載	3月
2	定性的	地域住民への周知 地区民児協議との連携	連携の実施	協力依頼の実施 周知用チラシの作成	3月
3	定性的	農園拡張に向けた準備 通年を通じた菜園作業の確保	資材等の確保	杉並未来創造塾との調整	3月

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	施設を活用した地域へのサービス提供	実施を検討している子ども食堂にて地域農園でとれた野菜の活用を行う
2	施設内での活動との連携	施設内での園芸クラブで地域農園で作った商業土等を活用する
3		
4		
5		

VIII スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和5年 12月19日	事業説明・打ち合わせ	・事業概要及び実施事項の紹介 ・現状の地域・施設課題の認識合わせ	・プロジェクトチームの組成
令和6年 1月10日	キックオフミーティング	・事業概要の説明 ・課題確認のワークショップ ・実際に行う取組の決定	・連携先へ働きかけ ・地域ニーズの確認
令和6年 1月30日	定例ミーティング①	・連携先・地域ニーズの確認結果 ・取組実施に向けた課題の確認	・地域の民生委員への協力依頼
令和6年 2月	杉並区民生委員児童委員協議会との意見交換	・連携に向けた情報共有・意見交換	
令和6年 2月15日	定例ミーティング②	地域の民生委員への確認結果 地域への周知方法の検討 今後の実施体制の検討	・連携先への確認
令和6年 2月28日	定例ミーティング③	・来年度以後の方針の決定 ・連携先への周知準備 ・実施方法・周知範囲の確定	・内部での体制構築
令和6年 3月7日	定例ミーティング④	・来年度以後の取組計画書の確認	法人の事業計画への反映
令和6年 3月	法人内部検討会	・来年度の事業計画への反映	

IX 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

社会福祉法人として地域に還元していくために、制度の狭間で支援を十分に受けられない方やSOSの声を挙げられない人でも支援が受けられるよう、居住支援を含めた様々な支援を実施し、将来は先行事例として全国に普及していきたい。

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	地域農園を拡張し、まずは施設近隣地域の高齢者の参加受け入れを開始して野菜の栽培、農園で活用する腐葉土づくりや利用者による水やり等を行う	杉並未来創造塾との連携の上での資材の準備 地区民生委員と連携した参加者への呼びかけ
2年後	地域農園の拡張と合わせ、参加対象者を都営団地の住民等にも拡充する	地域の団体へのアプローチ 法人広報誌等による地域への取組についての周知 自治体・社協等を通じた取組に関する広報活動
X年後	地域農園で収穫した野菜を子ども食堂で活用し、児童と入居者を含めた地域の高齢者の多世代交流の場とする	他事業との連携のための法人内の連携

最終更新日：2024年3月 3日

初回記載日：2024年1月16日

令和5年度老人保健健康増進等事業
養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける
地域共生社会の実現に向けた 取組の促進等に関する研究事業

取組計画書

法人名	社会福祉法人あさがお福祉会	施設名	ケアハウスあさがお
-----	---------------	-----	-----------

決裁者名 (プロジェクト オーナー)	
--------------------------	--

報告者名 (プロジェクト リーダー)	
--------------------------	--

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

地域の制度の狭間で支援を十分に受けられない方やSOSの声を挙げられない人に対して、軽費老人ホーム・ケアハウスとして住まいに関する支援が受けられるようにしていく必要がある。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
施設を活用した 地域へのサービス提供	居住支援法人の実施	令和6年～	徳島市内

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

地域の住まいに課題を抱える住民に対して、居住支援法人の認可を取得し、ケアハウスのゲストルームを活用した居住支援を実施する。まずは地域の困難事例高齢者に対する、養護老人ホームへの措置入所までの繋ぎの支援から開始する。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		法人統括施設長	法人本部	統括責任者
2		統括補佐	法人本部	プロジェクトリーダー
3		津田颯直統括管理者	津田拠点	地域連携担当
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「〇」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週
- ◆開催場所:法人本部会議室

<その他特記事項>

--

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	徳島県土木課	居住支援法人の認可申請	統括施設長 統括補佐
2	徳島県	ケアハウス内ゲストルームの活用に関する許可	統括補佐
3	徳島市健康福祉政策課	定款変更の認可申請及び情報共有	統括補佐
4	徳島市高齢介護課	養護老人ホームへの措置入所までの繋ぎ支援の連携	統括施設長 統括補佐
5	地区民生委員児童委員協議会	地域の困難事例高齢者に関する情報連携	統括施設長 統括補佐

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	法人内部の承認	～3月		
2	定量的	居住支援法人の認可	～3月		
3	定量的	定款変更申請	～3月		

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	施設を活用した地域へのサービス提供	施設内のゲストルームを活用した居住支援を実施する
2	地域連携・地域ネットワークの構築	地区民生委員児童委員協議会と連携して困難事例の高齢者に関する相談を受け付けるとともに、将来的には地域で母子に関する支援を実施しているNPOとの緩やかな連携も模索する。
3	地域における相談支援やアウトリーチの実施	法人内のふくしの窓口からの相談受け入れの他、既存の宅食事業を活用したアウトリーチを実施する
4		
5		

VIII スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和5年 12月18日	事業説明・打ち合わせ	・事業概要及び実施事項の紹介 ・現状の地域・施設課題の認識合わせ	・プロジェクトチームの組成
令和6年 1月12日	キックオフミーティング	・今後の取組方針の決定 ・スケジュール感の確認	・内部での課題整理 ・認可申請の準備
令和6年 1月	徳島県へのヒアリング	・居住支援法人認可申請手続の確認	・収集した課題の確認
令和6年 1月26日	定例ミーティング①	・手続関連の確認 ・取組に向けた課題の確認 ・計画書の作成	・内部の連携体制の確認
令和6年 2月6日	定例ミーティング②	・地域共生社会の実現に係る施設としての課題の洗い出しと整理 ・課題に対する取組方針の決定	決定した取組方針に関する法人内部での意思決定
令和6年 2月20日	定例ミーティング③	・認可申請の状況確認 ・取組方針の再確認	自治体への確認
令和6年 2月	徳島市との意見交換	連携に向けた情報共有・意見交換	
令和6年 3月4日	定例ミーティング④	・来年度以後の方針の決定 ・連携先への周知準備	自治体・地区民児協等への連携に向けた周知・情報共有
令和6年 3月	法人理事会	・来年度の事業計画への反映	

IX 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

社会福祉法人として地域に還元していくために、制度の狭間で支援を十分に受けられない方やSOSの声を挙げられない人でも支援が受けられるよう、居住支援を含めた様々な支援を実施し、将来は先行事例として全国に普及していきたい。

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	居住支援法人の認可を取得し、ケアハウスのゲストルームを活用した養護老人ホームへの措置入所までの繋ぎの居住支援を実施する。	居住支援の認可取得 法人内での受け入れ態勢の整備 老人保護措置担当部局・地区民児協との連携
2年後	地域のNPO法人等と緩やかな連携を行い、住まいに課題を抱えた母子世帯等へ支援の入り口を拡大する。	地域の団体へのアプローチ 地域への居住支援に関する周知 自治体・社協等を通じた取組に関する広報活動
X年後	居住支援法人に関する補助金を活用し、法人で運営しているグループホーム等を改修して居住支援の受け皿を拡大する	補助金活用に向けた自治体との調整 全軽協内外での事例の横展開

4. 先行事業の考察・分析

本調査研究事業の実施にあたり、これまで行われてきた先行事業を踏まえるため、近年における主な先行事業の考察・分析を下記にお示しする。

【主な先行事業】

1. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業（平成30年度老健事業）
<https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/2018yougokeihi.pdf>
2. 地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業（令和2年度老健事業）
roukenjigyou_r02_houkokusho.pdf (istsw.jp)
3. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業（令和3年度老健事業）
https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add20jigyohokokusho.pdf
4. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業（令和4年度老健事業）
https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r04_131jigyohokokusho.pdf

【先行事業の考察・分析のまとめ】

○ 「地域に選ばれる施設」を目指すために

養護老人ホーム、軽費老人ホームにおいては、これまでも地域における多様で複雑なニーズの受け皿を担ってきたが、地域の福祉の向上を目指した活動や機能の発揮等、地域共生社会の実現に向けたさらなる役割の発揮が期待されているところである。

一方で、従前より自治体、地域包括支援センター等の関係機関や地域住民に、**施設**の取組や支援内容が十分に理解されていない課題を指摘されている。この課題の原因としては、先行事業において、「**役割の明確化と他施設・サービス等との差別化を図ることができていないこと**」「**関係機関と連携を図るために双方の積極的なアクションが進んでいないこと**」等が指摘されている。

また、施設の取組や支援内容が十分に理解されるためには、**地域課題の取組を進めることの有効性が先行事業において示されている**。（令和2年度老健事業のアンケート調査結果では、地域における活動を実施した施設のメリットを伺った結果、「地域で施設自体が理解されるようになった」「地域や関係機関とのつながりがさらに深ま

った」が6割以上、「地域課題（ニーズ）を知ることができた」が5割程度、「入居（相談）につながった」が3～4割程度みられている。）

なお、平成30年度老健事業のアンケート調査においては、**施設の地域課題への取組が進まない理由として、施設内の職員の確保に関する事項が上位**であった。加えて、**施設の空床や運営費利用に関する制約を指摘**する回答も一定割合みられた。本事業のモデル施設支援やその横展開の方策を検討するにあたっては、留意点として踏まえる必要がある。

養護老人ホーム・軽費老人ホームが「地域に選ばれる施設」を目指すためには、**地域における自施設の役割を明確にするとともに地域課題への取組を通じた役割の発揮を促進していくことが非常に重要**であることが、先行事業にて改めて確認された。本事業においては、役割の明確化を含めた、地域課題に向けた取組のノウハウを蓄積するとともに、**取組の結果（成果）や施設運営等への影響との関連性についても明らかにする必要がある**。

＜（参考）施設の役割の理解における課題の原因・影響と求められる取組後のイメージ＞

【施設の役割の理解不足（課題）の原因と悪循環のイメージ】

原因	結果（課題）	悪影響
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役割の明確化と他施設・サービス等との差別化を図ることができていない ✓ 関係機関と連携を図るための双方の積極的なアクションが進んでいない ✓ （地域課題の取組がなされていない） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体、地域包括支援センター等の関係機関や地域住民に、施設の取組や支援内容が十分に理解されない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他サービスの選択（地域に選ばれない） ✓ 空床による経営への影響等

【施設の役割の理解に向けた取組後の好循環への転換イメージ】

取組	結果	好影響
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役割の明確化と他施設・サービス等との差別化を図る ✓ 関係機関と連携を図るために双方の積極的なアクションを実施（情報発信、地域ケア会議等への参加等） ✓ 地域活動の取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体、地域包括支援センター等の関係機関や地域住民との顔の見える関係の構築と施設の取組や支援内容の理解 ✓ 地域や関係機関とのつながりの深化 ✓ 職員における地域課題（ニーズ）の把握と理解の深まり 等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入所・入居（相談）の増加（地域に選ばれる） ✓ 稼働率向上による経営への影響 等

○ 契約入所の活用の促進について

厚生労働省では、平成30年度老健事業、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を踏まえ、必要な方への措置制度の適切な活用や居住に課題を抱える者を対象とした契約入所を促す通知（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」老高発0702第1号令和元年7月2日）を発出している。

その後、令和3年度老健事業のアンケート調査においては、契約入所の活用意向は約2割にとどまっていることがわかった。また、活用意向のない施設においては、契約入所の金額では生活保護基準を満たしていない低所得高齢者が入所できない、現在の入所者との処遇に差が生じる可能性等の理由が挙げられていた。

なお、同事業において、積極的に契約入所を行っている施設では、施設側から措置されるべき制度の狭間にいる人の掘り起こしとして契約入所を利用し、契約入所から措置入所に切り替えるといった事例もみられており、ショートステイ等、契約入所の有効な活用方法を検討する必要があるが指摘された。

契約入所の有効な活用方法の検討ならびに契約入所を推進していくためにも、モデル的な事例のノウハウや成果を収集・整理の上、横展開に向けた仕組みを検討していく必要がある。

(参考)【先行事業の整理】

1. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業（平成30年度老健事業）

※ 特に今年度事業に関連する、「施設の役割の理解」「地域課題への取組」「契約入所・空床の活用」に係る調査結果・まとめの内容を赤字で示している。

事業の目的等
<ul style="list-style-type: none">➤ 養護老人ホームや軽費老人ホームによる<u>地域に根ざした取組状況を確認して地域包括ケアシステム時代における施設の社会的役割を浮き彫りにするとともに、取組の促進に向けた観点からの課題整理や支援方策の検討を行う。</u>➤ また、社会資源の有効活用という観点から、養護老人ホームにおける運営実態とともに養護老人ホームへの<u>措置入所に至る過程や入所要件等の現状（地域差等を含め）を明らかにし、課題の抽出を行い、今後の施設運営支援に向けた具体的な取組方策を検討するための基礎資料とする。</u>
調査結果概要
<p>【地域課題に取り組むにあたっての課題】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 養護老人ホーム・軽費老人ホームが<u>地域課題に取り組むにあたっての課題</u>として、「職員数に余裕がないため、施設（法人）独自の取組は難しい」64.1%、「勤務時間内に職員が地域課題への取組に参加できない（配置基準）」44.7%など、<u>地域課題に取り組む職員の確保に関する事項が上位</u>であった。➤ また、「<u>施設利用に関する制限があり、空床を活用した支援が難しい</u>」22.2%、「措置費や補助金の用途に制限があり、地域支援に利用できない」15.7%など、<u>施設や運営費利用に関する制約</u>を指摘する回答も一定割合みられた。 <p>【措置制度活用状況の実態】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>措置制度活用に関する市町村の認識や運用面で差異が生じている実態がうかがえた。</u>特に、管内に養護老人ホームがない市町村では、養護老人ホームは身近な社会資源ではなく、また措置制度に係る財政負担も意識しているため、結果として活用可能な他制度等を優先的に検討せざるを得ない状況にあると考えられた。➤ また、緊急対応を要するケースにおけるタイムリーに入所できない等の措置制度の運用に関する問題とともに、入所前の待機期間中における高齢者本人の意向や状態像の変化に伴って養護老人ホーム入所に繋がらない実態もある。さらに、一部ではあるが、養護老人ホーム側の体制的な面から入所困難な高齢者もいることが確認された。➤ <u>養護老人ホームにおいて空床が生じている理由としては、自治体の財政負担ばかりではなく、制度運用上の問題や高齢者本人の意向、養護老人ホーム側の課題（ハード面や支援体制等）</u>など、複数の問題が重なっていることが確認された。

まとめの概要（今後の検討課題）

【地域課題（ニーズ）に寄り添う「地域の施設」としての役割の推進】

- 養護老人ホームや軽費老人ホームは、役割を明確化して他施設・サービス等との差別化を図り、高齢者や関係者から「選ばれる施設」になることを目指すことが必要。
- 地域課題に積極的に取り組んでいる施設では地域住民や地域包括支援センター等の関係者から信頼を獲得し、入所（居）者の増加に繋がった事例も確認されていることから、地域住民や関係者からの信頼を得るために地域課題に取り組むことによって、その結果として「選ばれる施設」になり、入所（居）者の増加が図られるのではないか。

【地域課題への取組を阻害する制度的要因の改善】

- 具体的な事項については今後検討を行う必要があるものの、養護老人ホームや軽費老人ホームが地域包括ケアシステムの中で「地域の施設」としての価値を高めるために、特に「空室の有効活用」等に関する具体的検討を行う必要があるのではないかと。

【取組内容等の周知の促進】

- 市町村（政令指定都市・中核市を除く）は、軽費老人ホームと直接的な関わりがないため、施設の取組や支援内容を十分には理解していない状況が明らかとなった。
- 特定施設の指定を受けていない軽費老人ホームでは、介護職員処遇改善加算の対象とならず法人内職員間での給与格差が生じていたり、運営費の構造から施設再生産（建替）費用の積立が困難といった課題もある。このような軽費老人ホームを取り巻く課題も含め、施設の支援内容や取組について市町村や地域包括支援センター、地域住民等に周知を図ることが必要ではないかと。

<厚生労働省の対応>

令和元年7月に厚生労働省通知（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」老高発0702第1号令和元年7月2日）を发出。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001148577.pdf>

（関連法）

* 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年施行）」

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

* 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成30年施行）」

地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

* 「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年4月施行）」

社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

2. 地域共社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業（令和2年度老健事業）

事業の目的等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム、地方自治体、地域連携室に対する相談内容、関係機関とのつながり、施設に期待する役割等を把握し、<u>養護老人ホーム及び軽費老人ホームを取り巻く現状を明らかにする。そのうえで、地域での活動・支援の取組状況や施設における今後の事業展開の方針を把握し、地域共生社会の実現に向けた今後のあり方について、課題と取組方策を検討するための基礎資料とする。</u> ➤ また、地方自治体や地域の関係者、地域住民等に施設を周知し、施設をより活用いただくことを目的とした「<u>活用ハンドブック</u>」を、養護老人ホーム編と軽費老人ホーム・ケアハウス編の2編作成する。この中では、先駆的・実践的な取組事例を掲載し、<u>施設が地域での活動や支援に取り組んでいる実践を具体的に提示する。</u> ➤ これらにより、社会福祉法関連施策の動向や、昨今の複雑、多様化している地域福祉のニーズにも応え得る養護老人ホーム及び軽費老人ホームへその機能をさらに昇華させ、地域住民や自治体等にも養護老人ホーム及び軽費老人ホームの役割の理解とその活用を促進する。
調査結果概要
<p>【施設の特徴の理解状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者の相談は、市町村や地域包括支援センターに相当集中しており、これらの機関では退院・退所に伴う次なる場所の確保に対する相談等のギャップを埋め切れていないという課題がみられた。しかしながら、地域包括支援センターや市町村においては、<u>養護老人ホーム及び軽費老人ホームの特徴を十分に理解されていない</u>ことから、養護老人ホーム及び軽費老人ホームではなく有料老人ホームや無料低額宿泊所等の選択肢が受け入れ先として選択されているケースが一定数生じていると考えられた。 <p>【施設へ期待する役割と受け入れについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県や市町村は、特に養護老人ホームに対しては緊急避難的な位置づけでその役割を期待しており、軽費老人ホームに対しては、高齢障害者の受け入れを期待している。地域連携室も、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対しては相当の期待を寄せ、積極的に連携したいという意向がある。一方で、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの一部には看取りを含め医療的な対応に対して負担を感じる施設もみられた。 <p>【地域での活動状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県や市区町村において、社会福祉法人の「<u>地域における公益的な取組</u>」に

における養護老人ホームと軽費老人ホームとの連携した実施に関しては、ほとんどの取組で実施されていない実態がみられた。

- 地域における活動を実施した施設のメリットとしては、アンケート調査の結果、「地域で施設自体が理解されるようになった」「地域や関係機関とのつながりがさらに深まった」が6割以上であり、「地域課題（ニーズ）を知ることができた」が5割程度、「入居（相談）につながった」が3～4割程度であった。

まとめの概要

【自治体との連携強化・地域ケア会議への参加】

- 施設が地方自治体等へ自施設の役割を発信すること、地方自治体が施設に期待する役割を求めるためにも、養護老人ホーム・軽費老人ホームの地域ケア会議への積極的な参画が連携を図る手法の一つとして有効と考えられる。

【地域連携室との連携強化】

- 地域連携室では、施設に対して「介護が必要だと入れない」「自立度が高いことが求められる」など、入所・入居の実態や実際の運用に誤った認識を持っていた。これを解消しつつ、可能な限りスムーズな入所・入居へつなげるよう努める必要がある。そのため、地域連携室へ赴いて施設や制度の説明を行うなど、その認知度を上げる取り組みも求められる。その中で、医療的ケアが必要な方の入所・入居や看取りの経験、今後の意向についても理解してもらい、地域連携室から安心して退院（予定）患者が入所・入居できる施設が求められる。

【地域での活動や取組の活性化】

- 施設の役割や地域の活動のメリットから、地域に出て、地域とつながり、地域を知ること、施設が地域共生社会実現の一翼を担うことができ、施設が地域の課題に取り組むことにより、その地域での施設の信頼性や存在意義を高めることにつながることから、地域での積極的な活動や取組が求められる。

3. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業（令和3年度老健事業）

事業の目的等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営や設備等の状況及び、施設経営を取り巻く環境として、各自治体の措置費及び補助金の実態、施設と関係機関との連携状況等を明らかにする。 ➤ 地域共生社会の実現を果たすために施設がどうあるべきか、持続可能な経営の在り方とそれに向けた今後の課題を検討するための基礎資料をとりまとめる。
調査結果概要
<p>【施設の経営等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 養護老人ホーム・軽費老人ホームともに赤字施設が全体の約3割以上。利用率が上がらないと回答した赤字施設では、施設の老朽化、措置入所が決定しない（養護）、周囲に競合他施設がある（軽費）を理由に挙げているところが多くみられた。 <p>【措置費、事務費・補助等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設への加算の支給実績や消費税増税時の対応は、自治体間の格差があることが明らかとなった。消費税増税時の対応（10%増税時）では、「対応した」と回答があった市区町村は、養護老人ホームでは約6割強、軽費老人ホームでは約8割強であった。また、多くの自治体で、建替えや耐震化の補助費は用意がされていない実態が確認された。 <p>【契約入所の活用について（養護老人ホーム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>契約入所の活用意向</u>について、「どちらとも言えない」が約5割、次いで「活用したい」が約2割であった。「あまり活用したくない」、「活用したくない」と回答した方の理由として、契約入所の金額では生活保護基準を満たしていない低所得高齢者が入所できない、現在の入所者との処遇に差が生じる可能性があるといった意見がみられた。 <p>【施設の設備等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 養護老人ホームの約1割強、軽費老人ホームの約1割は耐震化が未対応であった。 <p>【人材の確保等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多くの施設では、若手職員の獲得に苦勞しており、赤字施設では特に職員の高齢化や中間管理職の育成に困っていた。<u>生活支援の専門性に一定程度の経験が求められる点、有資格者の給与水準が低い点、サービス種別の認知度が低い点</u>等の課題意見がみられた。 <p>【地域における取組・認知状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 養護老人ホーム・軽費老人ホームともに「<u>社会福祉協議会、他法人等と連携した</u>

ネットワークに参加している」施設が約 6 割。約半数以上が、地域において施設が十分に認知されていないと回答した。

- 取組の工夫を行っている施設では、積極的な情報発信とともに地域ケア会議等の各種会議への参加の他、地域の要支援者に対する相談支援といった地域公益活動の取組等を継続的に行っていた。

まとめの概要

【地域ニーズの担い手としての施設機能・役割の見直し】

- 施設が地域の実情やニーズを踏まえ、自施設の役割を検討していくには、関係機関と日頃から情報収集や意見交換・相談を行うことが効果的と言える。また、施設内においても、経営方針や経営計画の見直し等、定期的に施設の機能・果たすべき役割について話し合いや見直しの場を設け、職員に共有することも重要。

【措置・契約入所の活用方法の検討（養護老人ホーム）】

- ヒアリング調査では、入所判定会議の前に、数日間のショートステイを試した後に、措置入所に切り替えた事例がみられており、地域住民である相談者が住み慣れた地域で気軽に施設を活用できるといった柔軟な仕組みの検討も有効と言える。なお、積極的に契約入所を行っている施設では、施設側から措置されるべき制度の狭間にいる人の掘り起こしとして契約入所を利用し、契約入所から措置入所に切り替えるといった事例もみられており、ショートステイの有効な活用方法を検討することが望まれる。

【人材の確保と働きがいのある職場づくり】

- ニーズの多様化に対応するため、有資格者の配置を進めることができるよう、関係機関との連携・協力の他、地域のネットワーク事業などを通じた専門職のワークシェアリング、専門職の派遣・訪問等による支援の仕組みの検討が必要と考えられる。さらに、黒字施設で高い実施傾向にあった、働き方の柔軟性や多様な人材の活用等も視野に入れるべきと言える。
- 加えて、人材の育成や定着を図るためには、経営理念や方針の定期的な共有、職員の教育や育成、評価の仕組みづくり等、働きがいのある職場を作るために可能な取組に着手していくことが重要と考える。

【地域共生社会の実現を支える養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに向け】

- 検討委員会では、養護老人ホームにおいては、措置費制度の縛り（措置控え）の問題、軽費老人ホームにおいては、「経過措置施設」の位置づけとして、社会情勢や地域ニーズの変化に伴い、ケアハウスではなく新たな地域共生型の施設へ機能転換する方向性を検討する必要性等について、改めて課題提起があった。
- 「地域における公益的な取組」の必要性も踏まえ、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスそれぞれが、施設機能の在り方を含め、地域共生社会の実現に向けて将来的なビジョンが描けるような協議がさらに求められる。

4. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業（令和4年度老健事業）

事業の目的等
<p>➤ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について必要な処遇改善が図られることを示した、<u>厚生労働省通知（令和3年12月24日に「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた各自治体における施設への処遇改善の対応として、老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況等の実態を把握すること、ならびに施設における影響として養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態について確認を行い、職員の処遇改善の在り方及び処遇改善の推進策を検討するための基礎資料を取りまとめることを目的とする。</u></p>
調査結果概要
<p>【自治体における処遇改善に係る措置費・事務費の引上げの状況等について】</p> <p>➤ 半数以上の自治体が対応を予定または実施していた。一方で、措置費・事務費引上げ予定のない自治体もみられており、対応のばらつきが確認された。また、処遇改善に係る自治体の措置費・事務費の改定を進めるには、<u>厚生労働省からの通知、計算式等の技術的助言の明示、関係団体や施設からの要望や交渉、地方交付税交付金措置の実施、関係団体等を通じた全国的な動向の把握等が有効と考えられた。</u></p> <p>➤ 今回の処遇改善を契機に、消費税増税の対応が合わせて行われたケースが散見された。</p> <p>【施設における処遇改善の状況等について】</p> <p>➤ 養護老人ホーム・軽費老人ホームともに措置費または事務費の引上げが行われた施設の約9割以上で処遇改善に係る給与の引上げ等が行われていた。<u>このうち、約5割の施設においては、職員全員に対して給与等の引上げを行っていた。</u>一方、法人内の介護保険事業所と比べると未だ給与水準が低いこと、対象職員（職種）が介護職員等に限定されていること等を指摘する意見が散見された。</p> <p>➤ 給与等の引上げ以外の職員の処遇改善等の取組として、キャリアアップに向けた人材育成や、子育て等の両立支援等の処遇改善に関する加算の職場環境要件に該当する事例や経営改善に係る取組事例が確認された。</p> <p>➤ 施設が処遇改善を契機に地域や入所者・入居者に向けて<u>新たな支援の取組を行うには、処遇改善を機として施設が取り組むべきことに目を向ける意識改革や、処遇改善を含めた経営改善の取組を継続的に行う必要が考えられた。</u></p> <p>➤ 養護老人ホーム、軽費老人ホームが給与等の引き上げに係る処遇改善を推進する</p>

にあたって、措置費及び事務費の改定等の対応が自治体によっては長期間行われていないこと等、経営やその環境における課題が阻害要因となっていることが明らかとなった。

まとめの概要

【処遇改善に係る自治体への働きかけについて】

- 処遇改善の実施状況に関する調査結果を通して、厚生労働省通知が発出されたこと、厚生労働省通知の発出と併せて、現場のニーズとして関係団体から自治体に要望を行うことの意義が明らかとなった。

【ネットワーク化の推進について】

- 香川県の施設では、社会福祉協議会をプラットフォームとした災害福祉支援ネットワーク協議会への参画や生活困窮者に対する事業（香川思いやりネットワーク事業）への参画事例がある。このような、ネットワーク化の推進について、施設の新たな機能強化の取組として参考になると考えられる。また、こうしたネットワーク化を推進するためには、自治体と法人や施設が協議を行い、テーマを決めてネットワークをつくる仕組みを明確にする必要がある。なお、ネットワークの形成は、他施設にとって地域に向けた取組のハードルを下げるためにも、モデル的な事例を示すことが求められると言える。

【既存事業への参画とソーシャルワーク機能の強化】

- 施設が地域共生社会の実現等に資する既存事業に参画することは、ネットワークの形成や施設の社会的な認知が増え、施設の利用にもつながっていく可能性がある。そのため、重層的支援体制整備事業等の地域共生社会における既存の事業等へ、参画していくことは重要かつ推進されるべきであると考えられる。その他、例えば地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等の住まいをきっかけとした地域共生に資する取組も進められていくべきと考える。

【地域共生社会の実現と施設の処遇改善の推進の好循環に向けて】

- 養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後の持続可能な経営とその基本的課題の一つである処遇改善の推進にあたっては、養護老人ホーム・軽費老人ホームが今まで以上に、それぞれの地域の自治体（都道府県・市町村）や関連機関・団体等との関係強化や連携を通して、地域の福祉の向上を目指した活動や機能の発揮による実績が社会的認知の向上とともに、新たな事業展開や処遇の改善に結び付くといった好循環の実現が期待される。そうした好循環は、介護職員に焦点が当てられている処遇改善が地域共生社会の実現に不可欠な機能・役割をもつ他の職種の処遇改善にもつながると言える。
- 今回の厚生労働省発出の通知という大きな追い風を活かして、地域共生社会の実現に向けて養護老人ホーム・軽費老人ホームがもつ生活支援やソーシャルワーク

等の機能を様々な場面に発揮し、それが経営の安定や処遇改善につながるという好循環を創出していくためには、その要因や仕組みを明らかにし、体系的に整理していくことが今後の課題と言える。

【措置入所等の対応について】

- 養護老人ホームでは、自治体によっては措置入所の要件が厳しいことから、対象者が入所判定会議の対象にもならないケースがあることや、その結果として稼働率が上がらず、施設の経営に厳しい影響を及ぼしているといった実態が確認された。
- 措置入所については、自治体の担当者の中には措置制度に詳しくない方もいるといった意見が現場ではみられていることから、今回の処遇改善等をきっかけに自治体に対する施設の役割を積極的に伝えていく姿勢も重要と考える。また、契約入所の有効な活用方法の検討ならびに契約入所を推進していくためにも、モデル的な事例を収集し、横展開していく仕組みを作ることも求められると考える。

